

島本町地球温暖化対策 実行計画 区域施策編（素案）

令和4年11月

島本町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の主体	3
5 対象とする温室効果ガス	4
第2章 地球温暖化の国内外の動向	5
1 地球温暖化のメカニズムとその影響	5
(1) 地球温暖化のメカニズム	5
(2) 地球温暖化の影響	6
2 地球温暖化対策の現状	11
(1) 国際的な動向	11
(2) 国内の動向	12
第3章 島本町の現状	21
1 島本町の地域特性	21
(1) 自然的特性	21
(2) 社会的特性	23
2 アンケート結果にみる島本町の課題	34
3 島本町における温室効果ガス排出量の現状	44
(1) 温室効果ガス排出量の算定方法	44
(2) 温室効果ガス排出量の現状	46
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標	56
1 温室効果ガス排出量の将来推計	56
(1) 現状趨勢ケース（BAU）における温室効果ガス排出量	56
(2) 対策による削減効果	59
(3) 長期（令和 32（2050）年）温室効果ガス削減シナリオ	63
2 温室効果ガス排出量の削減目標	66
(1) 短期（令和 12（2030）年度）目標	66
(2) 長期（令和 32（2050）年度）目標	67
3 再生可能エネルギーの導入目標	68

第5章 削減目標達成に向けた取組（緩和策） 69

- 1 めざす将来像 69
- 2 目標達成に向けた取組の方向性 69
- 3 施策の体系 70
- 4 基本方針毎の取組 71
 - 基本方針1 省エネルギー対策の推進 71
 - 基本方針2 再生可能エネルギーの利用促進 77
 - 基本方針3 脱炭素なまちづくり 79
 - 基本方針4 循環型社会の形成 82

第6章 気候変動への適応策（地域気候変動適応計画） 85

- 1 気候変動への適応とは 85
- 2 気候変動における影響評価 86
 - (1) 気候変動による影響 86
 - (2) 気候変動による本町への影響（アンケート調査結果より） 88
- 3 気候変動の影響に対する適応策 90
 - 基本方針5 省エネルギー対策の推進 90

第7章 計画の推進体制・進行管理 93

- 1 推進体制 93
 - (1) 庁内の推進体制 93
 - (2) 国、大阪府等との連携 93
 - (3) 住民・事業者・町との連携 93
 - (4) 情報公開 93
- 2 進捗管理 94

資料編

- 用語解説

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

産業革命以降、私たちの生活が便利になるとともに、人間活動を主な要因として世界の平均気温は上昇しています。気温の上昇は気候変動に影響を与え、海面上昇や洪水の発生など様々な形で顕在化しています。このままの状況が続いた場合、さらなる気候変動によるリスクの増大が懸念され、地球温暖化対策の推進は、地球規模での課題となっています。

国では、令和3（2021）年6月に施行された、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正において、令和32（2050）年までのカーボンニュートラルを基本理念に盛り込み、同年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を平成25（2013）年度比46%削減とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとしました。

本町では、これまで令和6（2024）年度までを計画期間とする島本町環境基本計画において、低炭素社会の形成を目指し、地球温暖化に関する啓発、省資源・省エネルギーに関する意識啓発、公共施設等での省エネルギー対策等の取組を進めてきましたが、こうした地球規模での気候変動の影響やそれをうけての国内の法令改正などの情勢変化等を踏まえ、本町においてもこれまで以上に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

本計画は、本町における地球温暖化対策を推進するための具体的な目標や施策を定めることで、住民、事業者、町が一体となり、地球温暖化防止、影響の緩和策と適応策を推進することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、本町の自然的・社会的特性に応じて、温室効果ガス排出の削減を総合的かつ計画的に進めるため、「温対法」第19条第2項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定するものです。

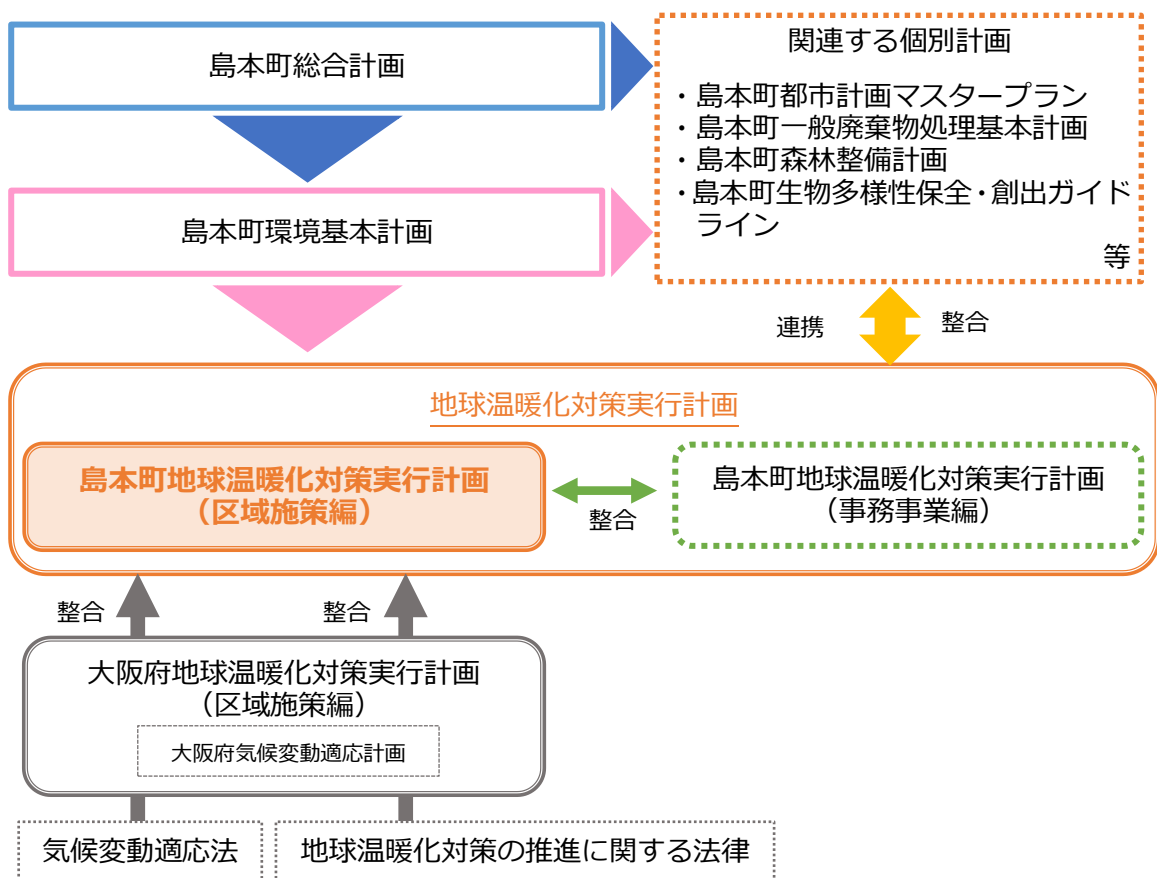
また、気候変動の影響による被害を軽減または回避し、安心・安全で持続可能な社会を構築することを目的とした気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を内包することとします。

なお、本町では本計画のほかに、町の事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を図るため、「島本町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、町の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組んでいるところです。

本計画では、計画期間に達成すべき目標、その目標を達成するために実施する措置の内容、施策等について定めることで、住民・事業者・町などの各主体が地球温暖化対策を推進する上で指針となる役割を定めます。

また、本計画の推進に当たっては、町の最上位計画である島本町総合計画や各関連計画等との整合・連携を図ります。

◆計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 12（2030）年度までとします。

目標年度は、令和 12（2030）年度とし、長期目標年を令和 32（2050）年として将来像を設定します。

本計画の基準年度（基準となる温室効果ガス排出量を算定する年度）は、国の地球温暖化対策計画に合わせて平成 25（2013）年度とします。

なお、計画期間中の社会的な情勢の変化や国の動向等に対応するため、本計画の進捗及び実施状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆計画期間と基準年度、目標年度

区 分	年 度
計画期間	令和 5（2023）年度～令和 12（2030）年度（8 年間）
基準年度※1	平成 25（2013）年度
目標年度※2	中期：令和 12（2030）年度 長期：令和 32（2050）年度

※1 温室効果ガス排出量の増減を比較するための基準となる年度

※2 温室効果ガス排出量の削減目標を達成すべき年度

4 計画の主体

計画の主体は、住民、事業者及び町とし、3 者協働のもと、本町における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進します。

5 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定する7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）とします。

なお、本町においては、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素については排出がない、または微量であるため、後に示す本町の温室効果ガス排出量の推計には含めないものとします。

また、本計画で対象とする部門・分野は、エネルギー起源二酸化炭素（産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門）、非エネルギー起源二酸化炭素（廃棄物分野）、メタン、一酸化二窒素とします。

◆計画の対象とする温室効果ガス及び部門・分野

温室効果ガス		主な発生源	地球温暖化係数 (GWP)	排出量の推計対象
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの）等	1	○
	非エネルギー起源	廃棄物の焼却処理、セメントや石灰石製造等の工業プロセス等	1	○
メタン (CH ₄)		稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の焼却処理、排水処理、自動車の走行等	25	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)		化石燃料の燃焼、化学肥料の施肥、排水処理、自動車の走行等	298	○
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		冷凍空気調和機器・プラスチック・噴霧器・半導体素子等の製造、溶剤としての HFCs の使用、クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造	12～14,800	
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用、PFCs の製造	7,390～17,340	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器・開閉器・遮断機その他の電気機械器具の使用・点検・廃棄、SF ₆ の製造	22,800	
三ふっ化窒素 (NF ₃)		半導体素子等の製造、NF ₃ の製造	17,200	

注) 地球温暖化係数 (GWP) …各種温室効果ガスを二酸化炭素 (CO₂) に換算するための「温室効果」の指標。二酸化炭素を基準として、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表す。

第2章 地球温暖化の国内外の動向

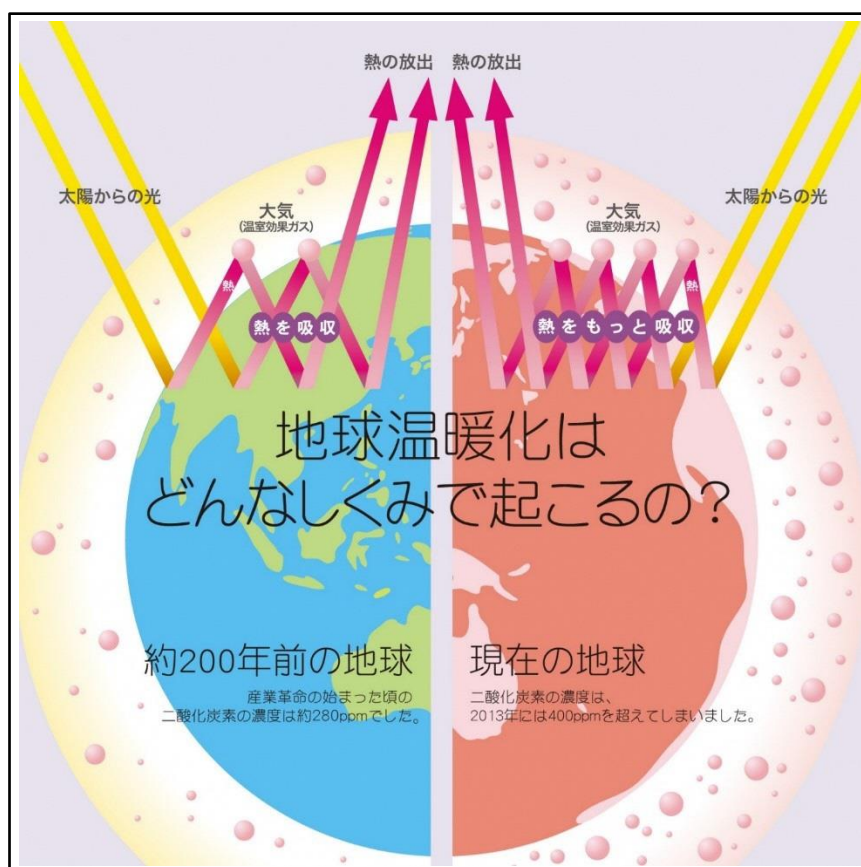
1 地球温暖化のメカニズムとその影響

(1) 地球温暖化のメカニズム

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主な要因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。温室効果ガスは二酸化炭素やメタン、フロン等の総称です。20世紀半ば以降、世界の平均気温は上昇し続けています。18世紀後半の産業革命以降、人間が大量の化石燃料を消費し、これに伴い大量の温室効果ガスが排出され、大気中の温室効果ガス濃度が急激に上昇したことが地球温暖化の要因であると考えられています。

地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、近年、世界各地で発生している記録的な猛暑や干ばつ、熱波、集中豪雨、台風等といった異常気象の背景には、地球温暖化の影響が指摘されています。

◆温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

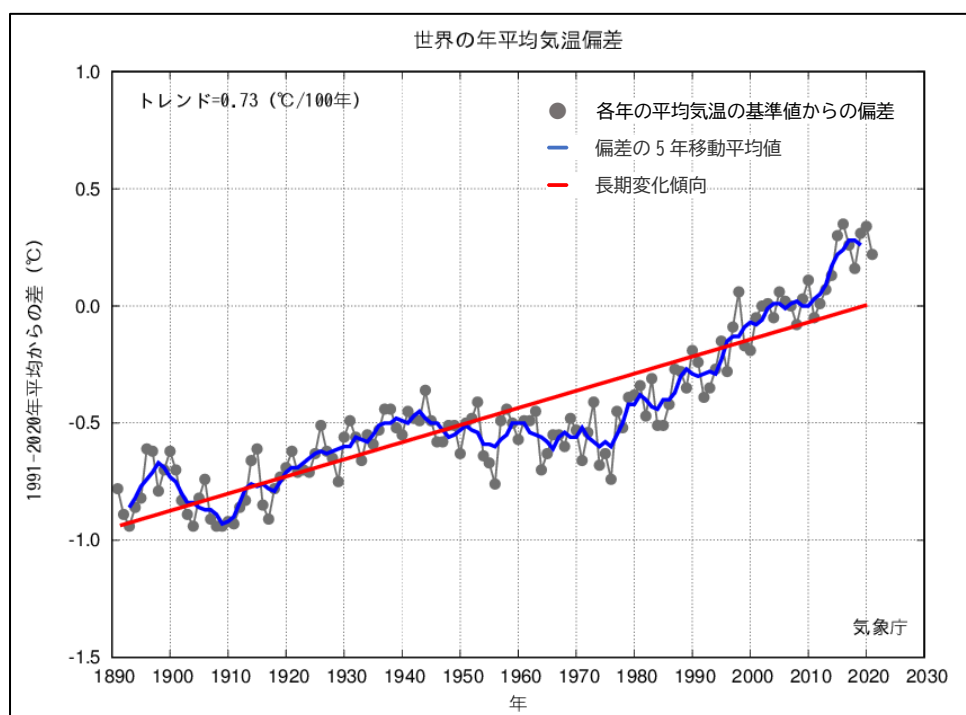
(2) 地球温暖化の影響

① 世界における影響

ア 年平均気温の推移

世界の平均気温は変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年あたり 0.73°C の割合で上昇しています。特に 1990 年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。また、気温上昇は北半球の緯度の高い地域ほど大きくなっており、昭和 54 (1979) 年～令和 3 (2021) 年の短い期間で顕著に高くなっています。

◆ 年平均気温偏差の経年変化



出典：気象庁 (https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_wld.html)

イ 地球温暖化の予測

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が公表した「第5次評価報告書・統合報告書」（平成 26 (2014) 年度）によると、「気候システムの温暖化については疑う余地がなく、20 世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高い」とし、さらに、令和 3 (2021) 年に公表された「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」では、「人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と示されました。

IPCC「第5次評価報告書・統合報告書」では、代表的濃度経路シナリオ（Representative Concentration Pathways、以下、RCP）に基づく気候変動の将来予測として、厳しい地球温暖化対策を実施した場合（RCP2.6：約 1.0°C 上昇、予測幅 $0.3\sim 1.7^{\circ}\text{C}$ ）、対策を実施せず温室効果ガスの排出が増加した場合（RCP8.5：約 3.7°C 上昇、予測幅 $2.6\sim 4.8^{\circ}\text{C}$ ）、中間的な場合（RCP4.5 及び RCP6.0）の四つを示しています。

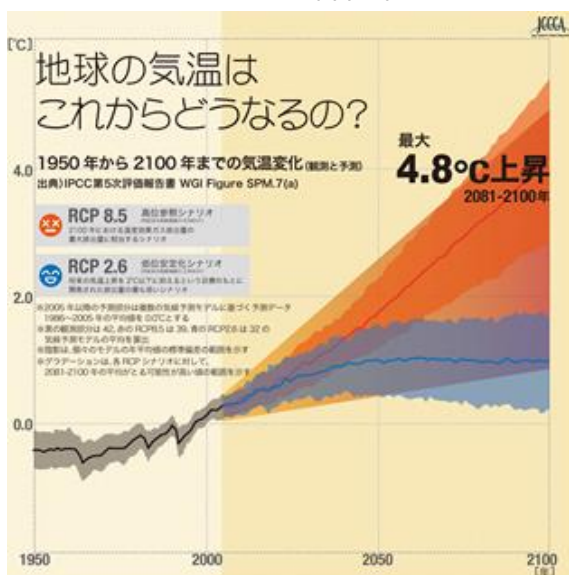
最も地球への影響が大きい RCP8.5 の場合、21 世紀末までに世界の平均気温は 2.6～4.8℃の上昇が見込まれます。

世界の平均気温が 2.6～4.8℃上昇した場合、今世紀半ばまでには北極圏の海氷が夏季にほとんど存在しない状態となるほか、地域により降水量が増加または減少する可能性が高いと予想されています。

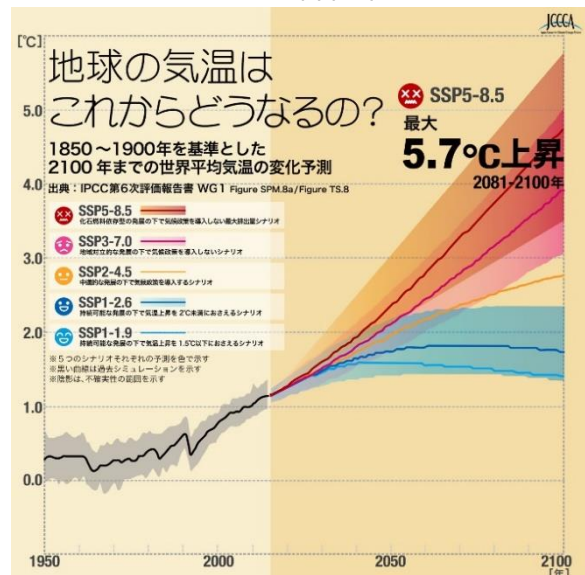
また、IPCC「第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書」では、RCP シナリオと SSP シナリオ（共有社会経済経路（Shared Socioeconomic Pathways、以下、SSP））を組み合わせた 5 つのシナリオが示されており、21 世紀半ばに実質 CO2 排出ゼロが実現する最善シナリオ（SSP1-1.9）においても、令和 3（2021）～令和 22（2040）年平均の気温上昇は 1.5℃に達する可能性があると発表されています。さらに、化石燃料依存型の発展の下で気候変動対策を導入しない最大排出シナリオ（SSP5-8.5）の場合、21 世紀末までに 3.3～5.7℃の上昇が予測されています。

◆昭和 25（1950）年から令和 82（2100）年までの気温変化

【IPCC 第 5 次評価報告書】



【IPCC 第 6 次評価報告書】



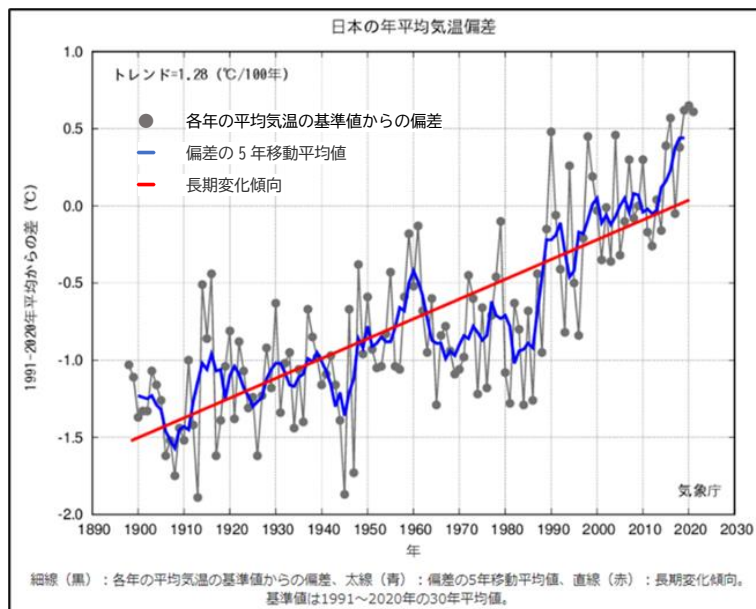
出典：温室効果ガスインベントリオフィス全国地球温暖化防止活動推進センター

② 日本における影響

ア 年平均値の推移

国内においても世界と同様に年平均気温は変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年あたり 1.28℃の割合で上昇しています。特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。

◆国内の年平均気温偏差の経年変化



出典：気象庁

イ 地球温暖化の予測

IPCC「第5次評価報告書・統合報告書」では、4つのシナリオに基づき、日本の21世紀末における気候変動について予測が示されています。

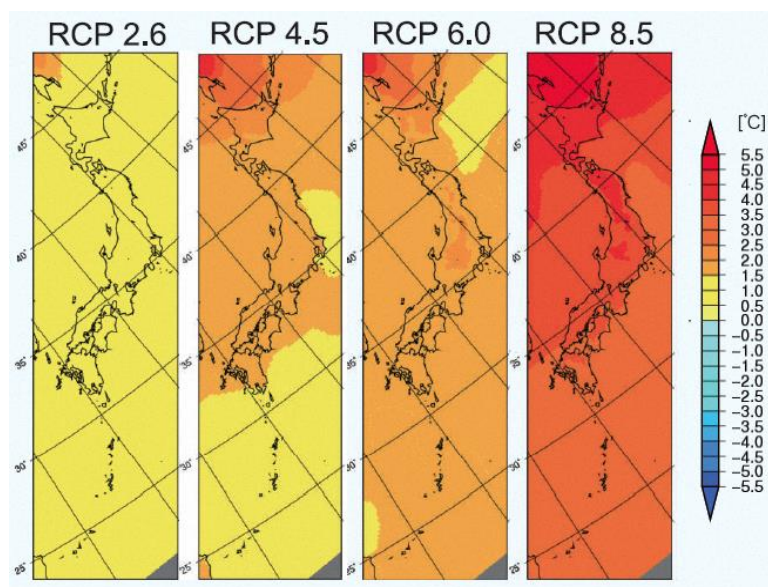
日本においても、平均気温は全国的に上昇し、厳しい地球温暖化対策を実施した場合（RCP2.6）で0.5～1.7℃、対策を実施せず温室効果ガスの排出が増加した場合（RCP8.5）で3.4～5.4℃の上昇が見込まれています。また、低緯度地域より高緯度地域の方が、気温上昇が大きくなると予測されています。

◆代表的濃度経路シナリオの特徴

シナリオ	2100 年における温室効果ガス濃度 (CO ₂ 濃度に換算)	濃度の推移
RCP8.5	追加の対策を実施せず温室効果ガスの排出が増加した場合 約 1,370ppm を超える	上昇が続く
RCP6.0	中間的な場合 約 850ppm (2100 年以降安定化)	安定化
RCP4.5	中間的な場合 約 650ppm (2100 年以降安定化)	安定化
RCP2.6	厳しい地球温暖化対策を実施した場合 2100 年以前に約 490ppm でピーク、その後減少	ピーク後減少

出典：IPCC report communicator ガイドブック～基礎知識編～（平成 27（2015）年 3 月 11 日 確定版）

◆日本における年平均気温の変化の分布



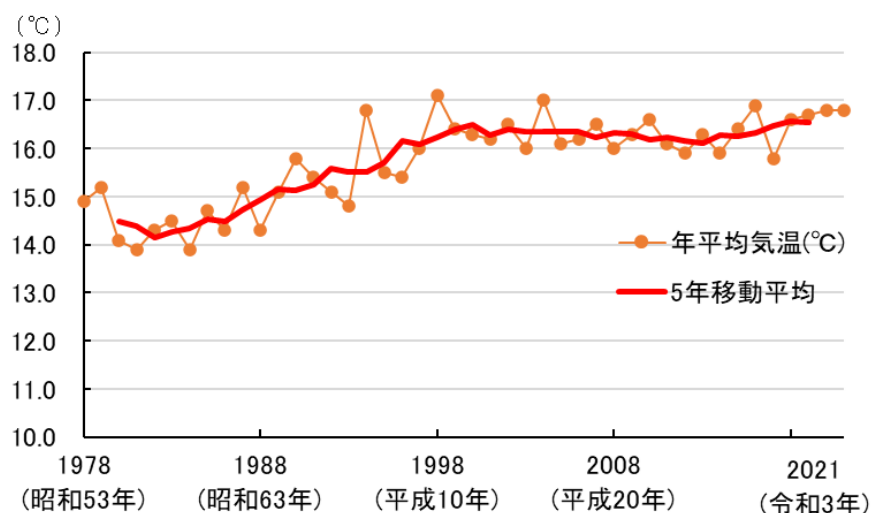
出典：21 世紀末における日本の気候

③ 島本町における影響

ア 年平均値の推移

本町周辺に設置されている枚方地域観測所（アメダス）において、令和 3（2021）年の平均気温は 16.8 度であり、昭和 56（1981）年からの 40 年間で 2.9 度の上昇が確認されています。

◆本町における日平均気温の経年変化



出典：過去の気象データ（気象庁）

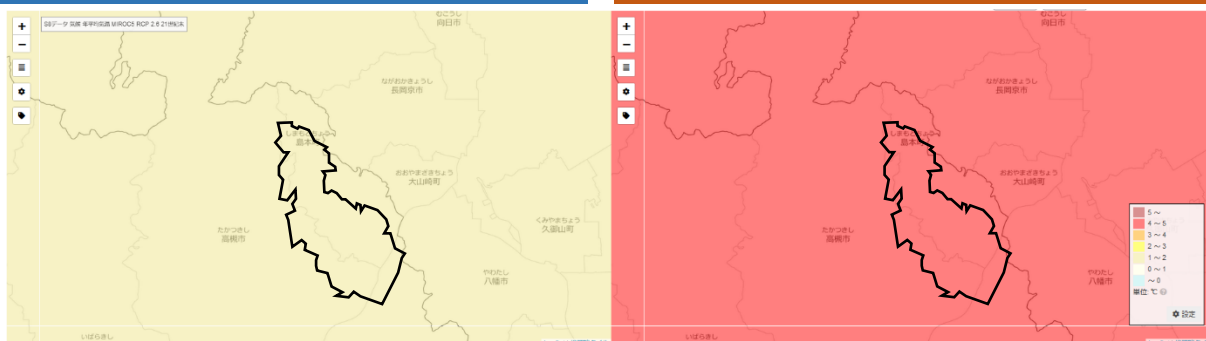
イ 地球温暖化の予測

国では IPCC「第 5 次評価報告書・統合報告書」に示される 4 つのシナリオに基づき、日本の 21 世紀末における気候変動について予測を示しています。本町の 21 世紀末における年平均気温は、厳しい地球温暖化対策を実施した場合（RCP2.6）では 1～2℃、対策を実施せず温室効果ガス排出量が増加した場合（RCP8.5）では 4～5℃上昇すると予測されています。

◆21 世紀末における本町の年平均気温の上昇について

厳しい地球温暖化対策を実施した場合
(RCP2.6)

追加の地球温暖化対策を実施しなかった場合
(RCP8.5)



※ 主要な日本の気候モデルである「MIROC5（東京大学/NIES：国立研究開発法人国立環境研究所/JAMSTEC：国立研究開発法人海洋研究開発機構）」の予測結果を引用した。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

2 地球温暖化対策の現状

(1) 国際的な動向

① パリ協定による枠組み

平成 27（2015）年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で、令和 2（2020）年以降の地球温暖化対策の新たな国際枠組となるパリ協定が採択されました。

この協定では、温室効果ガス排出削減のための取組みを強化することが必要とされています。さらに、令和 3（2021）年 10 月～11 月に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締結国会合（COP26）では、合意文書で「産業革命前からの気温上昇を 1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記され、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である令和 12（2030）年に向けて、野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定されました。

日本では、この排出削減目標を、「令和 12（2030）年度において、温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指す、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」こととしています。

② 持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この 2030 アジェンダでは、令和 12（2030）年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標「SDGs（エスディージーズ）」が掲げられています。

SDGs は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。SDGs は、人間の安全保障の理念を反映して誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国を含めてすべての国が一丸となって達成すべき目標で構成されているのが特徴です。その目標の中には、あらゆる場所、形態の貧困を終わらせる目標等と並び気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じることや、持続可能な森林の経営といった地球温暖化対策に関わる目標が掲げられています。また、SDGs の達成には、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、目指すべき未来を考えて現在すべきことを考えるという

◆「持続可能な開発目標（SDGs）」の 17 の目標



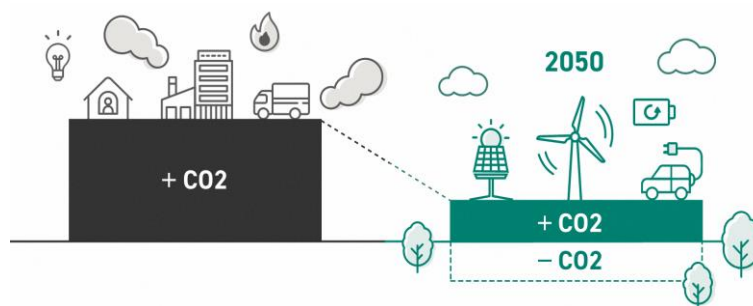
(2) 国内の動向

① 国

ア 2050 年カーボンニュートラル宣言

令和 2（2020）年 10 月、国は「パリ協定」に定める目標等を踏まえ、「令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これを受け、「2050 年カーボンニュートラル」を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しています。

◆カーボンニュートラルのイメージ図



出典：環境省 脱炭素ポータルサイト

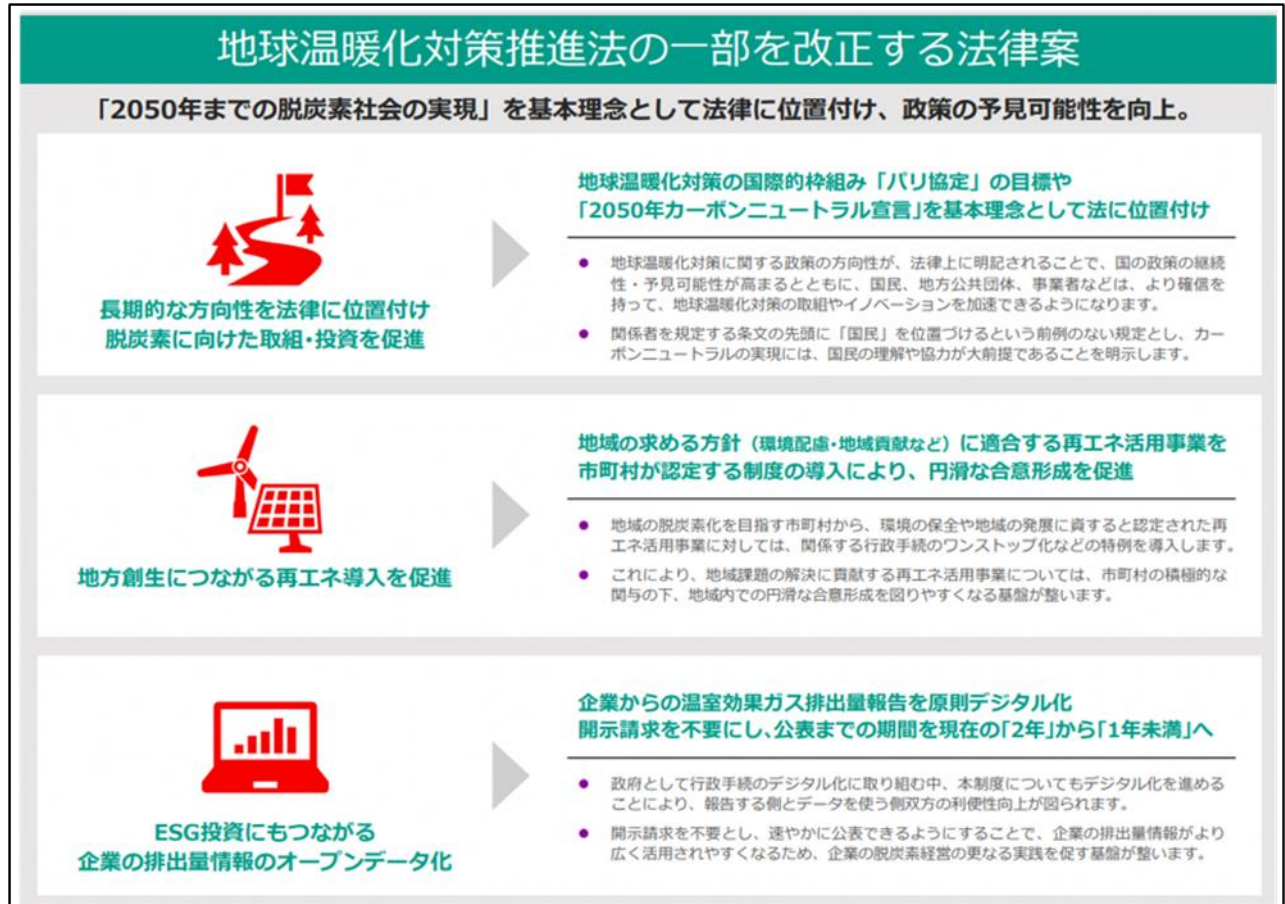
イ 地球温暖化対策の推進に関する法律

「2050 年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として位置付けた地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）の一部改正案が令和 3（2021）年 3 月に閣議決定され、令和 4（2022）年 4 月に施行されました。また、令和 4（2022）年 2 月には「民間資金を呼び込む出資制度の創設、地方公共団体に対する財政上の措置」を講ずる同法の一部改正案が閣議設定されています。

令和 4（2022）年 4 月施行の改正温対法の主な内容は次頁のとおりです。

◆地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案の内容 1/2

パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度の創設
脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進



出典：【概要】地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境省、令和3（2021）年3月）

(<https://www.env.go.jp/content/900517057.pdf>)

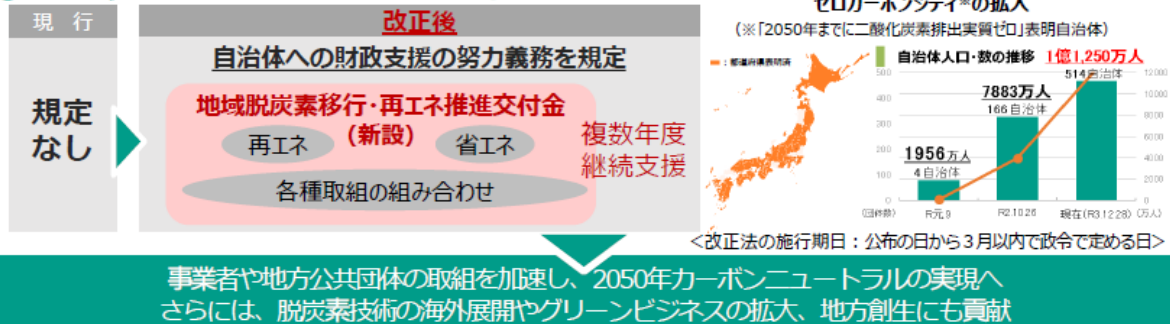
◆地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案の内容 2/2

資金支援により拡大する先進的な取組の想定例 (前回改正による再エネ促進区域も活用)

- 大規模・大多数な屋根上や営農型等の太陽光発電
- 地域共生・地域貢献型の再エネ事業
(地熱や中小水力、風力発電等)
- プラスチック等の資源循環
- 食品・廃材等バイオマス利用
- 森林保全と木材・エネルギー利用



②地方公共団体に対する財政上の措置



出典：【概要】地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境省、令和4（2022）年2月）

(<https://www.env.go.jp/content/900518455.pdf> より一部抜粋)

ウ 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画の概要を次頁に示します。令和3（2021）年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画では旧計画（平成28（2016）年策定）に比べ、長期的には2050年までにカーボンニュートラルの実現、中期的には令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくことが示されています。

参考：旧計画における目標水準

中期目標：令和12（2030）年度において平成25（2013）年度比
26.0%減（平成17（2005）年度比25.4%減）

長期的目標：令和32（2050）年までに80%の温室効果ガスの排出削減

◆地球温暖化対策計画の概要

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：地球温暖化対策計画の概要

エ 第6次エネルギー基本計画

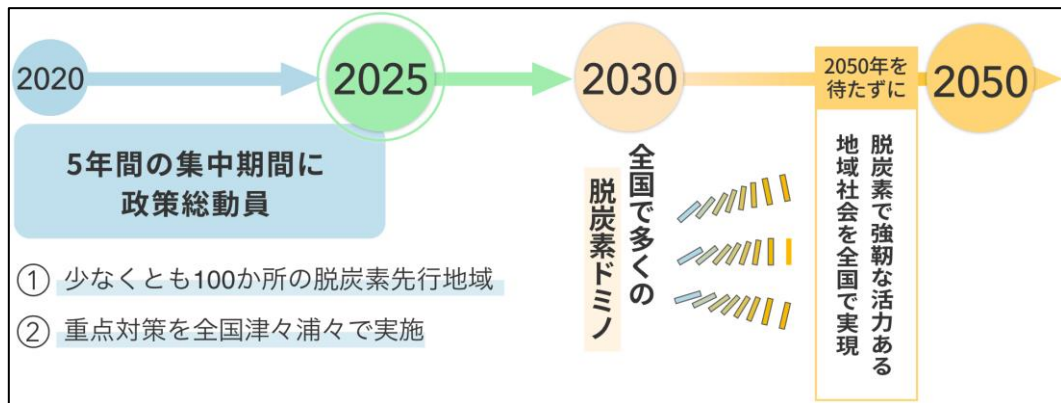
令和3（2021）年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、「2050年カーボンニュートラル宣言」及び「2030年度の新たな温室効果ガス削減目標」の実現に向けた道筋を示したものであり、「2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応」や「2050年を見据えた2030年に向けた政策対応」を示しています。その中で、様々な課題の克服を野心的に想定した令和12（2030）年度のエネルギー需給見通しが示されており、令和12（2030）年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率を36～38%とし、現在取り組んでいる研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の更なる高みを目指すとしています。

オ 地域脱炭素ロードマップ

令和3（2021）年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」では、国の「2050年カーボンニュートラル」宣言や、「令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続ける」との表明を踏まえ、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に令和12（2030）年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示しています。

本ロードマップは、地域における脱炭素への取り組みが、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、今後5年間で集中期間として施策を総動員するとしています。そして令和12（2030）年以降も全国へと地域脱炭素の取組を広げ、2050年を待たずして多くの地域で脱炭素を達成し、地域課題を解決した強靱で活力ある次の時代の地域社会への移行を目指すこととしています。

◆脱炭素ロードマップの概要

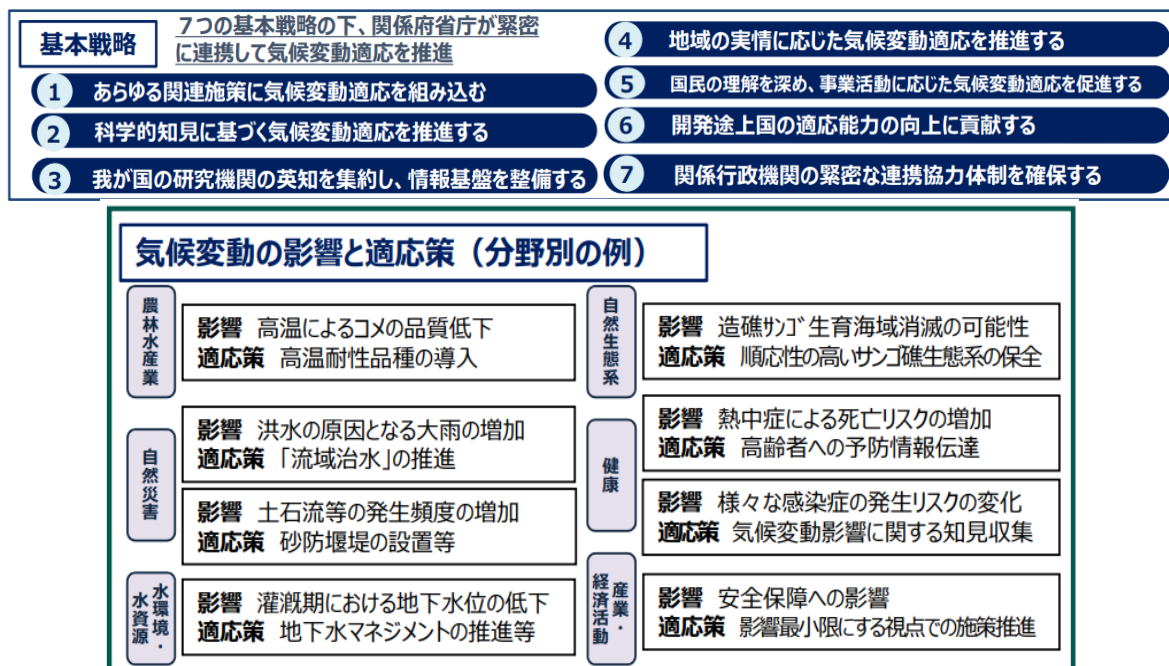


出典：脱炭素地域づくり支援サイト（環境省）

カ 気候変動適応計画

気候変動適応計画は、令和3（2021）年10月に閣議決定された「気候変動適応法」第8条に基づき、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供などの気候変動影響の総合的な評価等を勘案して変更を行った計画であり、「気候変動影響による被害の防止・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること」を目標とし、7つの基本戦略のもと、各分野の適応策が示されています。

◆気候変動適応計画の概要

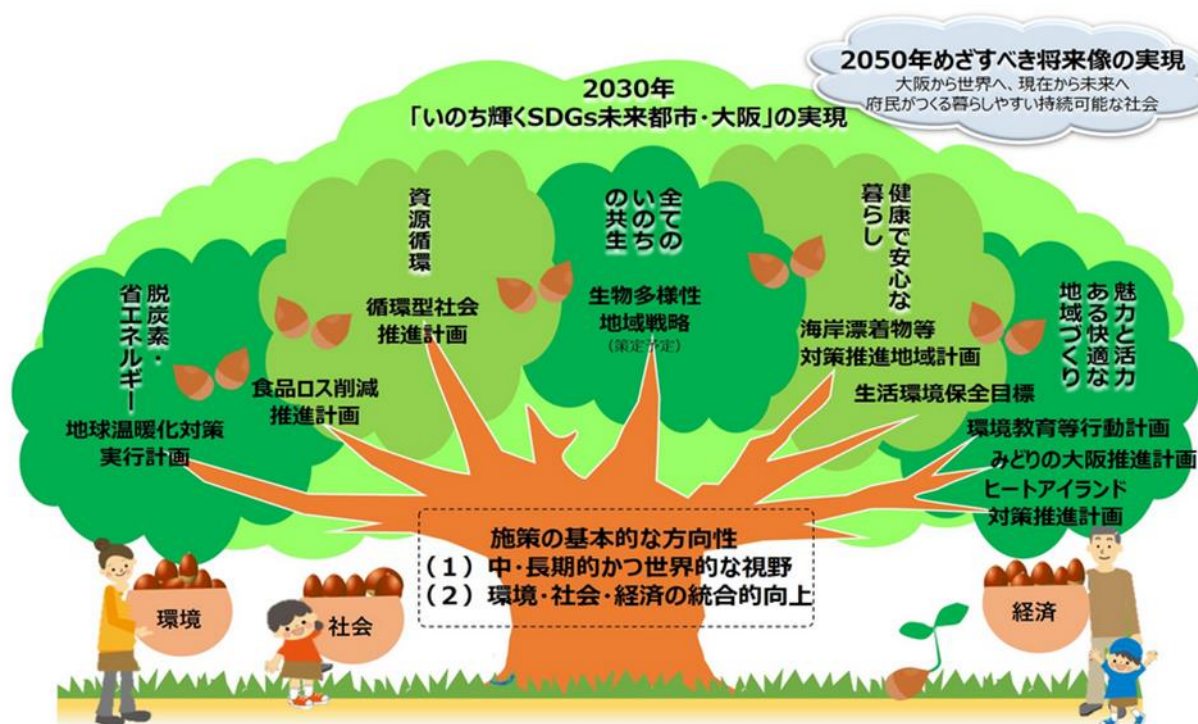


出典：気候変動適応計画の概要（A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム）

② 大阪府

令和 32（2050）年の目指すべき将来像と、それを見据えた令和 12（2030）年の実現すべき姿を共有し、社会全体の雰囲気醸成していくため、令和 3（2021）年 3 月に「2030 大阪府環境総合政策」が策定されました。令和 32（2050）年の目指すべき将来像を「大阪から世界へ、現在から未来へ府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」としています。令和 12（2030）年の実現すべき姿を 5 つの分野（「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」）に整理し、取組を推進することとしています。施策の基本的な方向性の中では「環境・社会・経済の統合的向上」が掲げられ、SDGs の考え方も踏まえて、環境施策を通じて環境保全の効果を最大限発揮する取組とあわせて、社会の公正性・包摂性・強靱性の向上と、持続的な経済成長の確保を目指し、4 つの観点（「外部性の内部化（負担も評価も公正に）」、「環境効率性の向上（より環境を効率よく）」、「環境リスク・移行リスクへの対応（リスクをチャンスに捉えた行動を）」、「自然資本の強化（自然をめぐみ豊かに）」）を踏まえて、環境施策を展開することとしています。

◆大阪府総合環境政策将来構想図



出典：大阪府総合環境政策（大阪府）

ア 大阪スマートエネルギープラン

(計画期間：令和 3 (2021) 年度～令和 12 (2030) 年度)

大阪府・大阪市共同でエネルギー政策を推進していくために令和 3 (2021) 年 3 月に策定しました。本プランは、大阪の成長や府民の安全・安心な暮らしを実現する、脱炭素化時代の「新たなエネルギー社会」の構築を先導していくため、令和 12 (2030) 年度までに府市が一体となって実施するエネルギー関連の取組みの方向性を提示しています。

「再生可能エネルギーの普及拡大」、「エネルギー効率の向上」、「レジリエンスと電力需要調整力の強化」、「エネルギー関連産業の振興とあらゆる分野の企業の持続的成長」の 4 つの対策の柱ごとに取組方針を示し、様々な施策・事業を推進していくこととしています。

令和 12 (2030) 年度の目標値として、「自立・分散型エネルギー導入量」250 万 kW 以上 (令和 2 (2020) 年度夏季・冬季のピーク時電力需要の約 21～23%に相当)、再エネ利用率 35%以上、エネルギー利用効率を 40%以上改善することを掲げています。

◆大阪スマートエネルギープラン令和 12 (2030) 年度目標値

2030年度目標値	
自立・分散型エネルギー導入量 (太陽光発電、燃料電池、廃棄物発電等導入量)	250万kW以上※ 〔太陽光発電：141万kW、燃料電池等：81万kW、 廃棄物発電等：28万kW〕
再エネ利用率 (電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率)	35%以上
エネルギー利用効率 (府内総生産あたりのエネルギー消費量)	40%以上改善 (2012年度比)

※累積値。250万kWは府域のピーク時電力需要 (2020年度夏季・冬季) の約21～23%に相当します。

出典：大阪スマートエネルギープラン (大阪府)

イ 大阪府地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

(計画期間：令和 3 (2021) 年度～令和 12 (2030) 年度)

府庁の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減に向けた取組方針を「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン (大阪府地球温暖化対策実行計画 (事務事業編))」として令和 3 (2021) 年 3 月に策定しました。

「令和 32 (2050) 年より前に二酸化炭素排出量実質ゼロ達成をめざして府庁自らが率先して取り組む」ことを基本方針とし、令和 12 (2030) 年度に温室効果ガスを基準年度 (平成 25 (2013) 年度) 比で 45%削減を目標としています。

ウ 大阪府地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

(計画：期間令和 3 (2021) 年度～令和 12 (2030) 年度)

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」を令和 3 (2021) 年 3 月

に策定しました。なお、本計画は気候変動適応法第 12 条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けられています。

令和 12（2030）年に向けて取り組む項目として、以下の 7 項目を掲げ、目標達成に向けた取組を進めています。

取組項目 1 あらゆる主体の意識改革・行動喚起

取組項目 2 事業者における脱炭素化に向けた取組促進

取組項目 3 CO₂ 排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進

取組項目 4 輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進

取組項目 5 資源循環の促進

取組項目 6 森林吸収・緑化等の推進

取組項目 7 気候変動適応の推進等

令和 12（2030）年の府域の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 40%削減を目標としています。

③ 島本町

ア 第五次島本町総合計画（計画期間：令和 2（2020）年度～令和 11（2029）年度）

町の人口減少・少子高齢化の進行、自然災害への不安の高まりなどの社会経済情勢の変化や様々な課題に対応し、住民サービスの維持・充実とさらなるまちの発展を図っていくため、令和 2（2020）年 4 月に策定しました。7 つの基本目標が掲げられ、将来像「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち ～いきいき・ふれあい・やさしい島本～」の実現に向けた施策が示されている。「基本目標 2 自然と調和した快適なまちづくり」においては、「環境負荷の軽減」、「環境学習・啓発の推進」などが施策の方向性として示され、再生可能エネルギーの利用促進や 4R（発生回避、発生抑制、再利用、再資源化）の推進を目指しています。

イ 島本町環境基本計画（中間見直し版）

（計画期間：平成 27（2015）年度～令和 6（2024）年度、 中間見直し：令和元（2019）年度）

本計画は島本町の豊かな自然や生活環境を次世代に引き継いでいくため、住民・事業者・町という各主体の具体的な行動を促す計画として平成 26（2014）年に策定され、令和元（2019）年度に中間見直しを行いました。SDGs の考えも取り入れられており、5 つの基本方針に対して、SDGs の 17 のゴールのうち 10 を目指すゴールとしています。

ウ 第五期島本町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

（第五期計画期間：令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度、 基準年度：平成 25（2013）年）

町の事務・事業から排出される温室効果ガス量を把握し、削減することを目的として策定しました。国の地球温暖化対策計画の目標に基づき令和 12（2030）年時点で町の事業活動から排出される温室効果ガスを平成 25（2013）年度比 51 パーセント削減することを長期目標としました。第五期に当たる本計画では目標年度である令和 8（2026）年度に、基準年度比で 39 パーセント削減することを目標と掲げています。

エ 北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定

本町を含む北摂 7 市 3 町では、日常生活や事業活動における環境負荷の軽減に向け、ごみの発生抑制及び温室効果ガスの排出削減を図る契機とするため、レジ袋の無料配布中止などを趣旨として、「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を平成 30（2018）年 2 月に締結しました。

協定に基づき、平成 30（2018）年に事業者 9 社と協定を締結した後も、活動を広げる取組を進め、平成 31（2019）年 4 月からは、新たに事業者 3 社が協定に加わっています。

オ しまもとプラスチックスマート宣言

令和元（2019）年 5 月、町は、適正に処理されないプラスチックごみがゼロとなるよう「しまもとプラスチックスマート宣言」を行いました。ポイ捨てにより適正に処理されなかったプラスチックが河川などを通じて海へ流れ込み、海洋環境や生物に深刻なダメージを与えていることから、水無瀬川や淀川などの河川がある島本町においても身近な問題ととらえ、住民・事業者などと連携し、海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解を深めるとともに、4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）のさらなる推進、ポイ捨ての未然防止やマイバッグ持参によるレジ袋の削減などの取組を行うこととしています。

カ しまもと環境・未来ネット

島本町環境基本計画において策定した重点プロジェクトを住民側から推進するために組織されました。島本の町の豊かな自然環境とにぎわいのある活動を未来につなげるための組織として活動しています。

第3章 島本町の現状

1 島本町の地域特性

(1) 自然的特性

① 位置

本町は、大阪府の北東部にあり、桂川・宇治川・木津川が合流する淀川右岸に位置し、全体の7割を山岳丘陵地が占め、丹波山地先端の天王山南側の平坦地に市街地を構成しています。

東は淀川を隔て、枚方市、京都府八幡市と相対し、南および西は高槻市、北は京都市および京都府長岡京市、大山崎町に隣接しています。狭い平坦地には、国道171号、東海道新幹線、阪急京都線、JR東海道本線、名神高速道路の主要幹線が通っています。

風光明媚で豊かな自然を残しながらも、大阪市と京都市のほぼ中間に位置して交通の利便性が高く、良好な居住環境を持つ住宅都市として発展しています。

◆島本町の位置

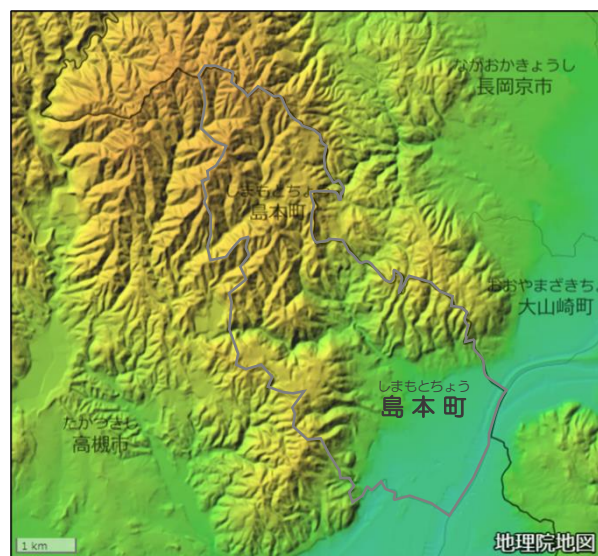


出典：島本町ホームページ> 島本町の位置図

② 地勢

本町の総面積は16.81 km²です。町域の約7割が北西部に広がる西山山塊の山岳・丘陵地です。そこには、大阪府の天然記念物に指定されている「大沢のすぎ」、「尺代のやまもも」、「若山神社のツブラジイ林」があり、豊かな自然が保たれています。本町の南東は、京都盆地から流れ込む主要三大河川の桂川、宇治川、木津川が合流し、淀川となって大阪平野に注いでいます。平野部は、山岳・丘陵地と淀川に挟まれた狭い範囲であるが、この狭小な平野部には、山陽道（西国街道）が通過し、大阪と京都を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。この平野部の北半部には、山地から流れ出る水無瀬川が所在し、平野部を潤して桂川に流れ込んでいます。

◆地形イメージ



出典：地理院地図 デジタル標高地形図、白地図

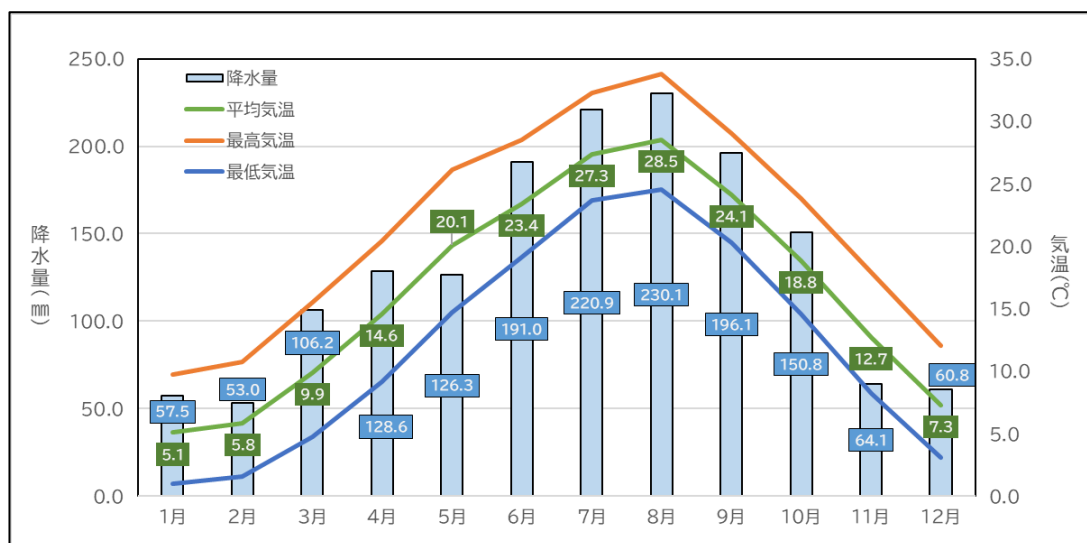
③ 気象

ア 気温・降水量

本町周辺の観測地点（枚方地域観測所）の平成 25（2013）年～令和 3（2021）年の気候の推移を以下に示しました。気温は、年平均で 16.5℃、最高気温の月平均は 33.8℃（8 月）、最低気温の月平均は 1.0℃（1 月）となっています。

本町の気象条件は、瀬戸内海気候の東端にあたるため温暖な気候帯にあたり、6 月の梅雨期から 9 月の台風期にかけて降水量が多く、冬期には降水量は少なくなります。

◆島本町周辺の気候（平成 25（2013）～令和 3（2021）年の平均値）

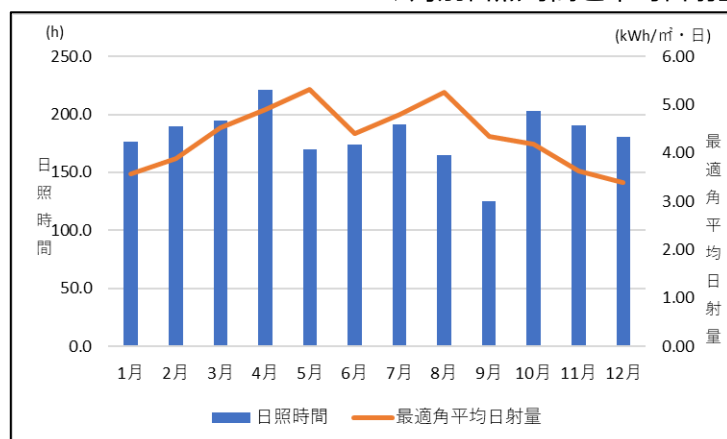


出典：気象庁（枚方地域観測所）

イ 日照時間と日射量

日照時間と最適角平均日射量の年間での推移を以下図に示しました。日照時間は平均 181.7 時間/月で、3、4、7、10、11 月は 190 時間/月を超え 4 月と 10 月は 200 時間/月を超えます。最も少ないのは 9 月で 124.9 時間/月です。

◆月別日照時間と平均日射量の推移



出典：※1 国立天文台暦計算室
 ※2 気象庁
 ※3 NEDO 年間日射量データベース

(2) 社会的特性

① 歴史・沿革

本町は、古くから水路（淀川水系の水無瀬川）、陸路（西国街道）交通の要衝として栄えてきました。そのため、国史跡桜井駅跡や重要文化財水無瀬神宮客殿、茶室をはじめとして、多くの文化財が存在し、往事を感じることができます。

明治 22（1889）年の市制町村制の施行に伴い、大沢・尺代・山崎・東大寺・広瀬・桜井・高浜の 7 つの村の合併により島本村が誕生しました。大正末期には大阪近郊の工業地として発展し、昭和 15（1940）年に町制を施行し、現在に至ります。

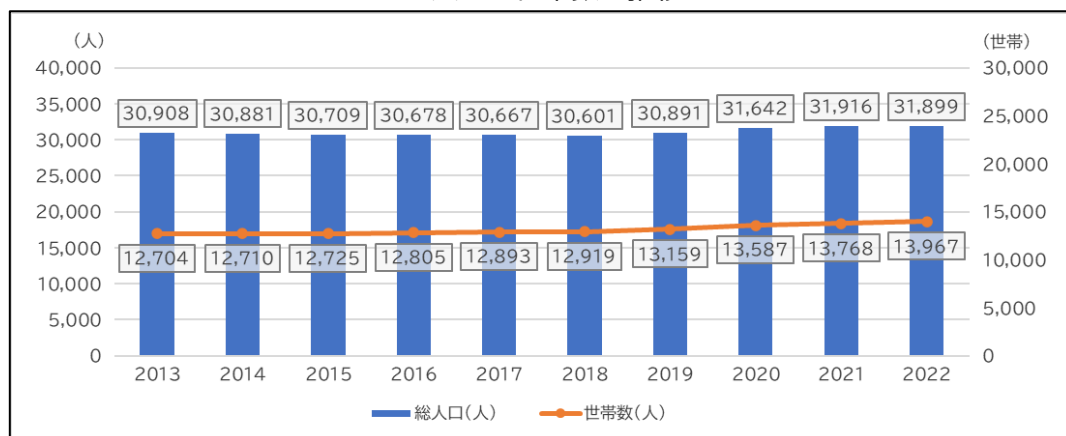
② 人口・世帯

ア 人口・世帯数

本町の 1 月 1 日時点の人口と世帯数の推移を以下に示しました。令和 4（2022）年 1 月 1 日時点の人口は 31,899 人となっています。世帯数は、令和 4（2022）年は平成 25（2013）年比で 9.9% 増となりましたが、1 世帯当たりの人口はほぼ横ばいで推移しています。

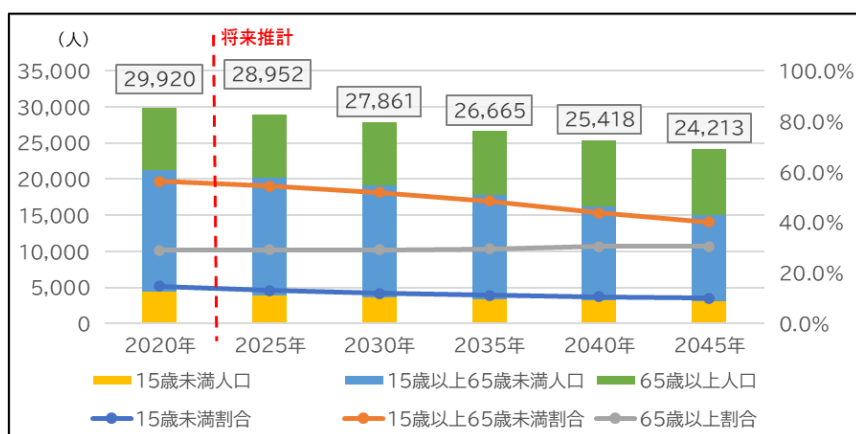
本町の将来人口の推移を以下に示しました。将来人口は、減少傾向にあると予測されています。

◆人口・世帯数の推移



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

◆将来人口の推移

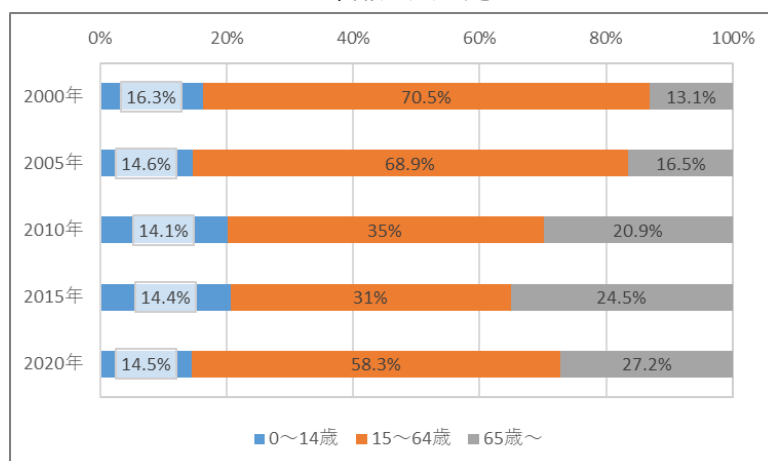


出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所推計

イ 人口構成

本町の平成 12（2000）年から令和 2（2020）年の年齢構成の推移を以下に示しました。本町では、人口は増加傾向にあります。65 歳以上の高齢者人口の増加と 15 歳未満の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口の減少が進んでいます。平成 12（2000）年と令和 2（2020）年の年齢階層別人口を比較すると、65 歳未満の年齢階層で減少し、65 歳以上の年齢階層が増加しています。

◆年齢別人口比

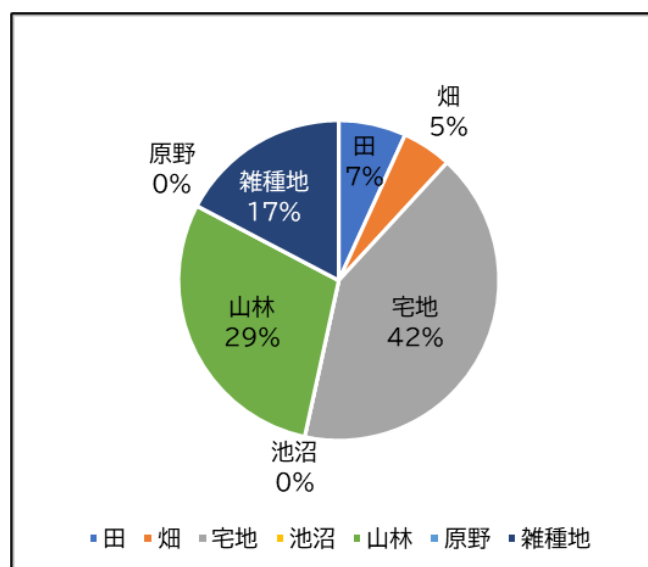


出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

③ 土地利用

本町の土地利用の状況を以下に示しました。土地利用は、宅地が 42%、山林が 29%、田が 7%、畑が 5%となっています。なお、山林面積は、森林面積のうち固定資産税の対象面積であるため、実際の森林面積より小さくなっています。

◆土地利用状況（令和 2（2020）年度）



出典：大阪府ホームページ 大阪府統計年鑑令和 3 年度版

④ 産業

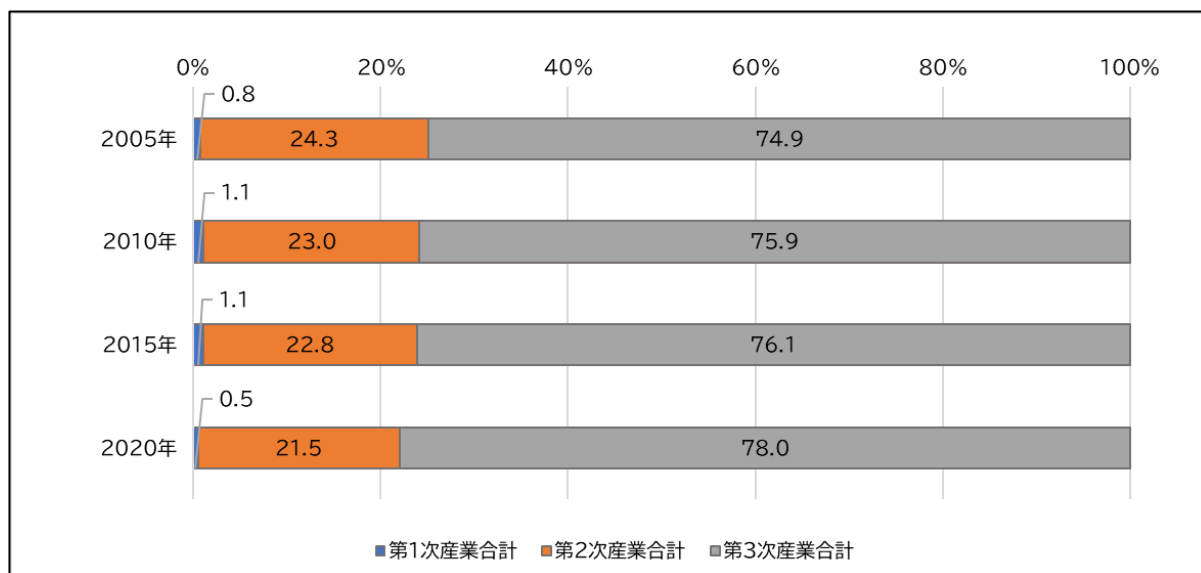
ア 産業構造

本町における産業大分類別就業者比率を以下に示しました。本町では、第3次産業の就業者が最も多く、令和2（2020）年には全体の約8割を占めています。

第1次産業の就業者は平成17（2005）年の0.8%から令和2（2020）年の0.5%へと、平成17（2005）年から0.3ポイント減少しています。第2次産業は平成17（2005）年の24.3%から令和2（2020）年の21.5%へ、平成17（2005）年から2.8ポイント減少しています。第3次産業は平成17（2005）年の74.9%から令和2（2020）年の78.0%へ、平成17（2005）年から3.1ポイント増加しています。

全産業における就業者数は、平成17（2005）年の13,383人から令和2（2020）年の15,063人へ、平成17（2005）年比で12.6%増加しています。

◆産業大分類別就業者比率の推移



出典：国勢調査

イ 第1次産業

本町の産業分類別生産額の推移を以下に示しました。

本町の農業の生産額は平成 25（2013）年度から平成 30（2018）年度まで 80 百万～90 百万円と、ほぼ横ばいで推移しています。

◆産業分類別の生産額

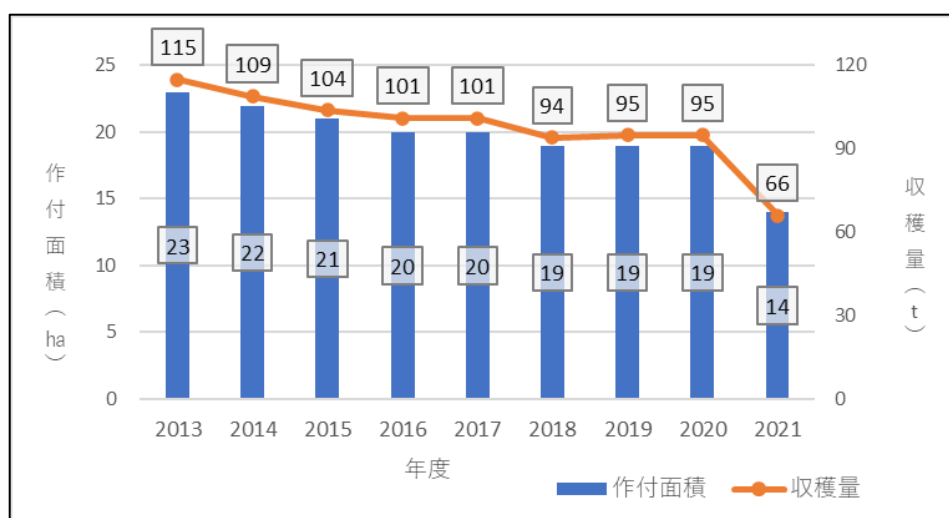
区分		平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
島本町	農業(百万円)	80	80	80	90	80	80
大阪府	農業(百万円)	16,419	15,156	16,911	18,574	18,920	17,616
	林業(百万円)	306	279	292	304	320	380
	水産業(百万円)	1,430	1,884	2,465	2,177	2,312	2,334
	農林水産業計(百万円)	18,155	17,319	19,668	21,055	21,552	20,330

出典：大阪府民経済計算

出典：市町村別農業産出額（推計）

本町の稲作について、水稻作付面積と収穫量の推移を以下に示しました。水稻作付面積は、令和 3（2021）年は 14ha となっており、変動はあるものの、平成 25（2013）年比で 39% 減少しています。収穫量は、令和 3（2021）年は 66 t であり、変動はあるものの平成 25（2013）年比で 43% 減少しています。

◆水稻作付面積と収穫量の推移



出典：作物統計調査

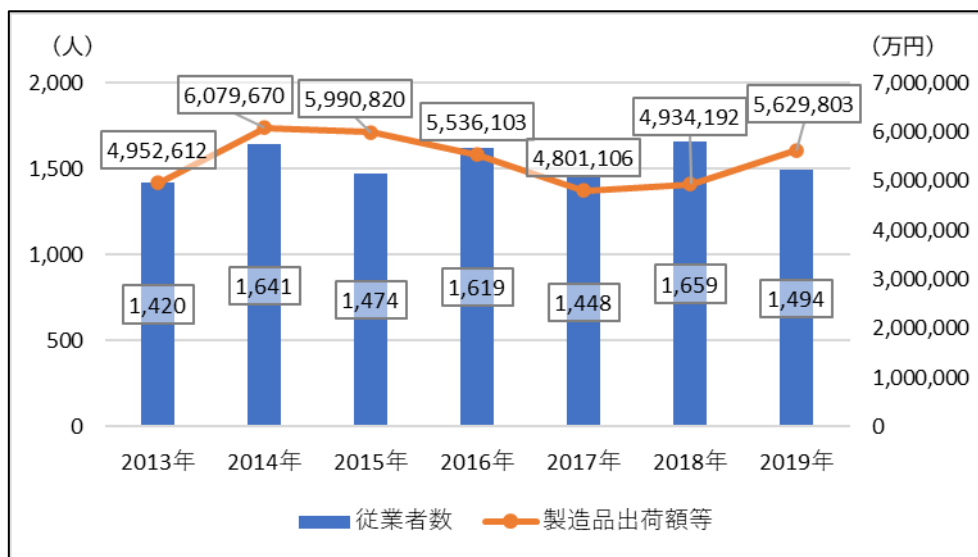
ウ 第2次産業

本町の製造業について、従業者数、製造品出荷額の推移を以下に示しました。

従業者数は、平成 25（2013）年度の 1,420 人から 2019 年度の 1,494 人へと、こちらも変動はあるものの横ばいに推移しています。

製造品出荷額等は平成 25（2013）年度の 4,952,612 万円から増減を繰り返し、令和元（2019）年度には 5,629,803 万円と、平成 25（2013）年度比で 13.7%増加しています。

◆従業者数、製造品出荷額等の推移（従業者 4 人以上の事業所）



出典：工業統計調査

エ 第3次産業

本町の卸・小売業における事業所、従業者数、年間商品販売額等の推移を次ページ以降に示しました。

事業所数は平成 16（2004）年度の 178 事業所から平成 28（2016）年度には 123 事業所へと、平成 16（2004）年度比で 30.9%減少しており、小売業の落ち込みが激しくなっています。従業者数は、平成 16（2004）年度の 1,043 人から平成 28（2016）年度の 876 人へと、平成 16（2004）年度比で 16.0%減少しています。年間商品販売額は、平成 16（2004）年度の 17,799 百万円から増減を繰り返し、平成 28（2016）年度は 31,487 百万円と、平成 16（2004）年度比で 76.9%増加しています。

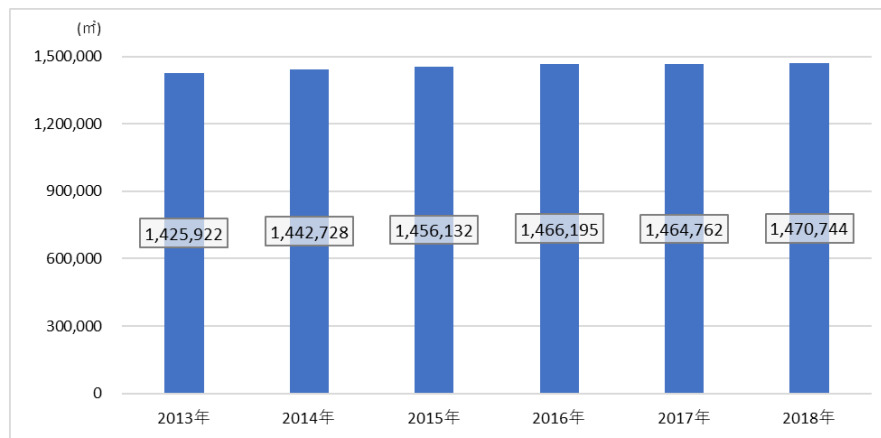
◆ 卸・小売業における事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移

	業種	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
2004 年度	卸売業	15	55	4,075
	小売業	163	988	13,724
	計	178	1,043	17,799
2007 年度	卸売業	16	67	2,939
	小売業	148	986	12,731
	計	164	1,053	15,670
2012 年度	卸売業	19	46	4,479
	小売業	103	723	13,765
	計	122	769	18,244
2014 年度	卸売業	16	56	9,193
	小売業	95	758	41,412
	計	111	814	50,605
2016 年度	卸売業	14	77	15,876
	小売業	109	799	15,611
	計	123	876	31,487

出典：経済産業省 商業統計調査

本町の本造及び木造以外の施設延床面積（非課税を除く）及び本町の延床面積の推移を以下に示しました。平成 30（2018）年度の本町の延床面積は 1,470,744 m²であり、2013 年度比で 3.1%増加しています。

◆ 島本町の延床面積の推移



出典：固定資産の価格等の概要調査

【参考】地域経済循環分析（環境省ツール）

地域経済循環分析（環境省ツール、平成 30（2018）年版）を用いて島本町について分析した結果、本町ではエネルギー代金が 47 億円域外に流出していると分析されました。エネルギー代金の流出は、電気の流出額が最も多くなっています。この域外に流出しているエネルギー代金について、町内で循環するようにしていくことが、課題となっています。

⑤ 公共交通、道路網

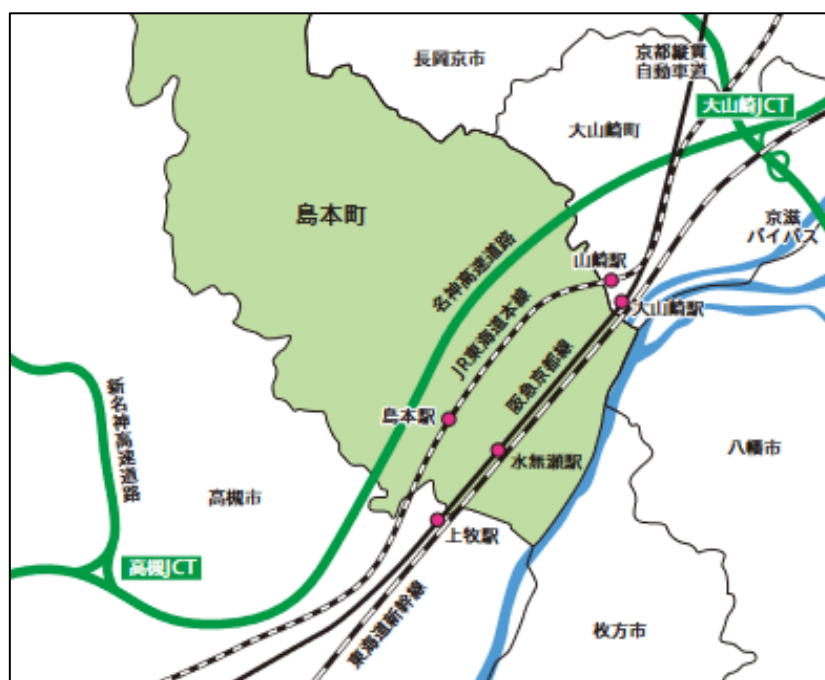
以下図に、本町の道路と公共交通の様子を示しました。

鉄道は、阪急京都線、JR 東海道本線が走っており 2 駅（阪急：1 駅、JR 西日本：1 駅）が町内に存在しています。また、周辺市町村にある近接する 3 駅も利用可能で、通勤・通学などの交通利便性に恵まれた環境になっています。

バスは、阪急バスが阪急水瀬駅・JR 島本駅から若山台を結ぶ路線と、国道 171 号を走る路線を運航しています。他にも高齢者や障害者などを対象に、町内を巡回する福祉ふれあいバスを運行しています。

道路は、国道 171 号が淀川に面した平坦地を通り、丘陵部には名神高速道路が通っています。近隣には名神・新名神高速道路と接続する高槻ジャンクション・インターチェンジと名神高速道路・京滋バイパス・京都縦貫自動車道と接続する大山崎ジャンクション・インターチェンジがあります。

◆島本町周辺の交通網

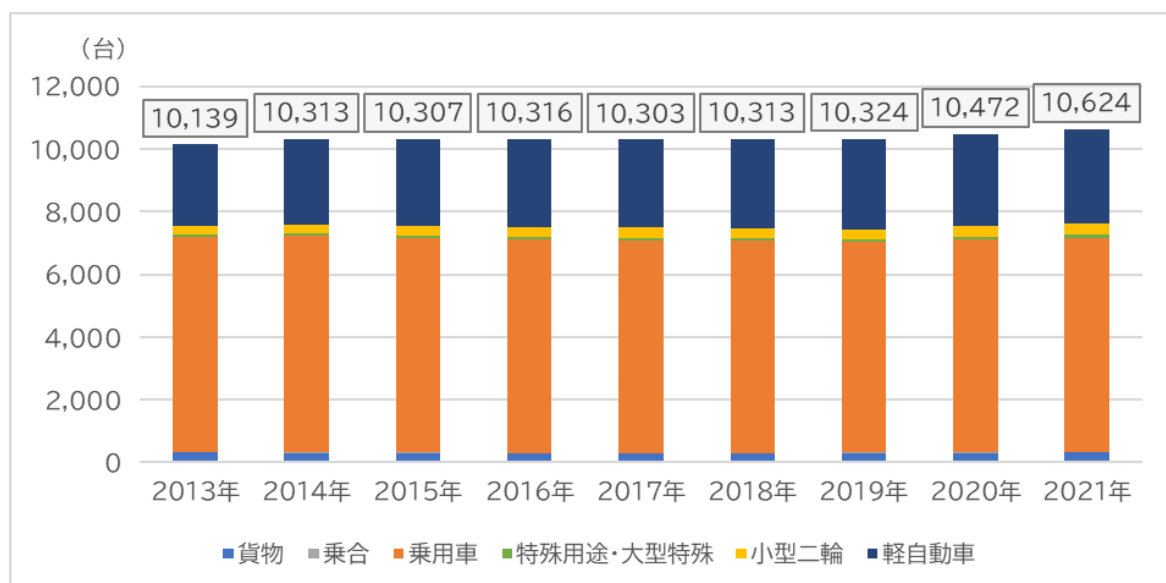


出典：島本町第 5 次総合計画

⑥ 自動車保有台数

本町の自動車保有台数の推移を以下に示しました。自動車保有台数は、令和 3（2021）年度には全体で 10,624 台となっており、平成 25（2013）年度比で 4.8%増加しています。保有状況は、乗用車区分（普通車、小型車、軽四輪）の比率が全体の 97%を占めており、次いで、貨物車の割合が大きいです。

◆自動車保有台数の推移



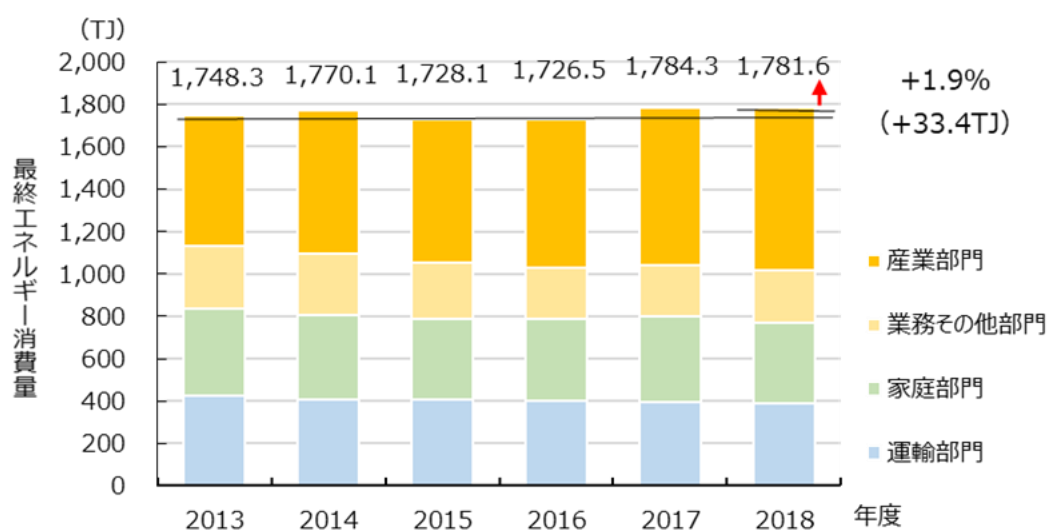
出典：大阪府ホームページ 大阪府統計年鑑

⑦ エネルギー消費量

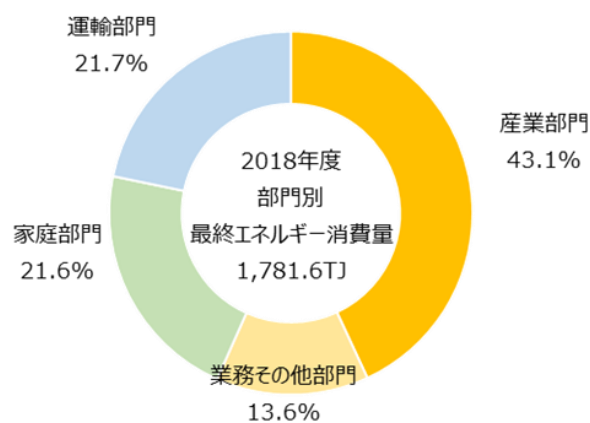
本町における最終エネルギー消費量の推移を以下に示します。平成 30（2018）年度 of 最終エネルギー消費量は 1,781.6TJ であり、平成 25（2013）年度比で 1.9%（33.4TJ）増加しています。

また、平成 30（2018）年度における部門別最終エネルギー消費の内訳を以下に示します。そして最終エネルギー消費量は「産業部門」が最も多く、43.1%を占めています。次いで「運輸部門」が 21.7%、「家庭部門」が 21.6%、「業務その他部門」が 13.6%の順となっています。

◆最終エネルギー消費量の推移



◆部門別の最終エネルギー消費量の内訳（平成 30（2018）年度）



⑧ 再生可能エネルギーの導入状況

本町の再生可能エネルギー導入状況の推移を以下表に示します。

「自治体排出カルテ」（環境省）によると、本町では、主に太陽光発電の導入が進んでおり、令和 3（2021）年度の再生可能エネルギーによる発電電力量は 2,997MWh で、区域の電気使用量（推計値）134,589MWh と照らし合わせると、導入比は 2.2%に相当します。

◆再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー種別	区域の再生可能エネルギーの設備容量の導入状況(kW)						
	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
太陽光発電 (10kW 未満)	1,158	1,382	1,555	1,633	1,796	1,969	2,108
太陽光発電 (10kW 以上)	93	137	287	317	340	340	354
風力発電	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電※ ¹	0	0	0	0	0	0	0
再生可能エネルギー合計	1,251	1,519	1,842	1,949	2,136	2,309	2,461
区域の電気使用量							
対消費電力 FIT 導入比※ ²							

再生可能エネルギー種別	区域の再生可能エネルギーによる発電電力量 (MWh) ※ ³						
	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
太陽光発電 (10kW 未満)	1,389	1,658	1,866	1,959	2,156	2,363	2,529
太陽光発電 (10kW 以上)	124	181	380	419	450	450	468
風力発電	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電※ ¹	0	0	0	0	0	0	0
再生可能エネルギー合計	1,513	1,839	2,246	2,378	2,606	2,813	2,997
区域の電気使用量	152,467	147,089	144,271	138,565	133,713	134,589	134,589
対消費電力 FIT 導入比※ ²	1.0%	1.3%	1.6%	1.7%	1.9%	2.1%	2.2%

※¹ バイオマス発電の導入容量は、FIT 制度公表情報のバイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）の値を用いている。

※² 区域の消費電力量に対する FIT の導入比率（≒地域の再生可能エネルギー自給率）

※³ 太陽光発電の設備利用率として、一般社団法人 太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」の 4. 参考資料に掲載されている都道府県別の 1kW 当たり年間予想発電電力量を参考に推計することも可能である。1kW 当たりの年間予想発電量 ÷ (365 (日) × 24 (時間)) = 設備稼働率となる。

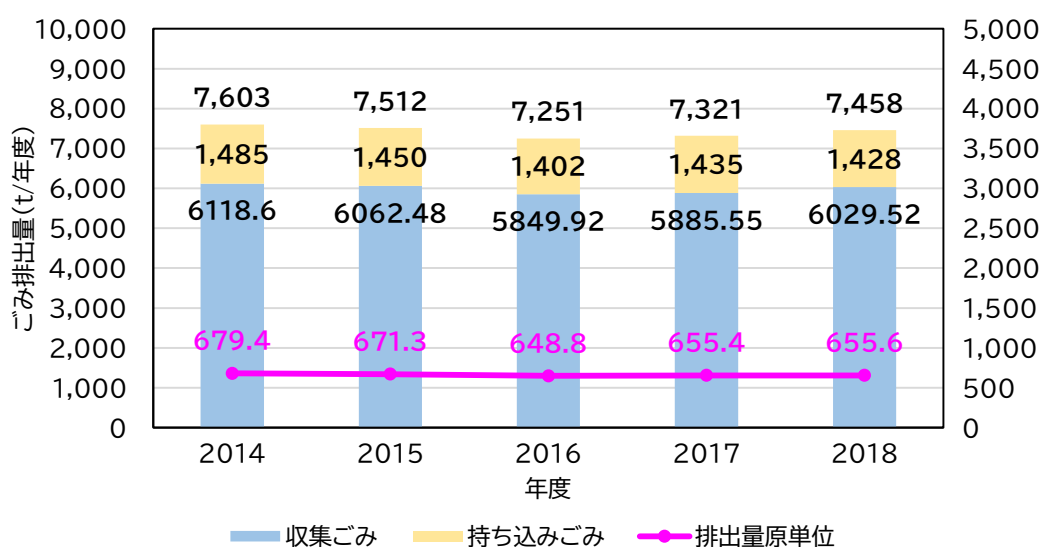
一般社団法人 太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」

出典：島本町自治体排出カルテ（環境省）

⑨ 廃棄物

本町では、家庭から発生するごみを大きく可燃ごみ、空き缶類、新聞類、空きビン類、不燃等ごみ、大型ごみ・引越しごみに区分して収集しています。収集ごみ以外に一般の持ち込みごみ、事業系持ち込みごみがあります。本町におけるごみの発生量は平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度にかけて概ね減少の傾向が見られます。また、排出量原単位（1 人 1 日当たりのごみの排出量）も概ね減少の傾向が見られます。

◆ごみ排出量の推移



出典：島本町一般廃棄物処理基本計画（令和 2（2020）年 3 月）

⑩ 環境教育

本町では、子ども達にしまもとの自然や環境をワクワクと楽しみながら学び、考えるきっかけにしてもらうことを目的に、「ワクワク！しまもと環境学校」を開催し、町・住民団体・事業者が集まり、平成 27 年度から様々な環境に関するブースを出展しています。

また、島本町環境基本計画において、環境教育に関する施策「かしこくならう！全員参加のまちづくり（環境学習）」を設け、世代を問わず住民・事業者・町が連携し取り組みを進めています。

2 アンケート結果にみる島本町の課題

① 住民アンケート

地球温暖化に対する行動実態や意識等を把握するため、住民を対象にアンケートを実施しました。アンケートでは、省エネルギー行動の取組状況や再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入状況について調査しました。住民アンケートの概要は、以下に示すとおりです。

◆アンケートの概要（住民）

項 目	アンケート内容
調査地域	島本町全域
調査対象者	島本町住民
標本数	3,000 人
抽出法	16 歳以上の町民から 3,000 人を抽出
調査期間	2022 年 9 月 7 日（水）～2022 年 9 月 27 日（火） ※調査期間終了後も、一定期間回答を受け付けた。
回収数	1,710 人（57.0%）

ア 地球温暖化に対する関心・取組について

地球温暖化対策の町の取組（施策）についての重要度は比較的高い一方で、満足度は低くなっており、省エネや再生可能エネルギー導入に向けての情報提供や支援制度の充実を図る必要があります。

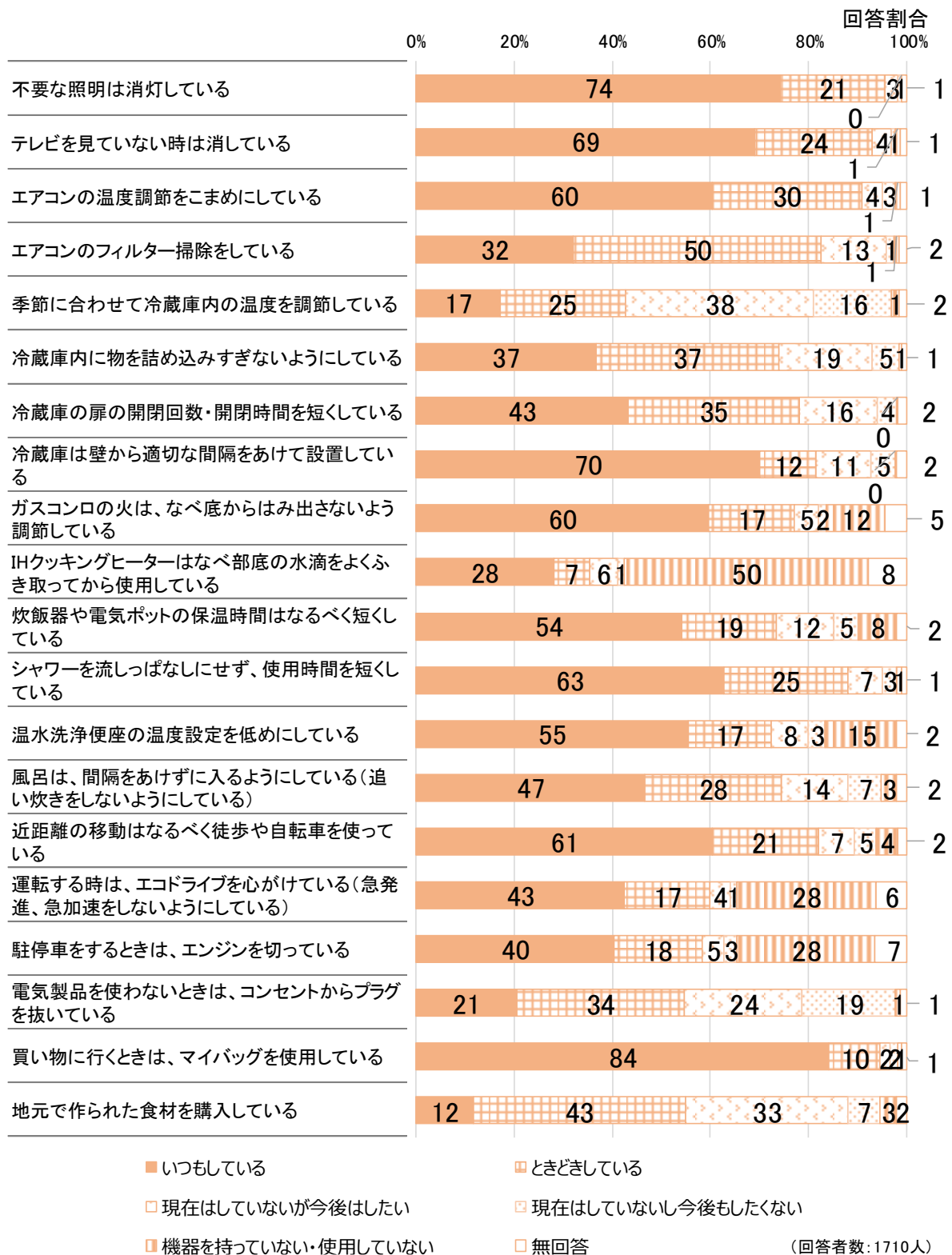
環境保全活動については、「環境に関する講座・観察会」や「団体などへの支援」の満足度が低くなっており、重要度も低いことから、関心自体が低いことも考えられ、今後、積極的な普及・啓発とともに、環境学習や講座・観察会などの内容の充実を図る必要があります。

イ 家庭での地球温暖化対策の取組について

家庭での地球温暖化対策の取組として、全体的に省エネ対策を行っており、特にエコバックを「いつも使用している」割合は非常に高くなっています。その他の取組についても、ほとんどの取組で「いつもしている」「ときどきしている」と回答した割合が 70%を超えており、地球温暖化の取組が家庭に浸透してきていることがうかがえます。今後も継続した取組を進める一方で、取組率の低い取組について、更に普及・啓発を行うことが必要です。

フードマイレージ（食糧輸送距離）削減に繋がる地元で作られた食材を「いつも購入している」割合は 12%と少ない状況で、地元産の食材等を購入できる場の普及が必要です。

◆家庭での地球温暖化対策の取組について



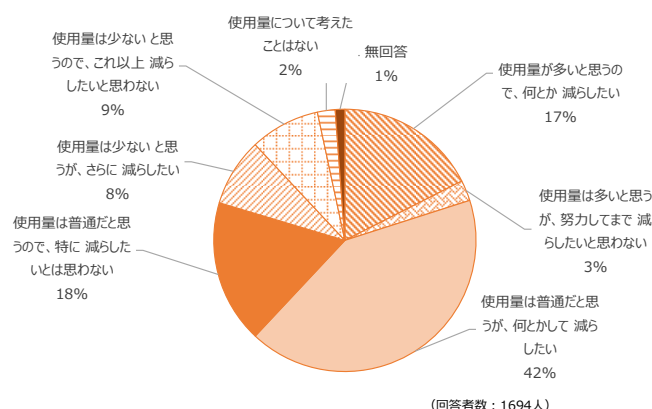
ウ 地球温暖化対策への取組を実施するために支障があると感じること

地球温暖化対策の取組を実施するために、「環境にやさしい商品、製品の購入費用が高い」が一番の支障であるという結果でした。また、「取り組んだ成果が実感できない」のように、成果を実感できることを求める意見も多く見られました。「環境の状況や施策に関する町からの情報提供」の満足度も低いことから、地球温暖化対策の取り組み内容や成果などの情報発信が必要です。

エ 家庭でのエネルギー使用量について

エネルギー使用量については、減らしたい（「使用量が多いと思うので、何とか減らしたい」、「使用量は普通だと思うが、何とかして減らしたい」、「使用量は少ないと思うが、さらに減らしたい」と考えている方が67%で多いことがわかりました。エネルギー使用量削減について前向きな意見が多いことから、今後、住民と町がエネルギー使用量削減に向けて、協力して進めていく必要があります。

◆家庭でのエネルギー使用量について

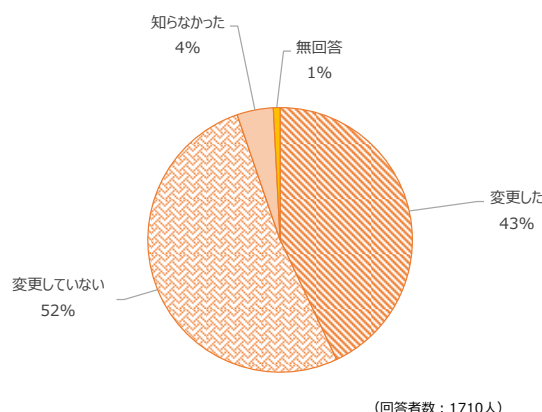


オ 電力会社変更の有無について

平成28（2016）年4月に電力小売が全面自由化され、一般家庭でも電気の購入先を選ぶことができるようになりましたが、43%の住民の方が、変更したという結果でした。

なお、変更の際に重視した点については、価格や他のサービスとの連携を挙げる方が大半であり、電力排出係数を含む環境への配慮を挙げた方はわずかでした。今後、再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを含め、情報提供を進めていく必要があります。

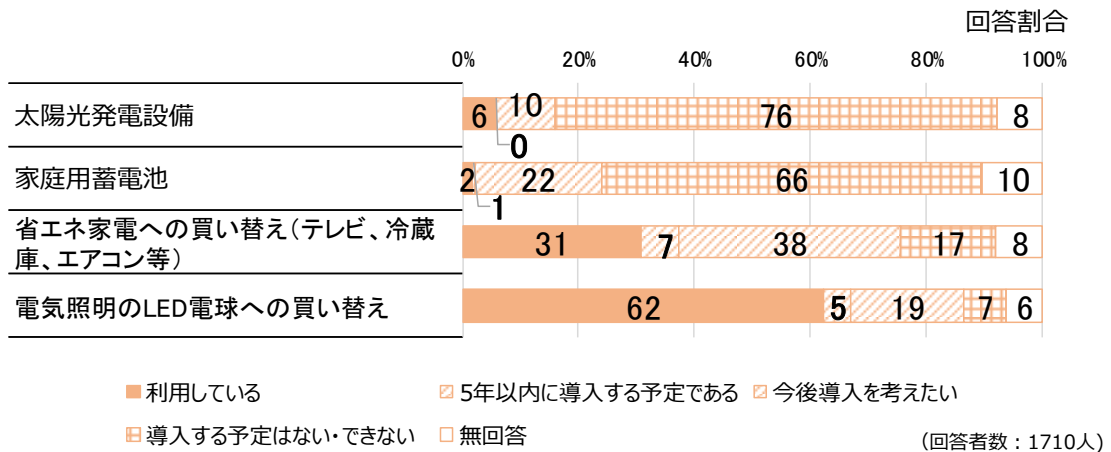
◆電力会社変更の有無について



カ 省エネルギー・再生可能エネルギー関連機器の導入意向について

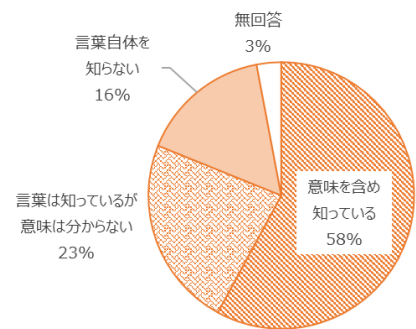
省エネルギー・再生可能エネルギー関連機器の導入意向については、家の中で比較的取り組みやすい「LED電球への買い替え」が62%、「省エネ家電への買い替え」が31%と多い結果でした。一方で、「太陽光」や「燃料電池」を利用した省エネルギー・再生可能エネルギーの利用は少ない結果となりました。特に、「導入する予定はない・できない」が60%を超えており、費用面や取り組む必要性を感じないという理由が多く挙げられました。今後の普及に向けて、情報提供や支援策の検討も必要です。

◆省エネルギーや再生可能エネルギーの利用について



キ 「気候変動の影響への適応」の認知度について

「気候変動への適応」について意味を知っている ◆「気候変動の影響への適応」の認知度は 58%と多いものの、意味が分からない(「言葉を知っているが意味がわからない」、「言葉自体知らない」という方も 39%と多い結果でした。気候変動の適応策について、情報発信をすすめ、認知度を上げていく必要があります。



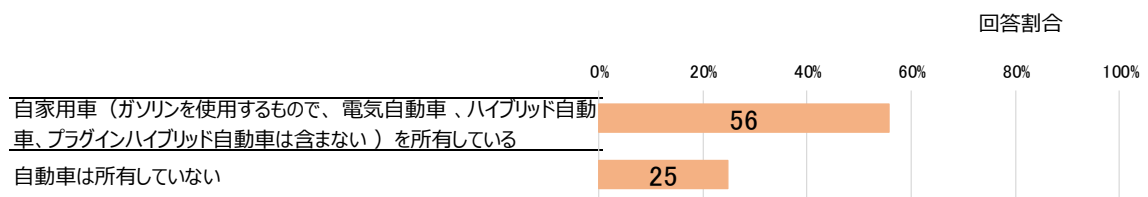
(回答者数：1709人)

ク 家庭で所有している自動車などについて

自動車等の保有状況については「ガソリン仕様の自家用車」所有の割合が、56%となりました。一方で、「自動車を保有していない」方の割合も 25%と一定数いることがわかりました。

電気自動車等への買い替えも含め、補助制度や電気自動車等のメリットについての情報提供など、普及啓発が必要です。

◆家庭で所有している自動車などについて

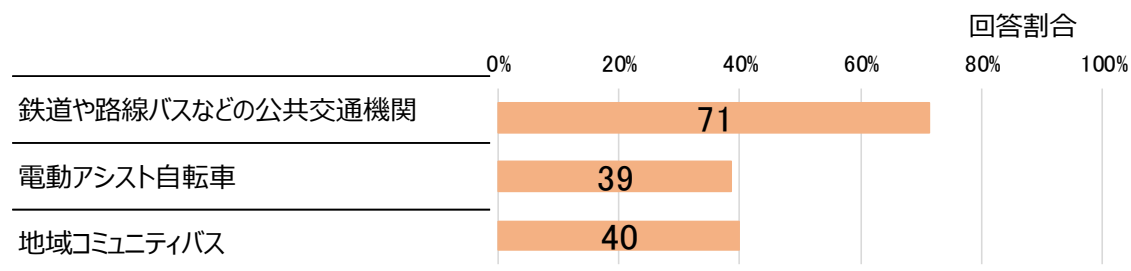


(回答者数：1710人)

ケ 自動車に代わる移動手段について

自動車に代わる移動手段については、「鉄道やバスなどの公共交通機関」が 71%と最も多く、次いで「地域コミュニティバス」が 40%、「電動アシスト自転車」が 39%という結果になりました。「自動車を保有していない」方で 60 才以上の割合が半分をしめていることから、高齢者における自動車に代わる移動手段の確保と充実が、今後重要になります。

◆自動車に代わる移動手段について



(回答者数：1710人)

コ 住民アンケートの総括

地球温暖化対策について、高い関心をもっており、家庭での比較的取り組みやすい「LED 電球への買替」、「省エネ家電への買い替え」の普及が進んでいました。一方で、「太陽光」や「燃料電池」を利用した再生可能エネルギー等の普及は進んでおらず、これらの導入に向けての情報提供等の充実を図る必要があります。

これらの地球温暖化対策を実施していく中で支障となっているものは、購入費用が高く、さらに取り組んだ成果が実感できないという意見も多く見られました。地球温暖化対策の取組内容や成果などの情報発信が必要と考えられます。

② 事業所アンケート

地球温暖化に関する意識や意見等、計画策定に必要な情報を把握するため、島本町内の事業所に対してアンケートを実施しました。アンケートでは、事業所で取り組んでいる温暖化対策の状況や、事業者が関心を持っている環境問題などについて調査しました。事業所アンケートの概要は、以下に示すとおりです。

◆アンケートの概要

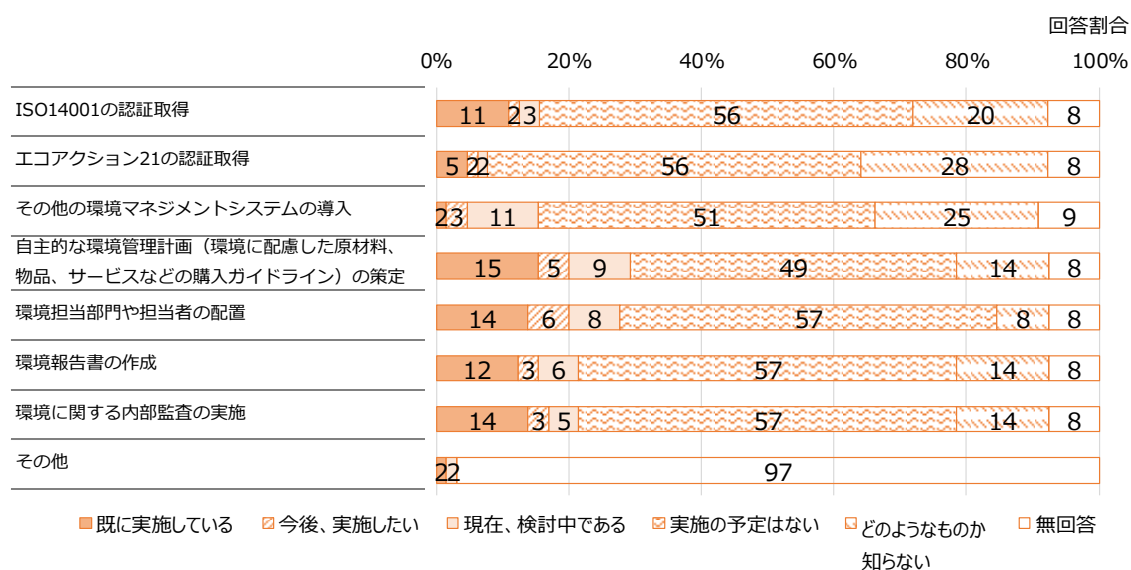
項 目	アンケート内容
調査地域	島本町全域
調査対象者	島本町内事業所
標本数	100 事業所
抽出法	町内の事業者から 100 事業所を抽出
調査期間	2022 年 9 月 7 日（水）～2022 年 9 月 27 日（火） ※調査期間終了後も、一定期間回答を受け付けた。
回収数	65 事業所（65.0%）

ア 環境に関する経営方針や管理手法の導入について

環境に関する経営方針や管理手法の導入状況については、「既に実施している」という回答は全体的に低い結果でした。一方で、「実施の予定なし」は、どの選択肢においても 50%前後の結果となりました。

「自主的な環境管理計画の策定」については検討中の割合が他の項目よりも多い結果となりました。

◆環境に関する経営方針や管理手法の導入について

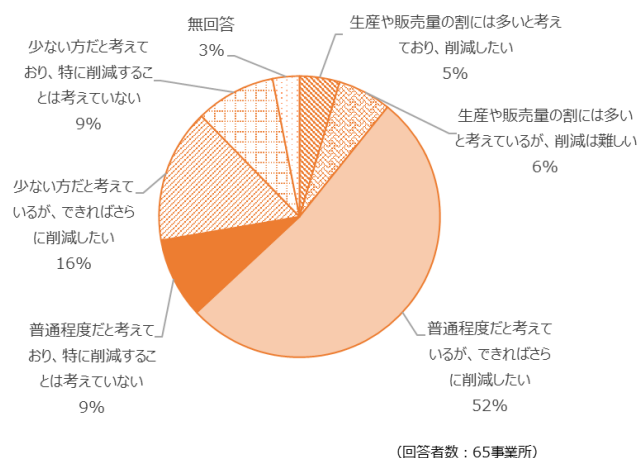


（回答数：65事業所）

イ 事業所内でのエネルギー使用量について

エネルギー使用量については、削減したいという考え（「普通程度だと考えているが、できればさらに削減したい」「少ない方だと考えているができればさらに削減したい」、「生産や販売量の割には多いと考えており削減したい」）の回答が約 73%と多いことがわかりました。

◆事業所内でのエネルギー使用量について



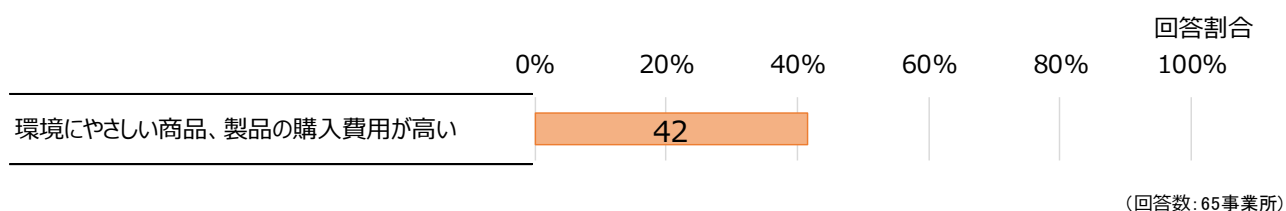
ウ 地球温暖化対策への取組について

事業所での地球温暖化対策の取組として、「クールビズ・ウォームビズの励行」、「冷暖房の運転時間削減やこまめな温度調節」、「オフィス機器の省エネ」、「コピー用紙使用量の削減」については半数の事業所が行っていることがわかりました。

エ 地球温暖化対策への取組を実施するために支障があると感ずること

地球温暖化対策の取組を実施するため支障に感ずることとして、「環境にやさしい商品、製品の購入費用が高い」が 42%となり最も大きな支障であるという結果でした。また、「どのように取り組んでいいのかわからない」や「行くきっかけがない」のように、きっかけがないことや取組方法がわからないという回答も見られました。

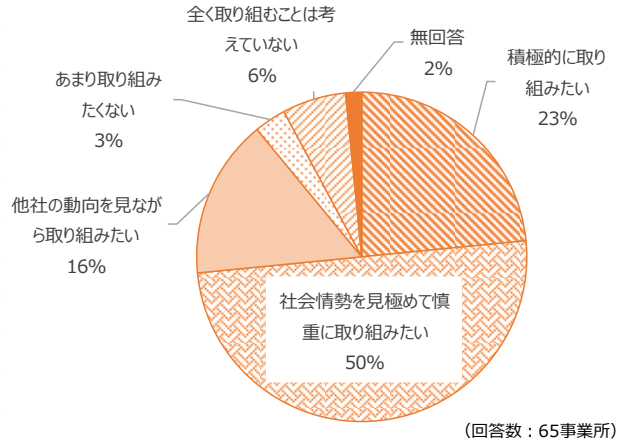
◆地球温暖化対策への取組を実施するために支障があると感ずること



オ カーボンニュートラルに取り組む意識について

カーボンニュートラルに取り組む意識については、「積極的に取り組みたい」が23%なり、現状は様子見を見た上で取り組みを行いたい（「社会情勢を見極めて慎重に取り組みたい」、「他社の動向を見ながら取り組みたい」）が合わせて64%と半数以上を占めています。

◆カーボンニュートラルに取り組む意識について

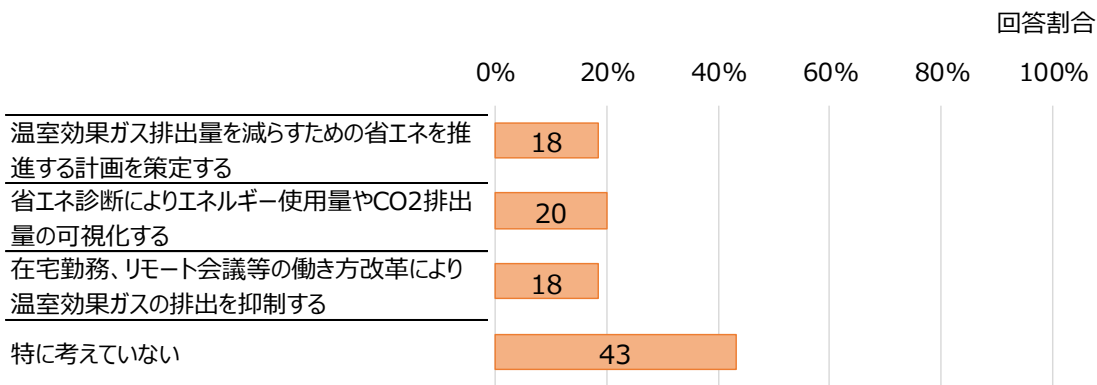


カ カーボンニュートラル達成を目指すうえでの対策

カーボンニュートラル達成を目指すための対策については、積極的な取り組みを考えている事業所の割合が少ないこともあり、「特に考えていない」という回答が43%となりました。

具体的な対策としては、「省エネ診断によりエネルギー使用量やCO₂排出量の可視化する」が20%に上り、次いで「温室効果ガス排出量を減らすための省エネを推進する計画を策定する」と「在宅勤務、リモート会議等の働き方改革により温室効果ガスの排出を抑制する」は18%となりました。

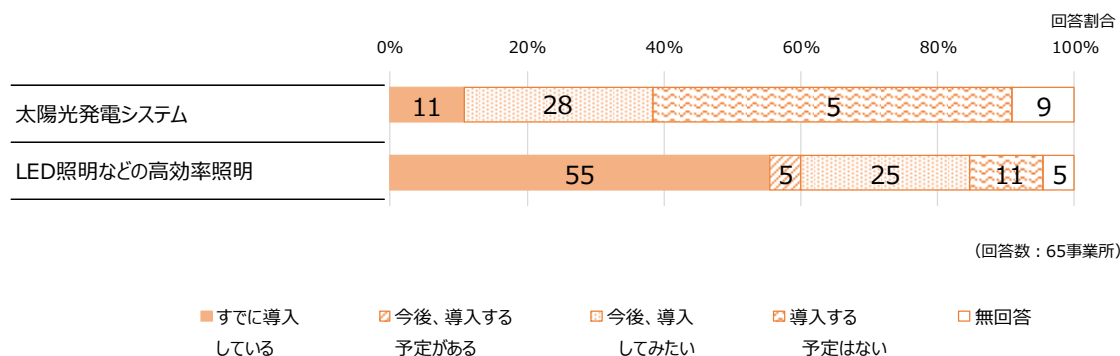
◆カーボンニュートラルに取り組むうえでの対策



キ 省エネルギー等を考慮した設備などの導入

省エネルギーを考慮した設備の導入については、「LED などの高効率照明」が 55%と多く、次いで「太陽光発電システム」が 11%となりました。

◆省エネルギー等を考慮した設備などの導入

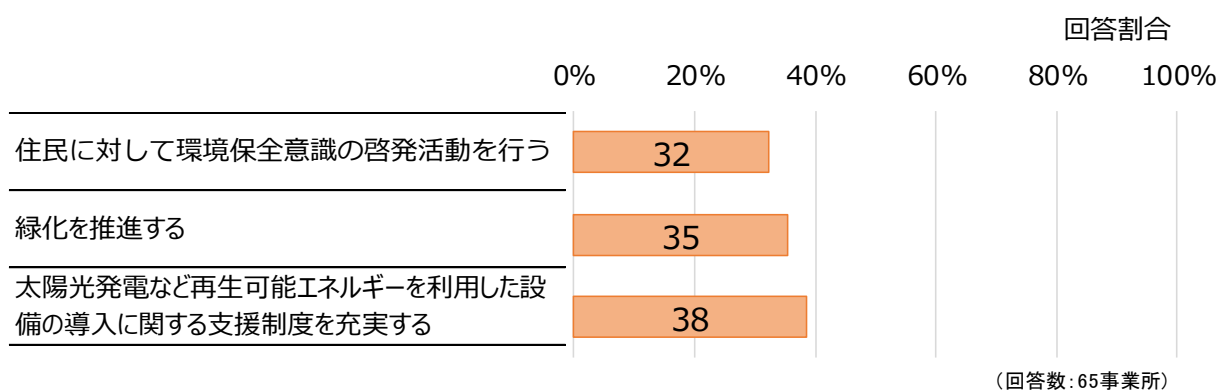


ク 町に期待している施策

町に期待している施策については「太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した設備の導入に関する支援制度を充実する」が 38%に及び次いで「緑化を推進する」が 35%と続いています。

また住民への「住民に対して環境保全意識の啓発活動を行う」の施策も約 32%と高く、期待されていることが伺えます。

◆町に期待している施策



ケ 事業者アンケート総括

環境に関する経営方針や管理手法の導入状況については、既に実施している事業所は少なく、「実施の予定なし」は50%を超える結果となりました。

一方、比較的に取り組みやすい「クールビズ・ウォームビズの励行」、「冷暖房の運転時間削減やこまめな温度調節」、「オフィス機器の省エネ」、「コピー用紙使用量の削減」は、半数の事業所が取り組んでいます。

「太陽光発電システム」については19%の事業所が導入していますが、カーボンニュートラル達成を目指すための対策については、積極的な取組を特に考えていない回答が40%に上り、意識啓発等の取組を積極的に推進する必要があります。

3 島本町における温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

本町の二酸化炭素排出量及びその他ガス排出量は以下の表（「CO₂ 排出量の算定方法」及び「その他排出ガスの算定方法」）に示すとおり、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省、令和 4（2022）年 3 月）の内容に準じた算定方法を用いています。

① 対象とする部門・分野及び手法等

二酸化炭素（エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂）、メタン、一酸化二窒素を算定の対象としました。なお、代替フロン等 4 ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）は、町内の特定事業者からの排出実績が無いため対象外としております。

◆CO₂排出量の算定方法

区分		算定方法	引用資料
産業部門	製造業	特定事業所： 温対法に基づく算定・報告・公表制度における CO ₂ 排出量データ（実績値） 特定事業所以外： 製造業炭素排出量（大阪府）× 従業者数の比（島本町/大阪府）×44/12	・地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における排出量の実績値 ・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計調査
	建設業・鉱業	建設業・鉱業炭素排出量（大阪府） ×従業者数の比（島本町/大阪府）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・経済センサス
	農林水産業	農林業炭素排出量（大阪府） ×従業者数の比（島本町/大阪府）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・経済センサス
業務その他部門		業務その他部門炭素排出量（大阪府） ×延床面積の比（島本町/大阪府）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・固定資産の価格等の概要調書
家庭部門		家庭部門炭素排出量（大阪府） ×世帯数の比（島本町/大阪府）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・住民基本台帳に基づく人口
運輸部門	自動車	(旅客) 運輸部門（旅客）炭素排出量（全国）×自動車 車種別保有台数比（島本町/全国）×44/12 ※軽自動車を除く	・総合エネルギー統計 ・車種別（詳細）保有台数表 ・市区町村別自動車保有車両数 ・市区町村別軽自動車保有車両数
		(貨物) 運輸部門（貨物）炭素排出量（全国）×自動車 車種別保有台数比（島本町/全国）×44/12 ※軽自動車を除く	・総合エネルギー統計 ・車種別（詳細）保有台数表 ・市区町村別自動車保有車両数 ・市区町村別軽自動車保有車両数
	鉄道		鉄道エネルギー消費統計 ×鉄道営業キロ数の比（島本町/全区間） ×排出係数 ・鉄道統計年報 ・総合エネルギー統計
廃棄物分野		プラ：一般廃棄物焼却処理量×（1-水分率） ×プラスチック組成割合×排出係数 繊維くず：一般廃棄物焼却処理量×（1-水分率） ×繊維くず割合×合成繊維割合 ×排出係数	・一般廃棄物処理実態調査結果 ・温室効果ガス排出量算定・ 報告マニュアル（Ver4.8）

◆その他ガス排出量の算定方法

ガス種	区分		算定方法	引用資料
CH ₄ ・ N ₂ O	農業分野	耕作	【水田からの排出】 水稲作付面積×水管理割合 ×単位面積当たりの排出係数 【肥料の使用に伴う排出】 耕作地面積 ×単位面積当たりの肥料の使用に伴う排出量 【農作物残渣のすきこみに伴う排出量】 年間生産量×乾物率×残渣率×すきこみ率 ×単位作物残渣当たりの排出量	・作物統計調査 ・ガスインベントリ報告書
		農業 廃棄物	【農業廃棄物の焼却に伴う排出】 年間生産量×残渣率×野焼き率 ×単位焼却量当たりの排出量	・作物統計調査 ・ガスインベントリ報告書
	廃棄物分野	焼却 処分	一般廃棄物焼却量×排出係数	・一般廃棄物処理実態調査結果 ・温室効果ガス排出量算定・ 報告マニュアル（Ver4.8）
		し尿 処理場	生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量×排出係数	・一般廃棄物処理実態調査結果 ・温対法施行令
		生活排水 処理施設	生活排水処理施設ごとの年間処理人口 ×排出係数	・一般廃棄物処理実態調査結果 ・温室効果ガス排出量算定・ 報告マニュアル（Ver4.8）

※炭素と二酸化炭素の分子量の比。各部門の二酸化炭素排出量は、二酸化炭素の重量（t-CO₂）だけでなく炭素の重量（t-C）で示されている。二酸化炭素（CO₂）排出量にするため、炭素と二酸化炭素の分子量（C:12、O:16、CO₂:44）の比（44/12）を乗じる。

(2) 温室効果ガス排出量の現状

① 温室効果ガス総排出量の推移

本町における温室効果ガス排出量の推移を以下の表（「温室効果ガス排出量の推移」及び「部門・分野別温室効果ガスの排出量の推移」）に示します。平成 30（2018）年度の温室効果ガス排出量は 130.5 千 t- CO₂ であり、基準年度の平成 25（2013）年度比で 18.9%（30.4 千 t- CO₂）減少しています。

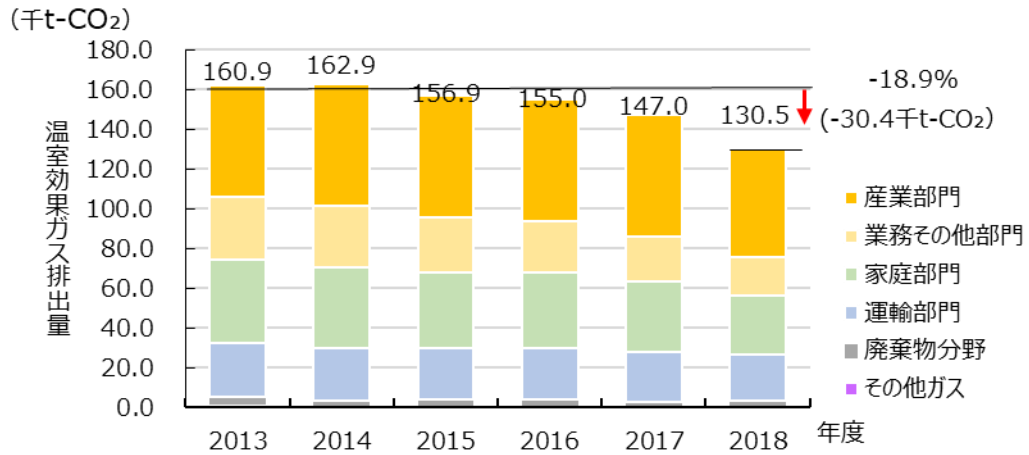
平成 30（2018）年度における温室効果ガスの部門・分野別排出割合を「温室効果ガスの部門・分野別排出割合」に示します。排出割合は、大きい順に「産業部門」が 42.2%、「家庭部門」が 22.4%、「運輸部門」が 17.8%、「業務その他部門」が 14.9%、「廃棄物分野」が 2.5%、「その他ガス」が 0.2%となっています。

◆温室効果ガス排出量の推移

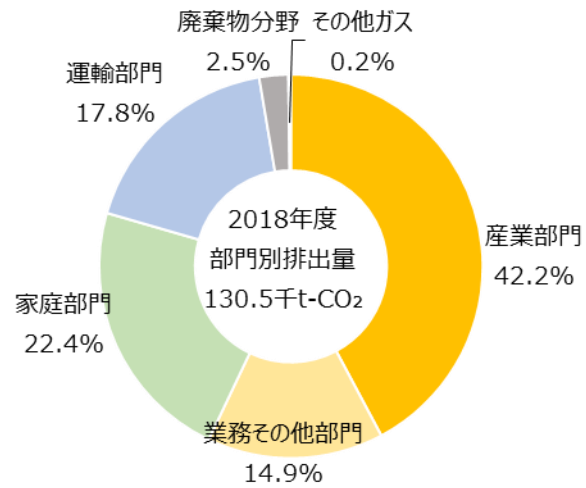
部門・分野			2013 年度 (千t- CO ₂)	2014 年度 (千t- CO ₂)	2015 年度 (千t- CO ₂)	2016 年度 (千t- CO ₂)	2017 年度 (千t- CO ₂)	2018 年度 (千t- CO ₂)	増減率
産業 部門	製造業		54.5	59.0	58.5	58.6	58.5	52.8	-3.1%
	建設業・鉱業		0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5	-32.0%
	農林業		0.8	2.0	2.3	2.2	1.8	1.7	123.4%
	小計		56.1	61.7	61.5	61.3	61.0	55.1	-1.8%
業務その他部門			31.6	31.0	27.8	25.8	22.8	19.4	-38.5%
家庭部門			42.1	40.6	38.0	38.3	35.8	29.3	-30.5%
運輸 部門	自動車	旅客	16.6	15.8	15.7	15.5	15.4	15.0	-9.6%
		貨物	5.3	5.3	5.2	5.0	4.9	4.9	-7.5%
	鉄道		5.2	5.3	5.0	5.0	4.2	3.3	-36.6%
	小計		27.2	26.4	25.9	25.6	24.5	23.3	-14.4%
廃棄物分野			3.6	2.9	3.4	3.8	2.7	3.2	-11.6%
その 他ガ ス	廃棄物分野		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	-9.6%
	農業分野		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	-17.4%
計 (千 t- CO ₂)			160.9	162.9	156.9	155.0	147.0	130.5	-18.9%

※各数値は端数処理により、合計等と一致しない場合がある。

◆部門・分野別温室効果ガスの排出量の推移



◆温室効果ガスの部門・分野別排出割合（平成 30（2018）年度）



② 部門・分野別温室効果ガス排出量の推移

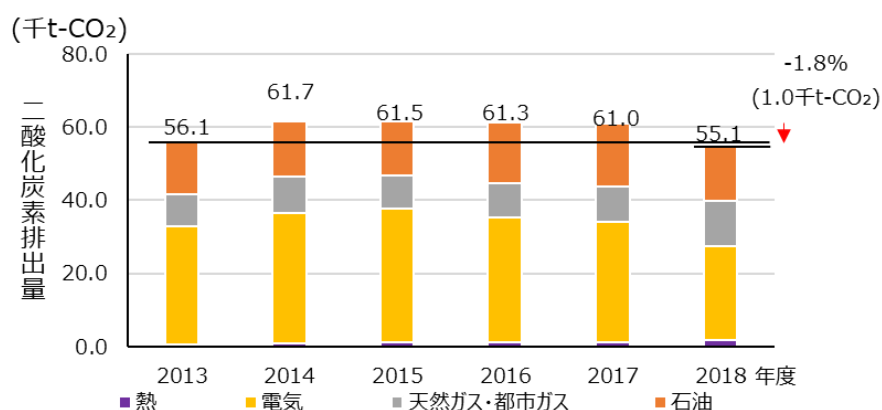
ア 産業部門

産業部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移を「産業部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移」に示します。産業部門の平成 30（2018）年度の二酸化炭素排出量は、55.1 千 t- CO₂ となっています。

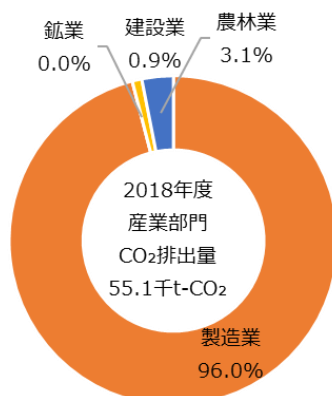
年度によって排出量の変動はあるものの、平成 30（2018）年度は平成 25（2013）年度比で 1.8%（1.0 千 t- CO₂）減少しています。

業種別の二酸化炭素排出割合を「産業部門の業種別二酸化炭素排出割合（平成 30（2018）年度）」に、製造業のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移を「製造業のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移」に示します。産業部門においては、製造業からの排出が 9 割以上を占めており、製造業での電気の使用に伴う排出量の減少及び電力排出係数の低下が、産業部門全体の排出量の減少に影響していると考えられます。

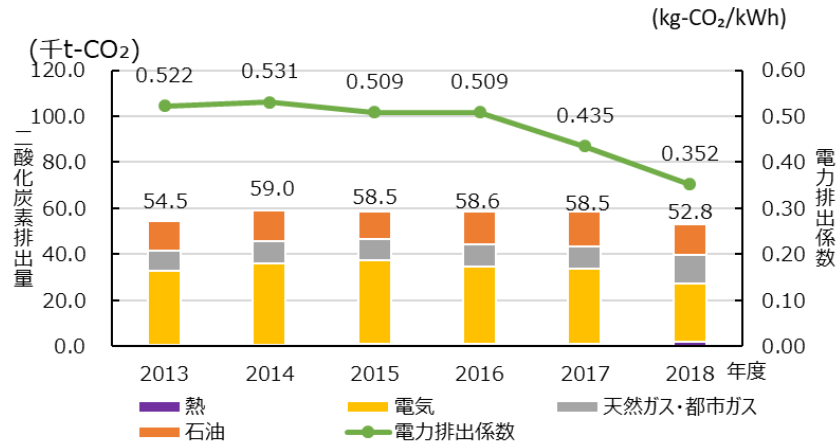
◆産業部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移



◆産業部門の業種別二酸化炭素排出割合（平成 30（2018）年度）



◆製造業のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移

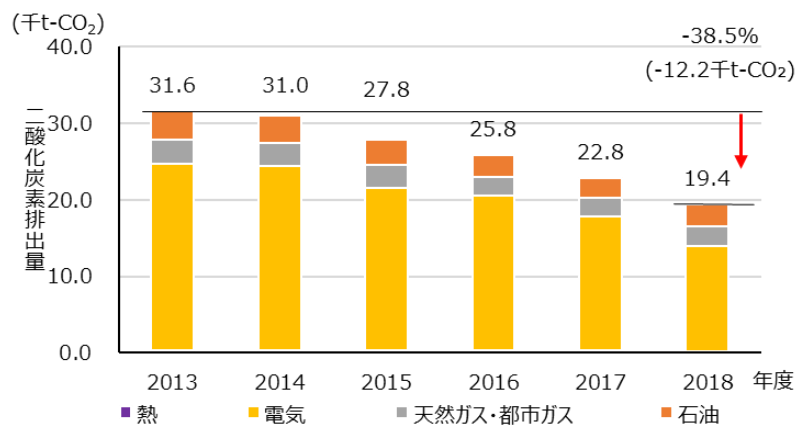


イ 業務その他部門

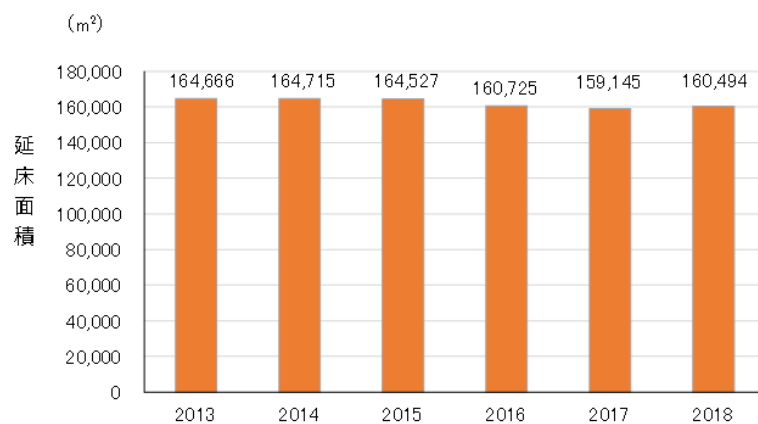
業務その他部門のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移を「業務その他部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移」に示します。平成 30（2018）年度の排出量は、19.4 千 t-CO₂であり、平成 25（2013）年度比で 38.5%（12.2 千 t-CO₂）減少しています。

業務その他部門の延床面積（課税対象のみ）の推移を「業務その他部門の延床面積の推移（課税対象のみ）」に、電力使用量及び電力排出係数の推移を「業務その他部門の電気使用量及び電力排出係数の推移」に示しました。延床面積は概ね横ばいの傾向となっています。業務その他部門においては、二酸化炭素排出の約 7 割を占める電気の使用の減少及び電力排出係数の低下が、排出量の減少に影響していると考えられます。

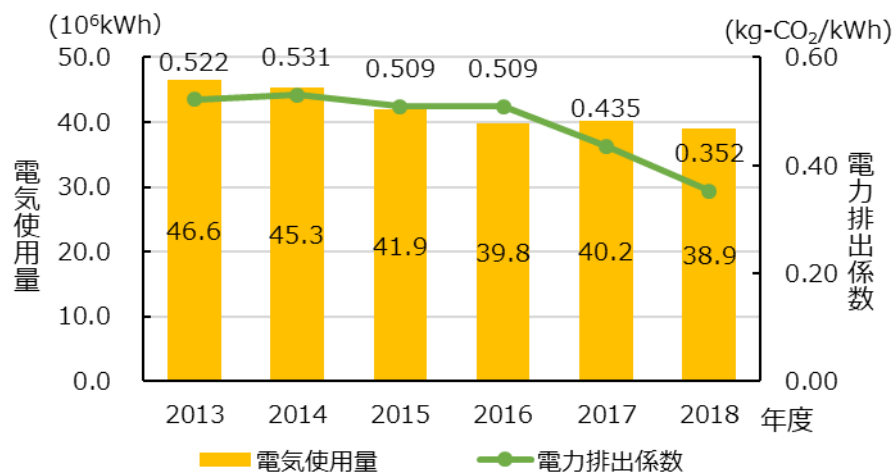
◆業務その他部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移



◆業務その他部門の延床面積の推移（課税対象のみ）



◆業務その他部門の電気使用量及び電力排出係数の推移

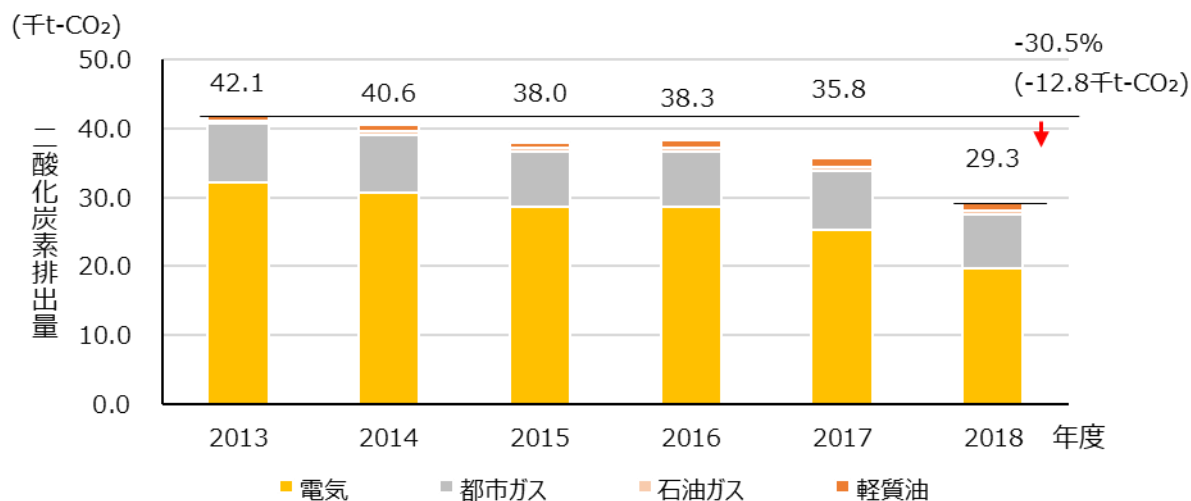


ウ 家庭部門

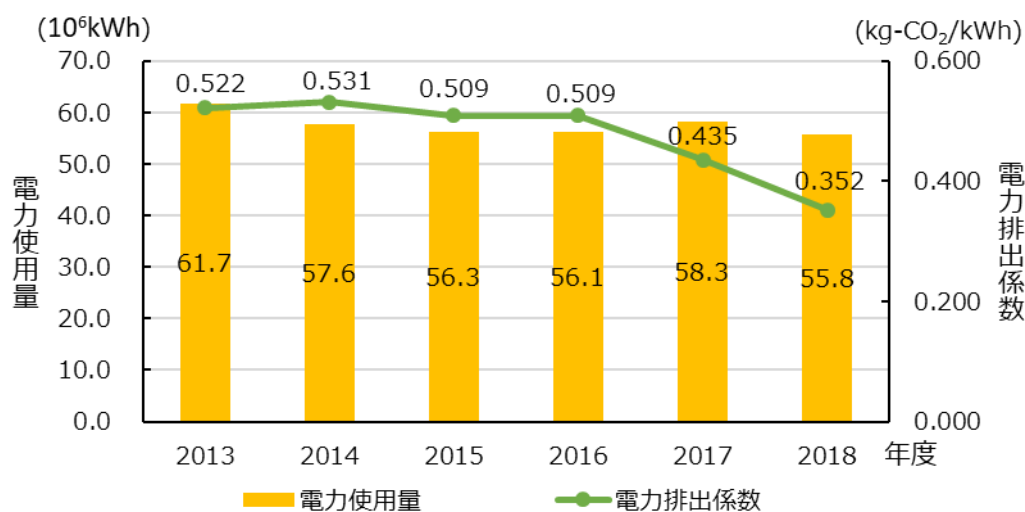
家庭部門のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移を「家庭部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移」に示します。家庭部門の平成 30（2018）年度の二酸化炭素排出量は 29.3 千 t-CO₂ であり、平成 25（2013）年度比で 30.5%（12.8 千 t-CO₂）減少しています。また、エネルギー種別では、電気の使用に起因する二酸化炭素排出量の割合が最も多くなっています。

電力使用量及び電力排出係数の推移を「家庭部門の電気使用量及び電力排出係数の推移」に示します。家庭部門においては、電気の使用の減少及び電力排出係数の低下により二酸化炭素排出量が減少していると考えられます。

◆家庭部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移



◆家庭部門の電気使用量及び電力排出係数の推移



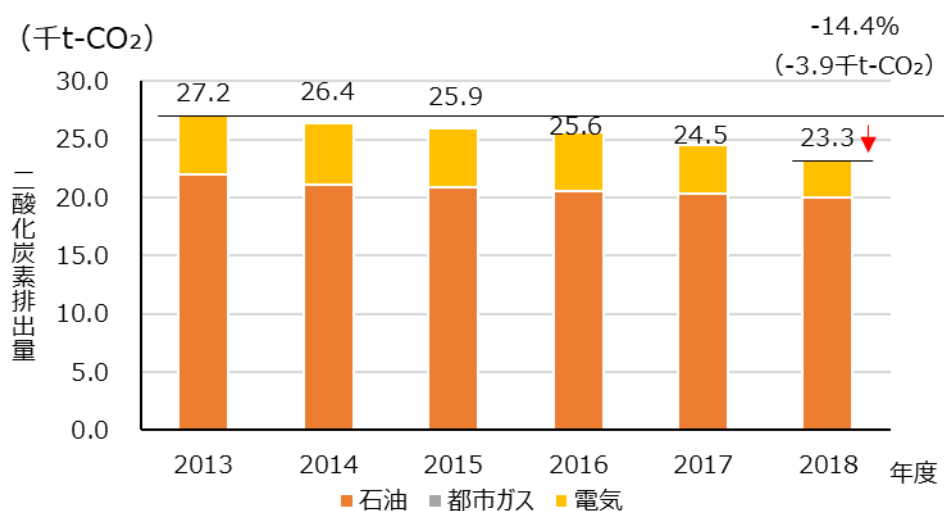
工 運輸部門

運輸部門の二酸化炭素排出量の推移を「運輸部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移」に示します。平成 30(2018)年度の二酸化炭素排出量は、23.3 千 t- CO₂ であり、平成 25(2013)年度比で 14.4% (3.9 千 t- CO₂) 減少しています。

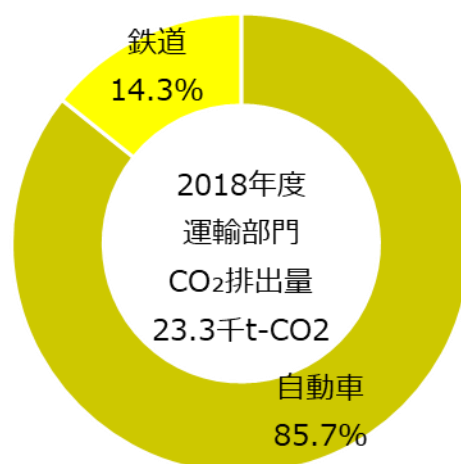
平成 30 (2018) 年度の区分別二酸化炭素排出割合を「運輸部門の区分別二酸化炭素排出割合 (平成 30 (2018) 年度)」に示します。運輸部門においては、二酸化炭素排出の約 9 割が自動車の使用に起因するものでした。

また、本町の自動車保有台数の推移を「自動車保有台数の推移 (軽自動車を除く)」に、自動車の使用による二酸化炭素排出量の推移を「自動車のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移」に示しました。自動車保有台数は概ね横ばいの傾向にあるため、燃費の向上やエコドライブ等の普及などにより排出量が減少したと考えられます。

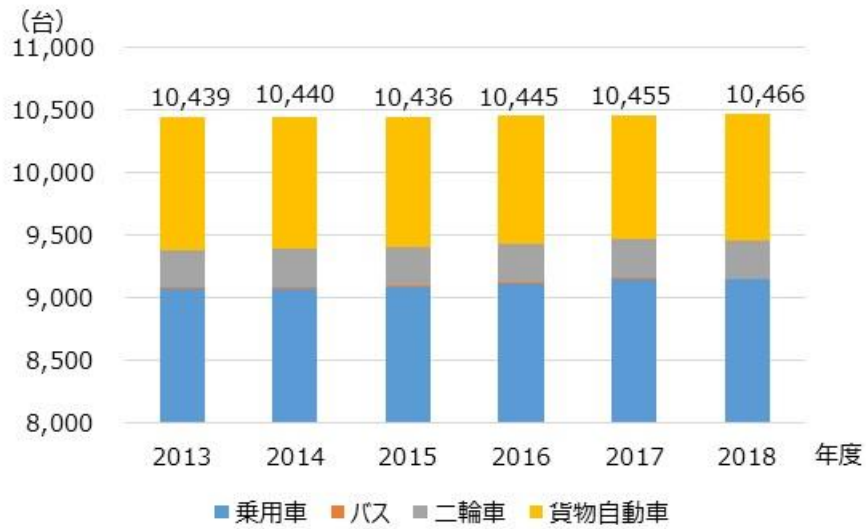
◆運輸部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移



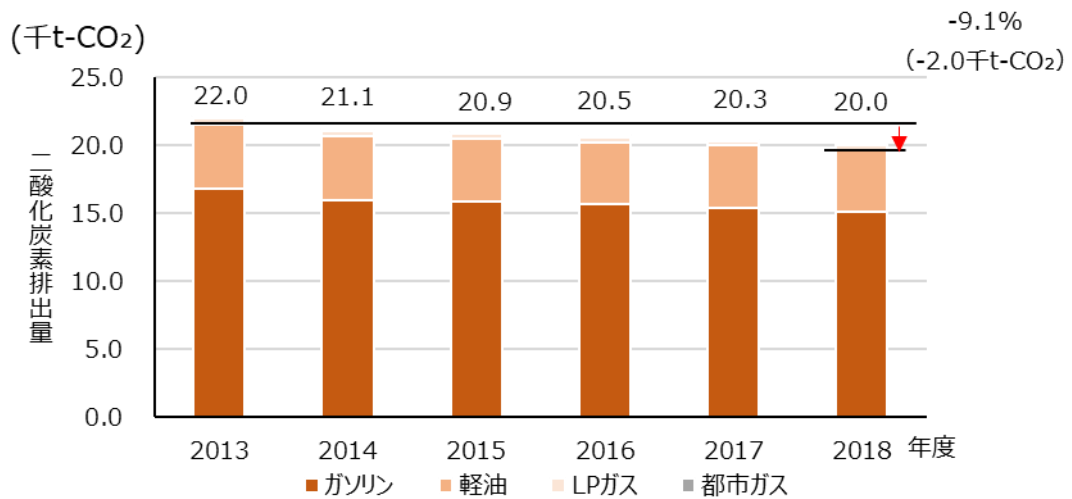
◆運輸部門の区分別二酸化炭素排出割合 (2018 年度)



◆自動車保有台数の推移（軽自動車を除く）



◆自動車のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移

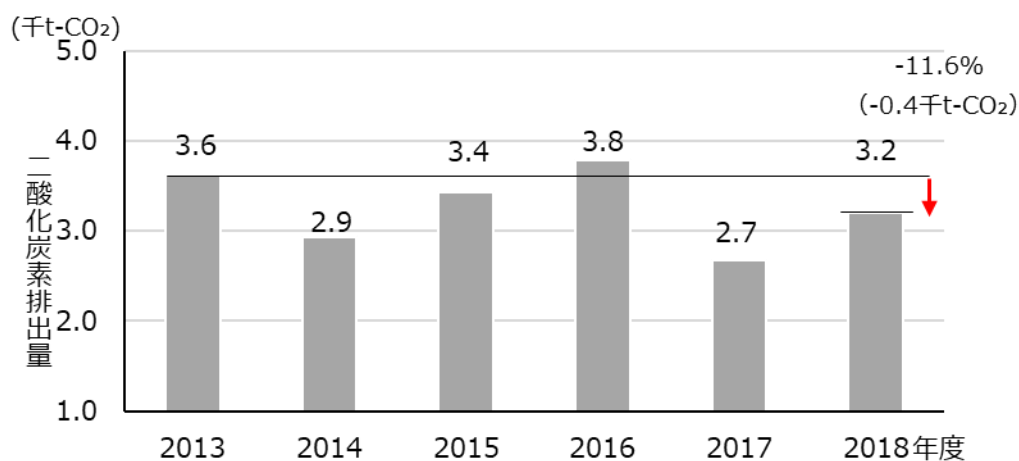


オ 廃棄物分野

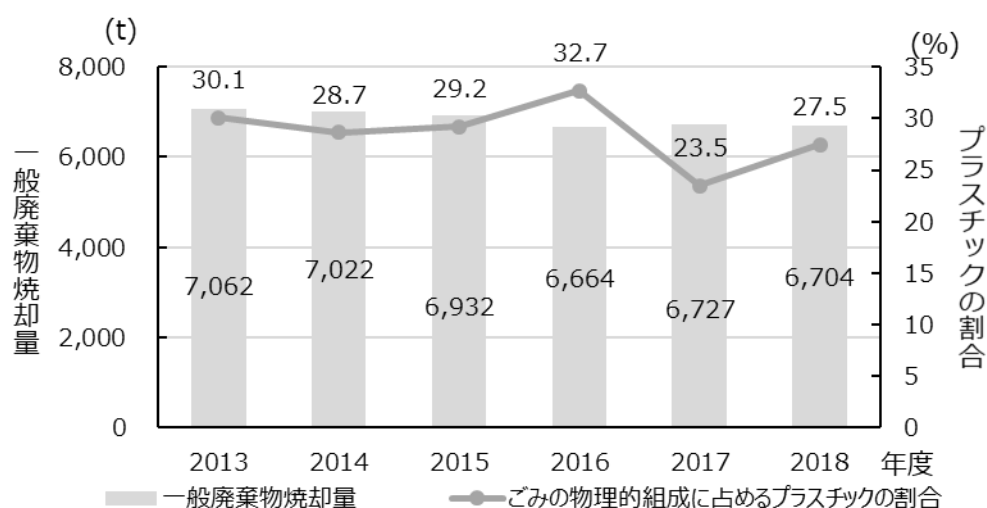
廃棄物分野の二酸化炭素排出量の推移を「廃棄物分野の二酸化炭素排出量の推移」に示します。平成 30（2018）年度の二酸化炭素排出量は 3.2 千 t- CO₂ であり、平成 25（2013）年度比で 11.6%（0.4 千 t- CO₂）減少しています。

一般廃棄物焼却量とプラスチック組成率の推移を「廃棄物分野の焼却量及びプラスチックの割合の推移」に示します。廃棄物分野における二酸化炭素の排出はプラスチックの焼却に由来するものです。平成 30（2018）年度は平成 25（2013）年度と比較してプラスチックの割合が減少したため、二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。

◆廃棄物分野の二酸化炭素排出量の推移



◆廃棄物分野の焼却量及びプラスチックの割合の推移

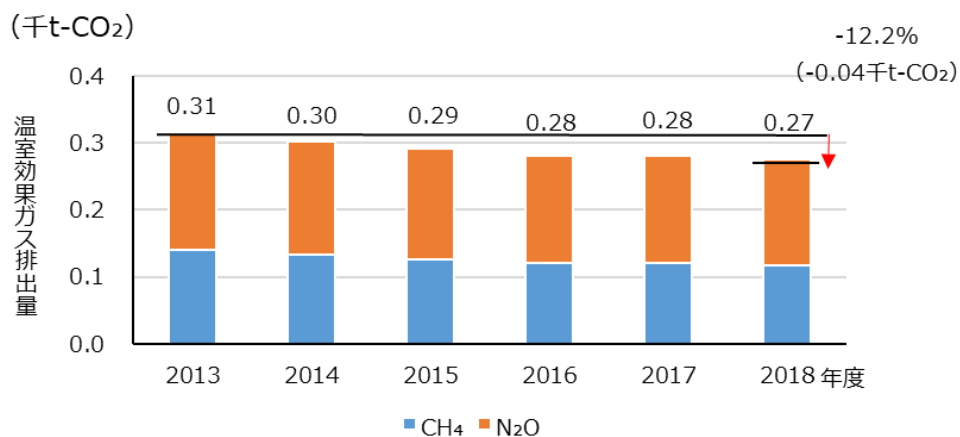


カ その他ガス

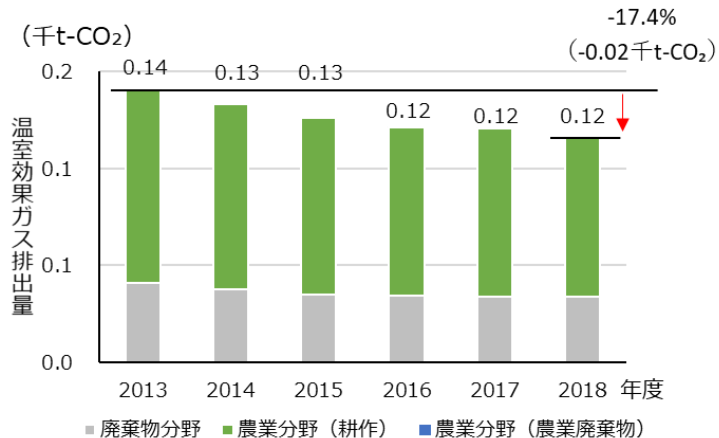
その他ガスの排出量推移を「その他ガス排出量の推移」に示します。平成 30（2018）年度のその他ガス排出量は、0.27 千 t- CO₂ であり、平成 25（2013）年度比で 12.2%（0.04 千 t- CO₂）減少しました。

続いて、CH₄ 排出量の推移を「CH₄ 排出量の推移」に、N₂O 排出量の推移を「N₂O 排出量の推移」に示します。CH₄ 排出量、N₂O 排出量ともわずかに減少しています。

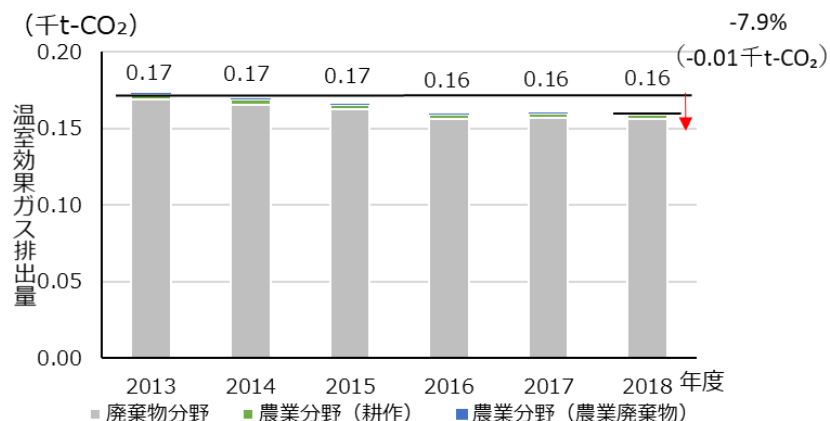
◆その他ガス排出量の推移



◆CH₄ 排出量の推移



◆N₂O 排出量の推移



第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 温室効果ガス排出量の将来推計（令和12（2030）年度）

（1）現状趨勢ケース（BAU）における温室効果ガス排出量

① 推計方法

島本町の平成30（2018）年度における温室効果ガス排出量に基づき、今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合の排出量に当たる現状趨勢ケース（BAU）の令和12（2030）年度及び令和32（2050）年度における将来推計を行いました。

推計は、環境省のマニュアルに基づき、温室効果ガス排出量と相関の高い人口などを活動量として設定し、直近年度における温室効果ガス排出量に活動量の変化を乗じることで推計しました。

$$\begin{aligned} \text{現状趨勢ケース（BAU）排出量} &= \text{直近年度の温室効果ガス排出量} \times \text{活動量の変化率} \\ \text{活動量の変化率} &= \frac{\text{対象年度における活動量の推計値}}{\text{直近年度における活動量}} \end{aligned}$$

◆現状趨勢ケース排出量推計における活動量の推計方法

部門・分野など			活動量	推計方法
産業部門	製造業		製造品出荷額	直近年度の値で推移すると想定し推計
	建設業・鉱業		従業者数	直近年度の値で推移すると想定し推計
	農林業		従業者数	直近年度の値で推移すると想定し推計
業務その他部門			延床面積	過去 10 年間の実績値の平均値の値で推移すると想定し推計
家庭部門			人口	「島本町人口ビジョン」における人口推計値（戦略人口）を用いて推計
運輸部門	自動車	旅客	旅客車保有台数	人口と同様に推移するものとして推計
		貨物	貨物車保有台数	過去の実績値の回帰分析により推計
	鉄道		人口	人口と同様に推移するものとして推計
廃棄物分野	焼却処分		一般廃棄物処理量	人口と同様に推移するものとして推計
	排水処理		衛生処理人口	人口と同様に推移するものとして推計
農業分野			作付面積 年間生産量	過去の実績値の回帰分析により推計

② 将来推計結果

令和 12（2030）年度における現状趨勢ケース（BAU）の温室効果ガス排出量は、124.8 千 t-CO₂、令和 32（2050）年度の排出量は 116.3 千 t-CO₂ となり、基準年度である平成 25（2013）年度と比較して、令和 12（2030）年度は 22.4%削減、令和 32（2050）年度は 27.7%削減する見込みとなりました。

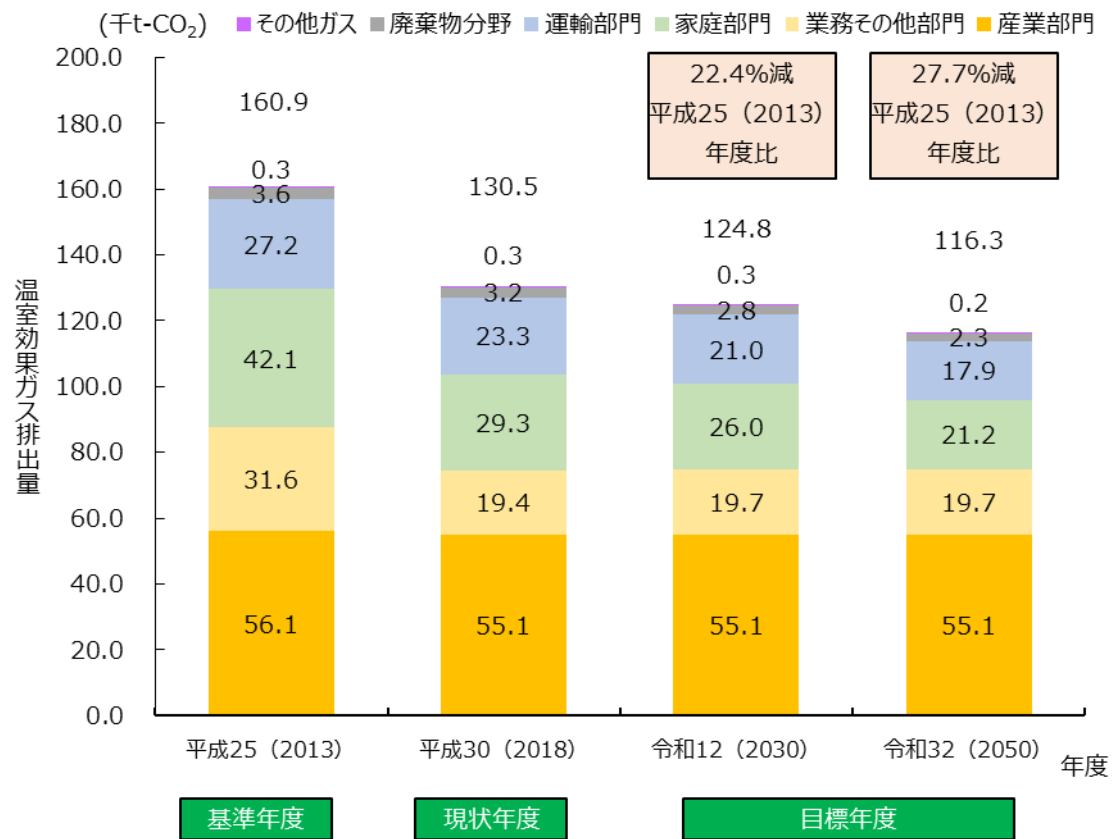
◆温室効果ガス排出量の将来推計結果（現状趨勢ケース（BAU））

区分		温室効果ガス排出量 （実績値）（千 t-CO ₂ ）		現状趨勢ケース（推計値） （千 t-CO ₂ ）			
		基準年度 平成 25 （2013） 年度	現状年度 平成 30 （2018） 年度	令和 12（2030）		令和 32（2050）	
				排出量	平成 25 （2013） 年度比 増減率	排出量	平成 25 （2013） 年度比 増減率
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	56.1	55.1	55.1	-1.8%	55.1	-1.8%
	業務その他部門	31.6	19.4	19.7	-37.7%	19.7	-37.7%
	家庭部門	42.1	29.3	26.0	-38.3%	21.2	-49.7%
	運輸部門	27.2	23.3	21.0	-22.7%	7.9	-34.3%
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野	3.6	3.2	2.8	-21.6%	2.3	-36.0%
CO ₂ 合計		160.5	130.2	124.6	-22.4%	116.1	-27.7%
CH ₄		0.1	0.1	0.1	-19.9%	0.1	-27.2%
N ₂ O		0.2	0.2	0.1	-18.1%	0.1	-33.0%
温室効果ガス排出量		160.9	130.5	124.8	-22.4%	116.3	-27.7%

◆エネルギー消費量の将来推計結果（現状趨勢ケース（BAU））

区分		エネルギー消費量 （実績値）（TJ）		現状趨勢ケース（推計値） （TJ）			
		基準年度 平成 25 （2013） 年度	現状年度 平成 30 （2018） 年度	令和 12（2030）		令和 32（2050）	
				消費量	平成 25 （2013） 年度比 増減率	消費量	平成 25 （2013） 年度比 増減率
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	617.8	767.6	767.6	24.2%	767.6	24.2%
	業務その他部門	297.1	242.0	245.5	-17.3%	245.5	-17.3%
	家庭部門	411.4	384.8	341.4	-17.0%	278.4	-32.3%
	運輸部門	420.0	387.3	349.1	-17.3%	295.1	-30.1%
合 計		1,748.3	1,781.6	1,703.6	-2.6%	1,586.6	-9.2%

◆現状趨勢ケース（BAU）の温室効果ガス排出量



(2) 対策による削減見込量

① 電力排出係数の低減による削減見込量（令和 12（2030）年度）

電気の二酸化炭素排出係数は、温室効果ガス排出量に大きく影響を及ぼす項目のひとつです。

国の「地球温暖化対策計画」では、令和 12（2030）年度の国全体の電気の二酸化炭素排出係数の目標値は 0.25kg-CO₂/kWh とされています。

本町で使用される電気の二酸化炭素排出係数も同様の 0.25 kg-CO₂/kWh に低減した場合、本計画の目標年度（令和 12（2030）年度）において 10.2 千 t-CO₂ の削減が見込まれます。

◆電力排出係数の低減による温室効果ガス排出量の削減見込量（2030 年度（令和 12 年度））

部門 (電気を使用する 部門のみ)		①	②	③ = (①×②)	④	⑤ = (③-④)	平成 25 (2013) 年度比 削減率 (%)
		現状趨勢ケース 温室効果ガス 排出量 (千 t-CO ₂)	電力 比率 (%)	電気の使用に伴う令和 12 (2030)年度温室効果ガス 排出量 (千 t-CO ₂)		削減見込量 (千 t -CO ₂)	
				現状の係数	係数低減後		
産業 部門	製造業	1.7	35.1	0.60	0.42	0.17	9.3
	建設業・鉱業	0.5	23.4	0.12	0.09	0.04	4.6
	農林水産業	1.7	8.1	0.14	0.10	0.04	5.2
業務その他部門		19.7	70.6	13.9	9.87	4.03	12.8
家庭部門		26.0	67.1	17.4	12.4	5.05	12.0
運輸 部門	鉄道	2.9	98.9	2.9	2.07	0.84	16.1
合計		52.5	－	35.1	24.9	10.2	6.3
電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)				0.352	0.250		

注) 1.合計値は、端数処理により合計値と一致しない場合がある。

2.①から⑤の数値の説明は以下のとおり。

- ①：現状趨勢ケース（BAU）の令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量
- ②：①の排出量のうち、電気の使用により排出される温室効果ガスの割合（平成 30（2018）年度と同じ）
- ③：電気の使用による令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量（現状年度の電気排出係数 0.352kg-CO₂/kWh を使用）
- ④：電気の使用による令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量（令和 12（2030）年度目標の電気排出係数 0.25 kg-CO₂/kWh）
- ⑤：電気の排出係数の低減により見込まれる削減量

② 国等と連携して進める各種エネルギー対策等による削減見込量（令和 12（2030）年度）

国の削減目標「温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 46%削減」の根拠として、「地球温暖化対策計画」（令和 3（2021）年 10 月 閣議決定）では、地方公共団体や事業者などと連携して進める各種対策について、削減見込量の推計が行われています。

それらについて、島本町における平成 30（2018）年度以降の二酸化炭素排出量の削減見込量を推計した結果、令和 12（2030）年度における温室効果ガス削減見込量は、11.4 千 t-CO₂であり、平成 25（2013）年度比で 7.1%の削減となります。

◆国等と連携して進める対策による削減見込量（対策実施ケース：部門別）

部門		主な対策	令和 12 (2030)年度 削減見込量 (千 t-CO ₂)	令和 12 (2030)年度 削減見込量 (TJ)
産業 部門	製造業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0.95	14.8
		業種間連携省エネの取組促進	0.04	0.6
		燃料転換の推進	0.09	0.0
		FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.11	1.7
	建設業・ 鉱業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0.02	0.3
業務その他部門		建築物の省エネルギー化	0.29	4.5
		高効率な省エネルギー機器の普及・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	0.69	19.7
		BEMS の活用、省エネルギー診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	0.48	8.1
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.01	0.2
		廃棄物処理における取組（エネルギー起源 CO ₂ ）	0.08	1.1
家庭部門		住宅の省エネ化	1.24	19.6
		高効率な省エネルギー機器の普及	1.30	31.3
		トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	0.73	13.2
		HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	1.29	19.1
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.06	1.2
運輸部門		次世代自動車の普及、燃費改善	2.96	42.3
		公共交通機関及び自転車の利用促進	0.37	1.0
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.67	9.7
廃棄物分野		廃棄物焼却量の削減	0.01	
農業分野（CH ₄ ）		農地土壌に関する温室効果ガス排出削減対策（水田 CH ₄ 排出削減）	0.01	
令和 12（2030）年度 合計			11.4	188.4
平成 25（2013）年度比削減率			7.1%	10.8%

注) 1.国の「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」に基づき、町域における削減効果を算定している。
2.端数処理により、合計値と一致しない場合がある。

また、町内の特定排出者においても、各事業者や業界団体において温室効果ガス排出量に対する目標が掲げられています。それらに基づき、島本町における平成 30（2018）年度以降の二酸化炭素排出量の削減見込量を推計した結果、令和 12（2030）年度における温室効果ガス削減見込量は、19.5 千 t-CO₂ であり、平成 25（2013）年度比で 37.0%の削減となります。

さらに、各事業者及び業界団体では、令和 32（2050）年において、温室効果ガス排出量実質ゼロの目標が掲げられていることから、令和 32（2050）年の削減見込量は 51.1 千 t-CO₂（対平成 25（2013）年度比で 100%削減）となります。

◆特定排出者（製造業）における削減見込量

区分	温室効果ガス排出量 (実績値) (千 t-CO ₂)		対策実施ケース（推計値） (千 t-CO ₂)			
	基準年度 平成 25 (2013) 年度	現状年度 平成 30 (2018) 年度	令和 12 (2030)		令和 32 (2050)	
			排出量	平成 25 (2013) 年度比 増減率	排出量	平成 25 (2013) 年度比 増減率
特定排出者（製造業）	52.7	51.1	33.2	-37.0%	0	-100%

注) 島本町内における業種による温室効果ガス削減目標から推計した。なお、令和 32（2050）年においては、温室効果ガス排出実質ゼロが掲げられており、排出量は 0 とした。

③ 令和 32（2050）年脱炭素社会実現に向けた対策

「2050 年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」（令和 3（2021）年、国立環境研究所 AIM プロジェクトチーム）では、令和 32（2050）年脱炭素社会を実現するための技術・社会変容を見込んだ場合（脱炭素シナリオ）の部門別エネルギー消費量及びエネルギー構成について、平成 30（2018）年から令和 32（2050）年の推移が示されています。

それら部門ごとのエネルギー消費量の変化を踏まえることで、脱炭素シナリオにおける令和 32（2050）年のエネルギー消費量を推計した結果、エネルギー消費量は 731.0TJ となり、平成 25（2013）年度比で 58.2%の削減となります。

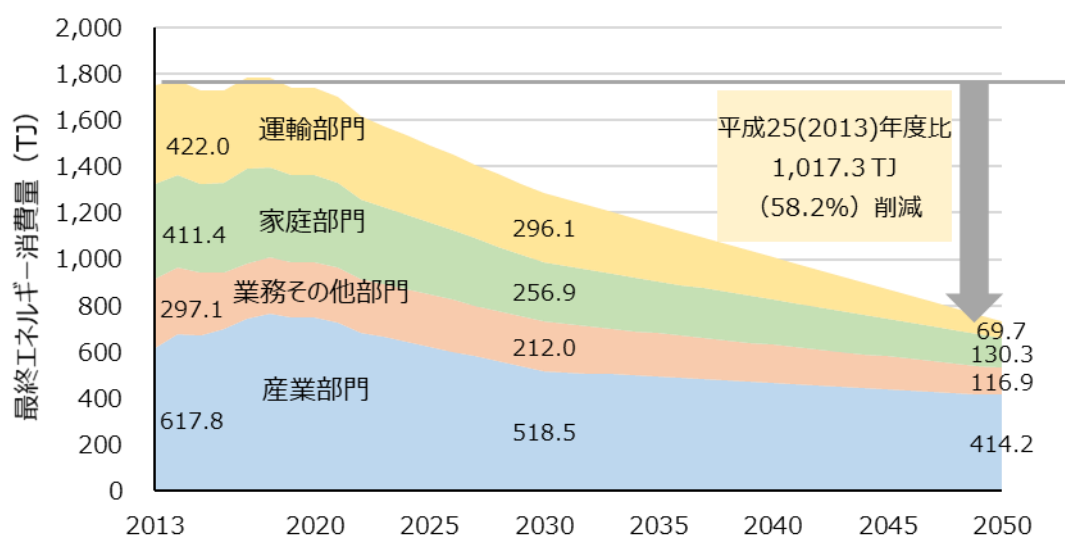
◆令和 32（2050）年脱炭素社会実現に向けた対策による削減見込量（令和 32（2050）年）

部門・分野			平成 25 (2013) 年度 エネルギー 消費量 (TJ)	①	②	③ = ①×②	④ = ①-③	平成 25 (2013) 年度比 削減率
				現状すう勢 エネルギー 消費量 (TJ)	エネルギー 消費量 変化率	脱炭素シナリオ エネルギー消費量 (TJ)	削減 見込量 (TJ)	
産業部門			617.8	767.6	63.6%	414.2	353.4	33.0%
業務その他部門			297.1	245.5	47.6%	116.9	128.6	60.7%
家庭部門			411.4	278.4	46.8%	130.3	148.1	68.3%
運輸 部門	自動車	旅客	244.5	160.4	9.5%	15.3	145.2	93.8%
		貨物	77.7	66.9	27.7%	18.5	48.4	76.1%
	鉄道		99.9	67.7	52.9%	35.9	31.9	64.1%
合 計			1,748.3	1,586.6	－	731.0	855.6	58.2%

注) 1.「エネルギー消費変化率」は「2050 年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」に示される部門別エネルギー消費量の推移から算出した。

2.端数処理の関係から、合計等と一致しない場合がある。

◆エネルギー消費量（脱炭素シナリオ）の推移



(3) 長期（令和 32（2050）年）温室効果ガス削減シナリオ

ア 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

環境省により公表されている「REPOS」（再生可能エネルギー情報提供システム）より、島本町における再生可能エネルギーポテンシャル量の把握を行いました。

島本町における再生可能の導入は、太陽光発電設備の設置を中心と考えると、再生可能エネルギー導入ポテンシャルは 261.6TJ/年（54.9MW）となります。

◆島本町における再生可能エネルギーのポテンシャル量（発電）

再生可能エネルギー		ポテンシャル	
		導入量（MW）	発電量（TJ/年）
太陽光	建物系	52.5	250.4
	土地系	2.4	11.2
合計		54.9	261.6

注) 1.太陽光（建物系）は官公庁、病院、学校、戸建住宅等、集合住宅、工場、倉庫、その他建物、鉄道駅を対象とする。
2.太陽光（土地系）は最終処分場（一般廃棄物）、耕地（田、畑）、荒廃農地、ため池、町保有地、駐車場を対象とする。

イ 再生可能エネルギー導入量

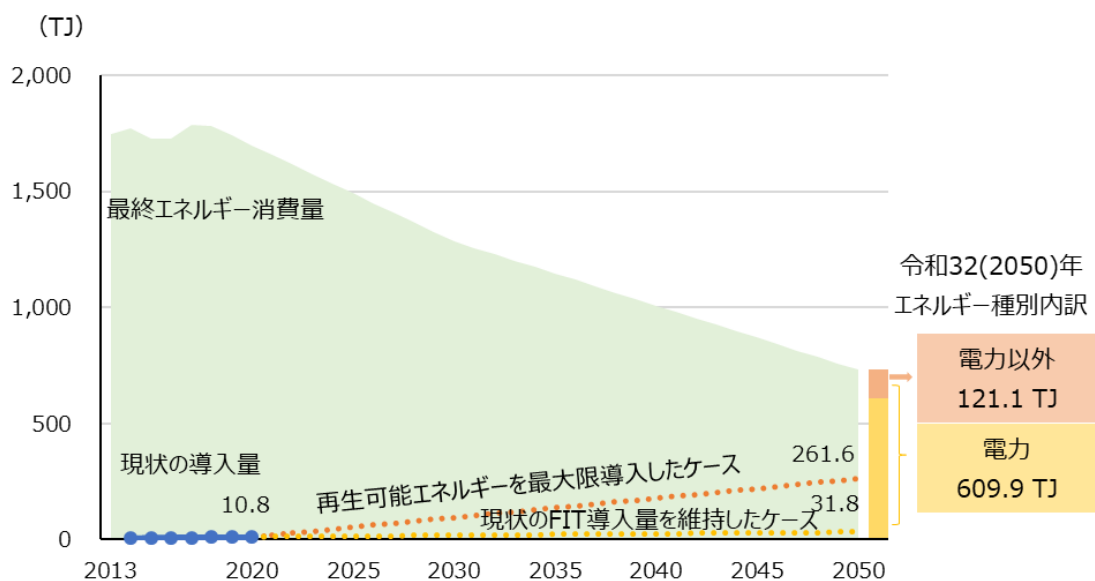
島本町における将来的な再生可能エネルギーの導入必要量を把握するため、エネルギーの内訳を推計しました。令和 12（2030）年度のエネルギー消費構成は、平成 30（2018）年度と同様と考え、また、令和 32（2050）年のエネルギー消費構成は、「2050 脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」（令和 3（2021）年、国立環境研究所 AIM プロジェクトチーム）に示される令和 32（2050）年の部門別エネルギー消費構成に基づき設定しました。

その結果、令和 12（2030）年度のエネルギー消費量（脱炭素シナリオ）1,283.4TJのうち、電力は554.4TJ、電力以外は729.1TJ、令和 32（2050）年は731.0TJのうち、電力は609.9TJ、電力以外は 121.1TJ となりました。この電力による消費エネルギー量を再生可能エネルギーに転化可能なエネルギー量と考えた場合、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの 261.6TJ を最大限導入した場合でも、令和 12（2030）年度の電力によるエネルギー消費量を賄うことができないと推計されます。

◆エネルギー消費構成

項目	令和 12（2030）年		令和 32（2050）年	
	エネルギー消費量（TJ）	CO ₂ 排出量（千 t-CO ₂ ）	エネルギー消費量（TJ）	CO ₂ 排出量（千 t-CO ₂ ）
エネルギー消費量（脱炭素シナリオ）	1,283.4	85.1	731.0	22.2
うち電力	554.4	38.5	609.9	22.0
うち電力以外	729.1	46.6	121.1	0.2

◆最終エネルギー消費量とシナリオ別再生可能エネルギー導入量の推移



ウ 令和 32（2050）年における温室効果ガス排出量

令和 32（2050）年に再生可能エネルギーを最大限導入した場合、令和 12（2030）年及び令和 32 年（2050）年におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は、令和 12（2030）年において平成 25（2013）年度比 51.0%削減、令和 32 年度は 91.1%削減となります。

島本町において、最大限再生可能エネルギーを導入した場合でも、令和 32（2050）年における最終エネルギー消費量を補うことができないこと、産業部門や家庭部門において一部化石エネルギーの使用が必要となること、また、廃棄物分野などエネルギー分野以外からの排出が生じることから、14.3 千 t-CO₂ の温室効果ガス排出量が見込まれます。

◆エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の削減見込（対策実施ケース）

項目		令和 12（2030）年		令和 32（2050）年	
		エネルギー消費量（TJ）	CO ₂ 排出量（千 t-CO ₂ ）	エネルギー消費量（TJ）	CO ₂ 排出量（千 t-CO ₂ ）
現状趨勢（BAU）ケース		1,703.6	124.8	1,586.6	116.3
削減項目	電力排出係数の低減	—	-10.2	—	—
	国等との連携による削減対策	-188.4	-11.4	—	—
	特定排出者（製造業）における対策	—	-17.9	—	-51.1
	令和 32（2050）年脱炭素社会実現に向けた対策	—	—	-855.6	-41.5
	再生可能エネルギーの導入	(-94.4)	-6.6	(-261.6)	-9.4
合計		1,515.2	74.8	731.0	14.3
平成 25（2013）年度比削減率		13.3%	51.0%	58.2%	91.1%

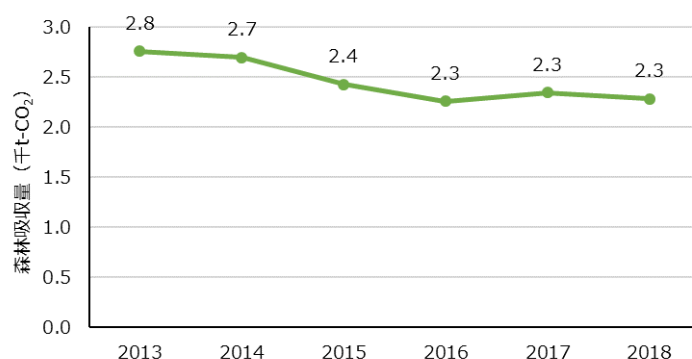
注) 1.「電力排出係数の低減」について、電力消費量は変わらないため、エネルギー消費量は変動しない。
 2.「再生可能エネルギーの導入」について、消費するエネルギー量は変わらないため、再生可能エネルギーの発電により得られるエネルギーは削減量に含めない。

エ 森林による温室効果ガス吸収量の将来推計

本町における森林吸収量は、国の森林吸収量を森林面積で案分することで算出しました。本町における 2018 年度の森林吸収量は 2.3 千 t-CO₂ となります。

また、令和 12（2030）年度及び令和 32（2050）年度の森林吸収量は、森林の活用と保全の取組を推進することで現状の森林吸収量の維持に努めることとします。

◆森林吸収量の推移



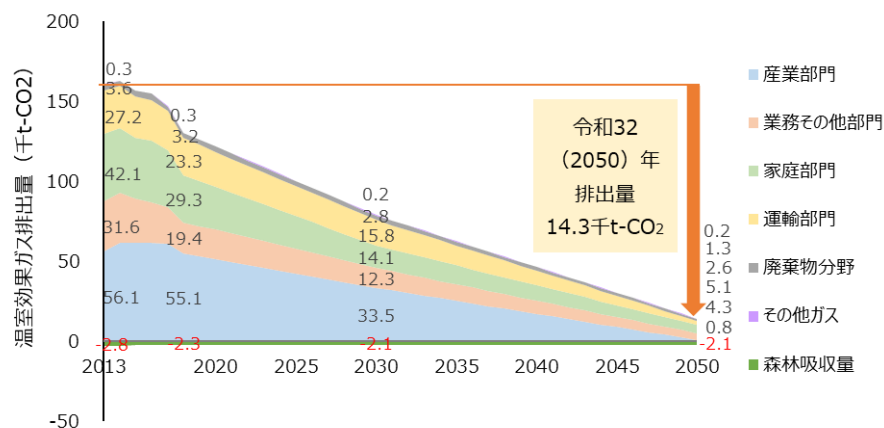
オ 長期（令和 32（2050）年）温室効果ガス排出量と吸収量

島本町において最大限再生可能エネルギーを導入した場合でも、最終エネルギー消費量を補うことはできず、令和 32（2050）年において、14.3 千 t-CO₂ の温室効果ガスが排出されると見込まれます。

また、島本町における森林吸収量（2.1 千 t-CO₂）を見込んだ場合、島本町全体としての排出量は 8.1 千 t-CO₂ となります。

このため、令和 32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにするためには、森林整備等の推進により森林吸収量の確保に努めるとともに、町域外からの脱炭素電力の調達や他の措置が必要となります。さらに、ネガティブエミッション技術（大気中から CO₂ を回収・除去）や、直接空気から回収する DAC など技術革新の動向を踏まえながら、本町においても取り入れることで、温室効果ガス排出量が実質ゼロになるよう取組を進めていきます。

◆温室効果ガス排出量（再生可能エネルギーを最大限導入したケース）



2 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 短期（令和 12（2030）年度）目標

現状維持ケース（BAU）による令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量の推計結果と温室効果ガスの削減見込量の推計における削減ポテンシャルの積み上げ結果から、本町の令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量は、46.9%削減することができると見込まれます。

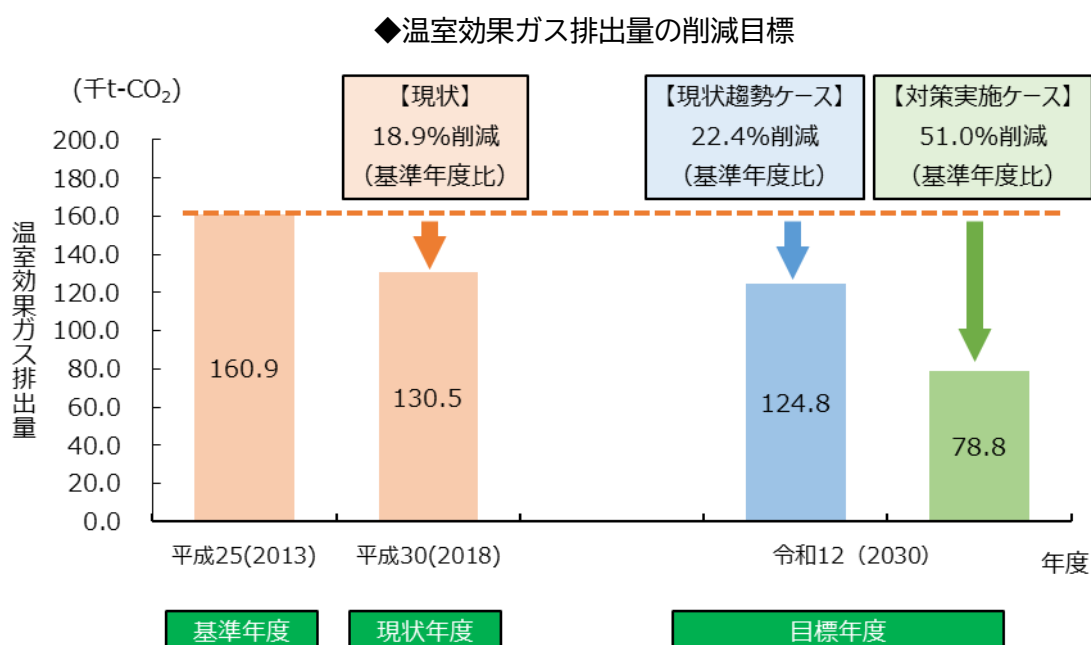
さらに、本町の再生可能エネルギーポテンシャル、エネルギー使用量推計結果、温室効果ガス排出量の長期目標達成のために必要となる再生可能エネルギー量から、令和 12（2030）年度に必要な再生可能エネルギー導入による削減見込量は 6.6 千 t-CO₂ であるため、令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量は、51.0%削減することができると見込まれます。

そこで、本町では、国の「地球温暖化対策計画」における目標を上回る「令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を基準年度の平成 25（2013）年度比で 51%削減」をめざします。

温室効果ガス排出量の短期目標

令和 12（2030）年度に

平成 25（2013）年度比で 51%削減をめざします



◆温室効果ガス排出量の削減目標値

項目	削減見込量 (千 t-CO ₂)	平成 25 (2013) 年度比削減率
現状趨勢ケース (BAU)	36.0	22.4%
電力排出係数の低減	10.2	6.3%
国等との連携による対策の実施	11.4	7.1%
特定排出者 (製造業) における対策	17.9	11.1%
再生可能エネルギーの導入	6.6	4.1%
合 計	82.1	51.0%

注) 端数処理の関係から、合計等と一致しない場合がある。

(2) 長期 (令和 32 (2050) 年度) 目標

国は、「地球温暖化対策計画」において、令和 32 (2050) 年カーボンニュートラルの実現を目指すとしています。本町においても、長期的な目標として、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロとする「脱炭素社会」の実現を目指します。

温室効果ガス排出量の長期目標

令和 32 (2050) 年度に

温室効果ガス排出量実質ゼロをめざします

3 再生可能エネルギーの導入目標

本町の再生可能エネルギーポテンシャル、エネルギー使用量推計結果、温室効果ガス排出量の長期目標達成のために必要となる再生可能エネルギー量を踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標を以下のとおり設定します。

再生可能エネルギーの導入目標

短期目標：令和 12（2030）年度に

94.4TJ（設備容量 19.8MW）とします

長期目標：令和 32（2050）年度に

261.6TJ（設備容量 54.9MW）とします

※エネルギー量は、1kWh=3.6MJ/kWh として算定しました。

第5章 削減目標達成に向けた取組（緩和策）

1 めざす将来像

「島本町環境基本計画（中間見直し版）」では、町の将来像を「ひと まち しぜんの三川合流 しまもと」として5つの基本方針を掲げています。基本方針のひとつが「できることからはじめよう！地球にやさしいまちづくり（低炭素）」であり、一人ひとりがそれぞれの立場で、暮らしや事業活動を見直し、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用など、低炭素・脱炭素の社会づくりに向けた取組を進めることとし、将来にわたって、住民、事業者、町が一体となって、脱炭素社会の実現をめざします。

2 目標達成に向けた取組の方向性

本町における温室効果ガス排出量のガス種別割合は、平成30（2018）年度でエネルギー起源CO₂の割合が97.3%と大きな割合を占めています。長期目標の達成のためには、エネルギー起源CO₂の割合（排出量）をできる限りゼロに近づけることが重要です。

このため、長期目標達成のための取組の方向性として、以下を掲げます。

- 省エネルギー対策の推進によるエネルギー消費量の削減（省エネルギーの推進）
- 脱炭素燃料等に由来するエネルギー源への転換（再生可能エネルギーの活用）
- 脱炭素燃料等に転換しきれない排出量は、森林整備による森林吸収源の確保や脱炭素技術等の動向を踏まえ、多様な手法による炭素吸収に係る取組を推進し、温室効果ガス排出量実質ゼロをめざす（脱炭素なまちづくり、循環型社会の形成）

2050年にむけて、さらなる取組の推進を図るとともに、国等と連携し、工場や発電所等で発生するCO₂の回収・有効利用などの脱炭素社会に向けた技術革新及びその導入により、削減を加速させていきます。

また、どうしても削減できないCO₂については、森林吸収や町域外からの脱炭素電力の調達やその他の措置等により、二酸化炭素排出量実質ゼロをめざします。

3 施策の体系

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に取り組むために、5つの基本方針を掲げ、総合的に取り組んでいきます。

基本方針ごとに主要施策を次のように体系づけ、各基本方針と関連性の高い SDGs を示しています。各種取り組みについては住民・事業者・町の協働により、計画を推進していきます。

基本方針1～4は、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組（緩和策）に対する方針です。

基本方針5は災害の発生や熱中症など、私たちが直接的に被る気候変動の影響に対する取組（適応策）に対する方針です。

◆施策体系



4 基本方針ごとの取組

基本方針1

省エネルギー対策の推進

温室効果ガス排出量を減らす取組として、重要な取組が、エネルギー消費量の削減、いわゆる省エネルギー対策です。

省エネルギー対策には、こまめにスイッチを切るといった費用がかからずにできるものから、省エネタイプの設備・機器を導入するといった効果は大きいものの費用がかかるものまで、幅広くあります。

特に町内において排出量の多い家庭部門や業務その他部門については、エネルギーの消費量のうち電力の占める割合が高く、電力使用量の削減が必要です。脱炭素社会の実現に向けて、電気を無駄なく賢く使い、効率的かつ効果的な省エネを推進するために、脱炭素型ライフスタイルへの転換に取り組むとともに、建物の省エネ化や省エネ設備の導入を促進します。

町の取組

① 脱炭素型ライフスタイルの推進

島本町全体の温室効果ガス排出量を削減するためには、たとえ小さな取組であっても、できるだけ多くの人が無理のない範囲で継続して取り組む必要があります。アンケート調査結果では、多くの項目で省エネルギー行動について取り組んでいると 50%以上の住民が回答しており、省エネルギー行動への関心が高いことがうかがえます。町が率先して省エネルギーに配慮した行動を行うとともに、情報の提供を通じて省エネルギー行動を推進します。

- ・ COOL CHOICE の普及促進を実施することで、省エネ意識の向上を図ります。
- ・ 脱炭素型のライフスタイルを率先して推進します。
- ・ 夏の節電やライトダウンキャンペーン等の節電・省エネ行動を推進します。
- ・ 省エネルギー行動に関する情報提供や普及啓発を推進します。

② 家庭や事業所の省エネルギー化の推進

住宅・建築物の断熱化や高効率機器の導入等による省エネ化は、中長期にわたり温室効果ガス排出の抑制・エネルギー使用量の削減につながるとともに、エネルギーコストの削減にもつながります。住宅・建築物の省エネに関する情報の提供により、建替えや改修時を契機とした省エネ設備等の導入を通じて、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図り、脱炭素化を推進します。また、公共施設における建物の ZEB 実証事業の率先的な実施について、研究・検討を進め、業務用施設の省エネ化を推進します。

- ・ 公共施設への省エネ機器等の率先導入を推進します。
- ・ 公共施設の ZEB 化について検討します。

- ・防犯灯等の LED 化を促進します。
- ・断熱性能の高い住宅・建築物の導入を促進します。
- ・家庭や事業所への高効率機器の導入を促進します。
- ・住宅の ZEH 化やオフィスビルの ZEB 化、断熱リフォーム等について、情報の提供を行います。

住民の取組

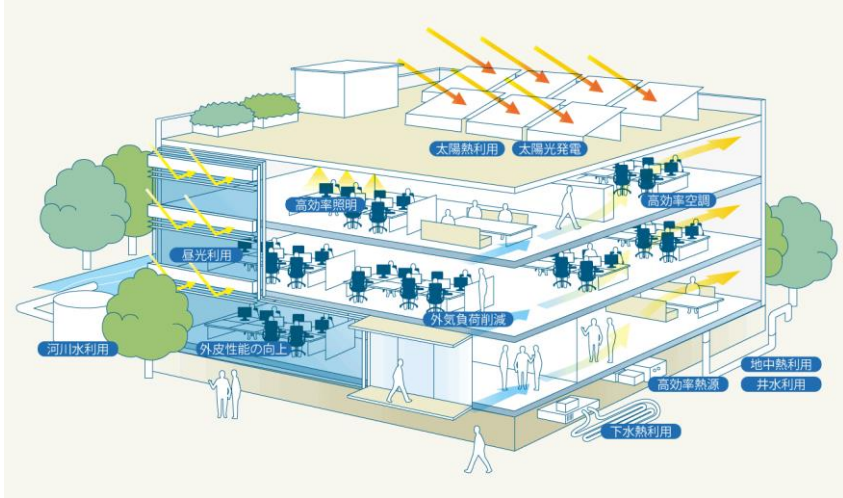
- ・照明等をこまめに消す、冷暖房の設定温度に気を付けるなど、省エネ化に努めます。
- ・クールビズ、ウォームビズに努めます。
- ・省エネ行動に関する情報収集に努めます。
- ・省エネ家電の導入に努めます。
- ・環境負荷の低い製品等の使用に努めます。
- ・住宅・建築物を新築、増改築する際には、省エネ基準の適合に努めます。
- ・省エネナビの設置などエネルギー消費の「見える化」に努めます。
- ・フロンが含まれる製品（冷蔵庫、エアコン等）を廃棄する際は、適正に処分します。

事業者の取組

- ・照明等をこまめに消す、冷暖房の設定温度に気を付けるなど、省エネ化に努めます。
- ・クールビズ、ウォームビズに努めます。
- ・省エネ行動に関する情報収集に努めます。
- ・省エネ設備（空調、照明等）の導入に努めます。
- ・環境負荷の低い製品等の使用、開発に努めます。
- ・住宅・建築物を新築、増改築する際には、省エネ基準の適合に努めます。
- ・「エコアクション 21」や「ISO14001」等の環境マネジメントシステムの導入に努めます。
- ・省エネナビの設置などエネルギー消費の「見える化」に努めます。
- ・フロンが含まれる製品（冷蔵庫、エアコン等）を廃棄する際は、適正に処分します。

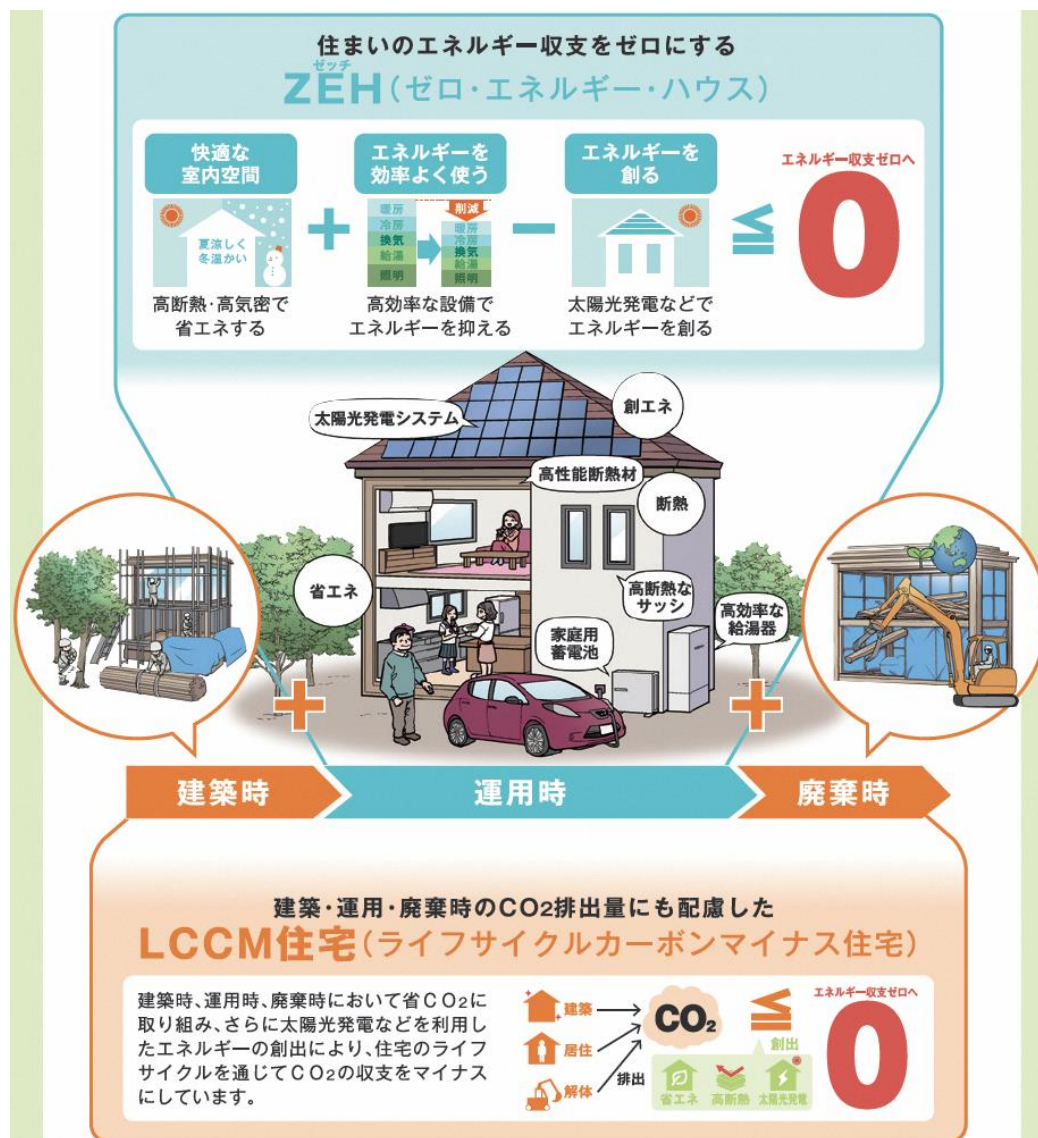
◆◆◆ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル） ◆◆◆

ZEB（ゼブ）とは、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物のことです。快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽^{しゃへい}、自然エネルギー利用、高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等により使う分のエネルギーを創ることで、建物で消費するエネルギー消費量を実質ゼロにすることができます。



出典：資源エネルギー庁ホームページ 省エネポータルサイト

◆◆◆ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） ◆◆◆



出典：国土交通省ホームページ

ZEH（ゼッチ）とは、家庭で使用する年間エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。

家の断熱性能を大幅に向上させるとともに、高効率な空調等の設備システムの導入により室内環境の質も維持しながら省エネルギーを実現し、使用するエネルギーを太陽光発電や地中熱などの再生可能エネルギーの活用を組み合わせることで ZEH が実現されます。

また、家庭における再生可能エネルギーの活用は、台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電による電気を使えるメリットもあります。

さらに、省 CO₂ 化を進めた先導的な低炭素住宅である LCCM 住宅（ライフサイクルカーボンマイナス住宅）では、建設時、運用時、廃棄時においてできるだけ省 CO₂ に取り組み、ライフサイクルを通じて CO₂ の収支をマイナスにします。

◆◆◆日常生活における地球温暖化対策◆◆◆

家庭の中ではさまざまな電化製品を使用することにより温室効果ガスを排出しています。日常生活における地球温暖化対策を一人ひとりが実践することで、一つ一つの取組の効果は小さくても町域全体で取り組むことにより大きな効果となります。身近な地球温暖化対策を心がけ、継続して取り組んでいくことが重要です。

照明の点灯時間を短くする (54W の白熱電球 1 灯の点灯時間を 1 日 1 時間短縮した場合)	CO₂ 削減量 : 9.26kg/年 節約金額 : 530 円/年	
省エネ型の LED ランプに取り替える (54W の白熱電球から 9W の LED ランプに替えた場合)	CO₂ 削減量 : 42.30kg/年 節約金額 : 2,430 円/年	
	冷房は必要な時だけつける (設定温度 28℃ 冷房を 1 日 1 時間短縮した場合)	CO₂ 削減量 : 8.82kg/年 節約金額 : 510 円/年
	暖房は必要な時だけつける (設定温度 20℃暖房を 1 日 1 時間短縮した場合)	CO₂ 削減量 : 19.14kg/年 節約金額 : 1,100 円/年
	フィルターを月に 1 回 2 回清掃する (フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較)	CO₂ 削減量 : 15.01kg/年 節約金額 : 860 円/年
液晶テレビの画面を明るすぎないようにする (テレビ (32V 型) の画面の輝度を最適 (最大⇒中間) にした場合)	CO₂ 削減量 : 13.22kg/年 節約金額 : 730 円/年	
	冷蔵庫にものを詰め込みすぎない (詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較)	CO₂ 削減量 : 20.60kg/年 節約金額 : 1,180 円/年
	冷蔵庫の温度を適切に設定する (周囲温度 22℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合)	CO₂ 削減量 : 29.00kg/年 節約金額 : 1,670 円/年
使わないときはトイレのフタを閉める (フタを閉めた場合と、開けっ放しの場合との比較 (貯湯式))	CO₂ 削減量 : 16.40kg/年 節約金額 : 940 円/年	
暖房便座の温度を低めに設定する (冷房期間は便座の暖房を OFF にし、便座の設定温度を一段階下げた(中⇒弱)場合 (貯湯式))	CO₂ 削減量 : 12.40kg/年 節約金額 : 710 円/年	

出典 : 省エネ性能カタログ 家庭用 2021 年版 (経済産業省 資源エネルギー庁)

◆◆◆事業活動における地球温暖化対策◆◆◆

使用している設備の現状把握を行い、温度や照度などの設定の見直しや、適切な設備の運用・管理などの運用改善を行うこと、LED 照明や高効率空調などの省エネ設備を導入することで、余分なエネルギーの使用を抑えるだけでなく、コストを削減することができます。

【運用改善】

作業に十分な照度があれば、消灯したり間引きすると省エネになります 対象設備：水銀灯（400W）151 台→50 台	<電線・ケーブル製造業> 従業員数：約 15 名 電力削減効果：19,365kWh/年 削減金額：310 千円/年
空調温度を夏季に 1℃変えると約 10%の省エネになります 対象設備：空調機 10 台 電動機容量 計 55.2kW	<伸線・圧延業> 従業員数：約 45 名 電力削減効果：2,956kWh/年 削減金額：47 千円/年
エア漏れを防止すると省エネになります 対象設備：コンプレッサ 5 台 計 37.5kW 10%の漏れを 2%に低減	<自動車部品製造業> 従業員数：約 35 名 電力削減効果：7,053kWh/年 削減金額：120 千円/年
燃焼設備に供給される燃焼空気を減らすと省エネになります （例：燃焼時の空気が必要以上に多いと、無駄にエネルギーを消費します。排ガス酸素濃度を確認しながら、燃焼空気を低減することで省エネになります。） 対象設備：蒸気ボイラ 1 台（4t/h）	<プラスチック製品製造業> 従業員数：約 20 名 A 重油削減効果：13.4kL/年 削減金額：817 千円/年

【設備更新】

蒸気配管を保温すると省エネになります 対象設備：小型貫流ボイラ 2t/h	<化学薬品製造業> 従業員数：約 40 名 A 重油削減効果：153kL/年 削減金額：9,333 千円/年 投資金額：3,730 千円
ポンプ・ファンにインバータを導入すると省エネになります （例：バルブで流量を絞ってもポンプの動力は減りません。ポンプにインバータを取り付けて、回転数を制御すれば省エネになります。） 対象設備：ポンプ 2.2kW 1 台	<金属表面処理業> 従業員数：約 10 名 電力削減効果：5,038kWh/年 削減金額：81 千円/年 投資金額：176 千円
老朽化した変圧器を高効率タイプに更新すると省エネになります （例：昔（1999 年以前）の変圧器に比べ、損失が 50%以下になっています。） 対象設備：三相変圧器 200kVA・600kVA 各 1 台 単相変圧器 75kVA 1 台	<食料品製造業> 従業員数：約 100 名 電力削減効果：17,035kWh/年 削減金額：273 千円/年

出典：儲けにつながる省エネ術

（2016 年 6 月発行、経済産業省 資源エネルギー庁、一般財団法人省エネルギーセンター）

太陽光やバイオマス（間伐材や木くず、剪定枝等）などの再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、枯渇することのない持続可能なエネルギー源です。また、自家消費型の太陽光発電システムと蓄電池を併せて活用することで、発電した電力を効率的に利用できるだけでなく、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。

町内における再生可能エネルギーと蓄電池の普及促進、温室効果ガス排出量の少ない燃料や電気へのエネルギー転換に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入を進めていくことで、エネルギーの地産地消を目指します。

町の取組

① 再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消

町内における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、発電した電力を効率的に町域で活用できるように蓄電池の導入等についても支援等により普及を促進します。

さらに、再生可能エネルギーで発電している温室効果ガス排出量の小さい電力への切替を促進します。

また、地域で創った電気や熱を地域内で消費するエネルギーの地産地消は、エネルギー代金の地域外流出を減らし、地位以内で循環する代金が増えることで地域の雇用や消費につながる取組です。このため、エネルギーの地産地消に向けた取組を積極的に進めます。

- ・住民・事業者における再生可能エネルギーの導入を促進するために、公共施設への太陽光発電システム等の率先的導入に努めます。
- ・再生可能エネルギーで発電している排出係数の小さい電力への切替を検討するとともに、普及啓発を進めます。
- ・再生可能エネルギーやエネルギーの地産地消について、普及啓発を実施します。
- ・民間事業者への再生可能エネルギーシステムの導入促進に向けて設備導入段階における補助等について検討するとともに、情報提供などについて支援します。

② 自立・分散型エネルギー社会の形成に向けた仕組みづくり

自立・分散型エネルギー社会の形成に向けて、他自治体との広域連携や、PPA 事業による再生可能エネルギーの導入等を検討します。

- ・太陽光発電システムの普及促進に向けて、PPA 事業などについて情報収集を行うとともに、導入を検討します。
- ・温室効果ガス排出量の少ない電力や再生可能エネルギー由来の電力について知識の向上を図ります。
- ・温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換に関する知識の向上を図るとともに、普及啓発を実施します。

住民の取組

- ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ・給湯などへの太陽熱の利用に努めます。
- ・太陽光発電システムから発電された電力の有効活用のため、蓄電池の導入を検討します。
- ・温室効果ガス排出量の少ない電力や再生可能エネルギー由来の電力への切替を検討します。

事業者の取組

- ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ・マイクロ水力発電の導入により、排水などからの発電を検討します。
- ・温室効果ガス排出量の少ない電力や再生可能エネルギー由来の電力への切替を検討します。
- ・温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換に努めます。

◆◆◆ゼロカーボンアクション 30◆◆◆

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。「ゼロカーボンアクション 30」にできるところから取り組んでみましょう！

エネルギーを 節約・転換しよう！ 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化	太陽光パネル付き・ 省エネ住宅に住もう！ 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫	CO2 の少ない 交通手段を選ぼう！ 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ	食ロスをなくそう！ 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材で つくった菜食を取り入れた 健康な食生活 20 自宅でコンポスト
環境保全活動に 積極的に参加しよう！ 30 植林やゴミ拾い等の活動	CO2 の少ない製品・ サービス等を選ぼう！ 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資	3R（リデュース、 リユース、リサイクル） 24 使い捨てプラスチックの使用を なるべく減らす。マイバッグ、 マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴミの分別処理	サステナブルな ファッションを！ 21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ

出典：環境省ホームページ

町内の温室効果ガス排出量を削減するためには、省エネや節電などの取組だけでなく、社会システムや都市・地域の構造を脱炭素型に変えていく必要があります。

公共交通機関の利用促進や道路環境の整備などによる脱炭素型のまちづくりに取り組みます。また、大気中の温室効果ガスの吸収源となる市街地の緑の保全・創出や農地の保全を進めるとともに、ヒートアイランド対策に取り組みます。

町の取組

① 環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進

環境にやさしい移動手段の促進に向けて、公共交通機関や自転車などの利用を促すモビリティ・マネジメントを推進するとともに、次世代自動車の導入促進に向けた取組を実施します。

- ・環境にやさしい交通環境づくりに向けた交通施策として、環境負荷の少ない公共交通機関や自転車などへの利用転換を促すモビリティ・マネジメントを推進します。
- ・住民・事業者における次世代自動車の導入を促進するために、電動車等を公用車として率先的に導入します。
- ・「カーシェアリング」の取組を推進・利用します。
- ・電気自動車充電スタンド等の整備を促進します。

② 緑化の促進

CO₂の吸収源対策として、森林の保全や市街地の緑の保全・創出を推進するとともに、ヒートアイランド対策としても実施します。

- ・公共施設の緑化を進めるとともに、開発行為及び一定規模以上の建築行為については緑化の指導を行い、緑地を確保します。
- ・建物緑化助成制度による屋上・壁面緑化事業や緑のカーテンの推進等により、建物緑化を促進します。
- ・街路樹等について、道路整備に伴う設置に努めるとともに、街路樹の適正な管理に努めます。

③ 農林業の振興

温室効果ガスを吸収する機能や雨水を一時的に貯留する機能など多面的な機能を有している農地の保全に向けた取組を推進するとともに、地産地消を推進します。

- ・ 農業の保全を図るための地域ぐるみの活動等に対して支援します。
- ・ 環境に配慮した農業を推進することで、農地を保全します。
- ・ 島本町産農産物の情報発信、各種イベントの開催等により、地産地消を推進します。
- ・ 企業、ボランティア等との連携により、森林の保全整備を進めるとともに、林産物の PR と有効活用に努めます。

住民の取組

- ・ 近距離の移動の際には、自転車の利用や徒歩での積極的な移動に努めます。
- ・ 長距離の移動の際には、バスや電車などの公共交通機関の積極的な利用に努めます。
- ・ カーシェアリングによる車両の共同利用に努めます。
- ・ 車の買換時には、次世代自動車の購入を検討します。
- ・ 自動車の利用の際には、燃費に良い運転（エコドライブ）を心がけます。
- ・ 宅配サービスをできるだけ一回で受け取るように努めます。
- ・ 緑のカーテンなどの壁面緑化に努めます。
- ・ ベランダや庭の緑化に努めます。
- ・ 地元で生産された食材を購入するように努めます。

事業者の取組

- ・ ノーマイカーデーの実施に努めます。
- ・ 近距離の移動の際には、自転車の利用や徒歩での積極的な移動に努めます。
- ・ 長距離の移動の際には、バスや電車などの公共交通機関の積極的な利用に努めます。
- ・ カーシェアリングの活用や事業の検討を行います。
- ・ 車の買替時には、次世代自動車の購入を検討します。
- ・ 自動車の利用の際には、燃費に良い運転（エコドライブ）に努めます。
- ・ 緑のカーテンなどの壁面緑化、事業所の屋上の緑化に努めます。
- ・ 事業者の敷地内への植樹などにより緑化に努めます。
- ・ 地元で生産された食材を利用した商品の製造を検討します。

◆◆◆エコドライブ10のすすめ◆◆◆

エコドライブとは、燃料消費量や CO₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心がけ」です。

エコドライブは、地球とおサイフにもやさしい！

ふんわりアクセル
「e スタート」



減速時は早めに
アクセルを離そう



自分の車の燃費を
把握しましょう



エコドライブは、特別な知識も、高度な技術も必要ありません。

車間距離をあけて、加速・減速の少ない運転



エアコンの使用は
適切に



ムダなアイドリングは
やめましょう



渋滞を避け、
余裕をもって出発



タイヤの空気圧から
始める点検・整備



不要な荷物は
おろしましょう



走行の妨げとなる
駐車はやめましょう



資料：環境省ホームページ

循環型社会の形成により、ごみを減量化することは、ごみの焼却処理による温室効果ガス排出量の削減につながります。特に廃棄物部門からの温室効果ガス排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却による排出が大部分を占めているため、プラスチックごみの削減に向けた取組を進めていきます。また、再利用・再資源化についても、資源の消費抑制を図り、その製品の製造等に係る温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、ごみの再利用や資源の有効活用に取り組みます。



町の取組

① ごみの減量化・再資源化の促進

ごみの減量化・再資源化を推進するとともに、マイバッグやマイボトルなどの活用や、食品ロスの削減を進めます。

- ・事業者と協定を締結し、マイバッグやマイボトルの販売等を実施することで、レジ袋等の削減を推進します。
- ・町職員に対して、環境配慮物品の積極的な購入を徹底します。
- ・食品を無駄にしない計画的購入や冷蔵庫の整理について、周知・啓発します。
- ・フードシェアリングサービスの推進やフードドライブの実施など食品ロス削減に向けた取組を進めていくとともに、啓発に努めます。

② 循環型社会形成への意識の醸成

住民・生活環境美化推進連絡会等と協働で実施する清掃活動を通じた環境意識の向上を図ることで、循環型社会の形成に向けた意識の醸成を図ります。

- ・ 幼少期からごみに関する知識の向上を図ります。
- ・ 住民や事業者の環境意識の向上を図ります。

住民の取組

- ・ 再資源化された商品の購入や、必要なものを必要な量だけ購入するように努めます。
- ・ 再生品、再生利用可能な商品、詰め替え商品、繰り返し使用できる商品の選択に努めます。
- ・ 不用品交換情報やリサイクルショップ、フリーマーケットを活用して再利用に努めます。
- ・ 修理や修繕により、製品の長期間の使用に努めます。
- ・ ごみ分別のルールを厳守します。
- ・ 店頭回収（食品トレイ、ペットボトル等）に協力します。
- ・ 地域における資源物回収に参加・協力します。
- ・ マイバッグやマイボトルの活用等によるプラスチック製品の購入や使用の自粛に努めます。
- ・ 食べ物を残さないことや食材を無駄にしない調理を行うなど、食品ロスの削減に努めます。
- ・ 廃棄物に関連する講座や学習活動への参加に努めます。

事業者の取組

- ・ ごみの発生を抑制し、再生利用を促進することによりごみを減量するとともに、排出したごみは適正に処理します。
- ・ マイボトルの活用や簡易包装の推進等により、プラスチック製品の購入や使用の自粛に努めます。
- ・ 修理や修繕により、製品の長期間の使用に努めます。
- ・ 再生資源の素材・材料やリサイクル製品等を優先的に使用するよう努めます。
- ・ 再生品の適切な表示や情報提供を行い、再生品・エコマーク商品等の販売促進に努めます。
- ・ リサイクル製品等のグリーン購入の積極的な実施に努めます。
- ・ 耐久性の高い製品や再使用しやすい製品の製造・販売を検討します。
- ・ リターナブル容器の利用や回収を促進し、使い捨て容器の使用抑制に努めます。
- ・ 修理・修繕体制や自主回収システムの整備を検討します。
- ・ 事業活動を通じて発生する食品ロスの削減に努めます。

◆◆◆食品ロスを減らそう◆◆◆

廃棄物のうち、食べられるのに捨てられてしまうものを「食品ロス」といいます。

日本における食品廃棄物など2,531万トンのうち、「食品ロス」は600万トンであり、国民1人1日当たりに換算すると「お茶碗約1杯分(約132g)の食べもの」になります。

一人ひとりが「もったいない」を意識して、買い物・調理など日々の生活を見直してみましょう。

出典：消費者庁作成
「食品ロス削減啓発三角POP」

お買物編

1 買物前に、食材をチェック

買物前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する

- ▶ メモ書きや携帯・スマホで撮影し、買物時の参考にする。



2 必要な分だけ買う

使う分・食べられる量だけ買う

- ▶ まとめ買いを避け、必要な分だけ買って、食べる



3 期限表示を知って、賢く買う

利用予定と照らして、期限表示を確認する

- ▶ すぐ使う食品は、棚の手前から取る



ご家庭編

1 適切に保存する

- ▶ 食品に記載された保存方法に従って保存する
- ▶ 野菜は、冷凍・乾燥などで下処理し、ストックする



2 食材を上手に使いきる

- ▶ 残っている食材から使う
- ▶ 作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで工夫する



クックパッド消費者庁のキッチンリメイクや食材を使いきるレシピを参考にしてみましょう。詳しくはQRコードへ



3 食べきれぬ量を作る

- ▶ 体調や健康、家族の予定も配慮する



第6章 気候変動への適応策（島本町地域気候変動適応計画）

1 気候変動への適応とは

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動によりすでに生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

平成30（2018）年に気候変動適応法が施行されたことで、適応策の法的位置づけが明確化され、国・地方公共団体・事業者・国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。気候変動適応法第12条では、都道府県及び市町村において地域気候変動適応計画の策定が努力義務とされ、自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動への「適応策」が求められています。

国では、令和3（2021）年度に新たな「気候変動適応計画」を閣議決定しました。気候変動の影響による被害を防止または軽減するため、各主体の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

本計画では、適応策を講じていくにあたって、国の「気候変動影響評価報告書」を活用して、気候変動における影響の現状と将来予測される影響の整理や気候変動における影響評価を行い、その課題に対して地域の特性に応じた適応策を推進します。

2 気候変動による影響評価

(1) 気候変動による影響

国の気候変動影響評価報告書では、科学的知見に基づき「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野を対象として、「重大性」「緊急性」「確信度」の3つの観点から気候変動が与える影響について評価しています。

国の気候変動による影響評価の結果を踏まえ、本町において気候変動による影響が既に生じている、又は本町の特徴を踏まえ重要と考えられる分野・項目について、整理しました。さらに、「重大性」が「特に大きい」と評価され、かつ「緊急性」が「高い」と評価された項目を中心に、本町の自然的、経済的、社会的な状況や後述する住民・事業者アンケート調査結果等も考慮して、本町独自の評価を行いました。

なお、選定しなかった項目についても、最新の知見の収集と将来の影響等の把握に努め、今後必要となる取組について検討していきます。

◆気候変動の影響評価（1）

分野	大項目	小項目	国の評価			町の評価
			重大性	緊急性	確信度	
農業	農業	水稻	○	○	○	○
		野菜等	◇	○	△	△
		果樹	○	○	○	□
		麦・大豆・飼料作物等	○	△	△	□
		病害虫・雑草等	○	○	○	○
		農業生産基盤	○	○	○	○
		食糧需給	◇	△	○	－
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□	○
	水資源	水供給（地表水）	○	○	○	○
		水供給（地下水）	○	△	△	
		水需要	◇	△	△	－
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	○	○	○	○
		里地・里山生態系	◇	○	□	○
		人工林	○	○	△	△
		野生鳥獣の影響	○	○	□	－
		物質収支	○	△	△	－
	淡水生態系	河川	○	△	□	○
	その他	生物季節	◇	○	○	○
		分布・個体群の移動（在来種）	○	○	○	○
		分布・個体群の移動（外来種）	○	○	△	

※凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に大きい、◇：影響が認められる、－：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

【町の評価】○：影響が大きい、△：影響が中程度、□：影響が認められる、－：現状では評価できない

◆気候変動の影響評価（2）

分野	大項目	小項目		国の評価			町の 評価
				重大性	緊急性	確信度	
自然 災害	河川	洪水		○	○	○	○
		内水		○	○	○	○
	山地	土石流・地すべり等		○	○	○	○
	その他	強風等		○	○	△	○
健康	暑熱	死亡リスク等		○	○	○	○
		熱中症等		○	○	○	
	感染症	水系・食品媒介性感染症		◇	△	△	△
		節足動物媒介感染症		○	○	△	
		その他の感染症		◇	□	□	
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響		◇	△	△	－
		脆弱性が高い集団への影響（高 齢者・小児・基礎疾患有病者 等）		○	○	△	○
		その他の健康影響		◇	△	△	－
産業・ 経済 活動	製造業	製造業		◇	□	□	□
		食品製造業		○	△	△	
	エネルギー	エネルギー供給		◇	□	△	□
	商業	商業		◇	□	□	□
		小売業		◇	△	△	
	金融・保険		○	△	△	□	
	観光業	レジャー		◇	△	○	□
		自然資源を活用したレジャー等		○	△	○	
	建設業		○	○	□	□	
	医療		◇	△	□	□	
その他	その他の影響（海外影響等）		◇	□	△	□	
住民 生活・ 都市 生活	都市インフラ、 ライフライン等	水道、交通等		○	○	○	○
	文化・歴史など を感じる暮らし	生物季節、伝統行 事・地場産業等	生物季節	◇	○	○	△
				伝統、地場	－	○	△
その他	暑熱による生活への影響等		○	○	○	○	

※凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に大きい、◇：影響が認められる、－：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

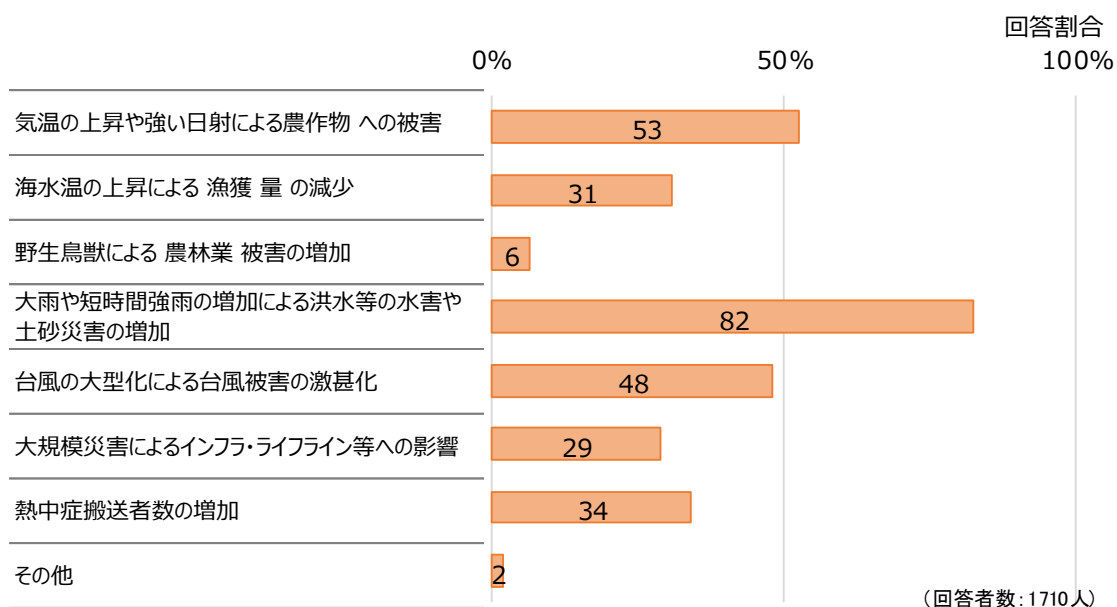
【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

【町の評価】○：影響が大きい、△：影響が中程度、□：影響が認められる、－：現状では評価できない

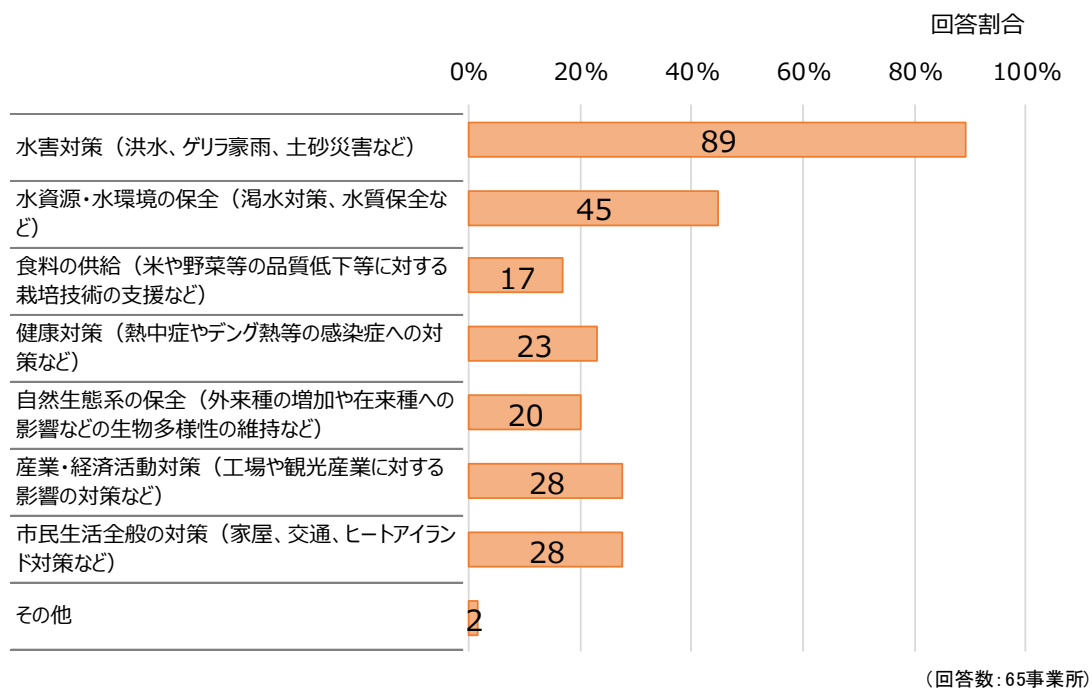
(2) 気候変動による本町への影響（アンケート調査結果より）

住民・事業所アンケート調査の結果より、地球温暖化による気候変動において町が取り組むべき分野としては、住民、事業者ともに大雨・台風・洪水などに対する「水害への対策」が最も多く、80%を超えていました。その他、住民では、「農作物への影響への対策」が、事業者では、「水資源・水環境の保全」が挙げられました。

◆町が取り組むべき分野（住民アンケート）



◆町が取り組むべき分野（事業所アンケート）



アンケート調査の結果より、本町において、今後重点的に対策していく必要があるとされている項目について、回答割合が多かった項目を抽出しました。これらの項目については、特に重点的に適応策の取組を進めます。

◆アンケート調査結果における気候変動による影響の評価

項目			現在の状況	住民 (重大性)	事業所 (緊急性)
農業	農業	水稻	品質の低下、収量の減少	○	－
		野菜等	生育障害の発生頻度の増加等	○	－
		大豆、小豆、飼料作物等	収量の減少	○	－
水環境・水資源	水環境	河川	水温上昇に伴う水質変化	－	○
	水資源	水供給（地表水）	給水制限の実施	－	○
		水供給（地下水）	渇水による用水等への影響		
自然災害	河川	洪水	大雨（洪水）	○	○
		内水	内水	○	○
	その他	強風等	強風発生	○	○
健康	暑熱	死亡リスク	気温の上昇による体調悪化	○	－
		熱中症	熱中症等	○	－
		生活への影響等	健康被害	○	－
住民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	渇水、洪水等による水道インフラへの影響 豪雨や台風による高速道路等の切土砂面への影響	○	○

※住民：「気候変動による影響への所感」を重大性の結果として示しています。

※事業者：「気候変動による影響への所感・町に求める重点対策」を緊急性の結果として示しています。

3 気候変動の影響に対する適応策

基本方針5

気候変動対策の推進

気候変動を抑えるためには、緩和が最も必要かつ重要な対策です。しかし、最大限の排出削減努力を行っても、避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

島本町において、すでに起きている、または今後予測される気候変動による影響を回避・軽減するための適応策を推進します。

町の取組

① 分野別の取組の推進

ア 農業・林業

- ・日照不足、高温等の気象条件や自然災害に対する管理、対策、病虫害発生情報などについて、農業者へ周知します。
- ・気候変動の影響による農作物被害の回避・軽減対策に対して支援します。
- ・都市農業が持つ防災空間としての機能を発揮するため、農道及び水路の整備を推進します。

イ 水環境・水資源

- ・森林の水源涵養機能が適切に発揮されるように、森林の整備・保全を推進するとともに、森林整備に必要な林道等の適切な維持管理に努めます。
- ・気候の変動により河川水質に変化が生じる可能性があるため、河川などの水質検査を継続します。
- ・気候変動による影響について最新の科学的な知見等の把握に努め、適宜対策を講じます。
- ・災害時や異常渇水時において必要な生活用水等を確保するため、雨水・地下水等を有効活用します。

ウ 自然生態系

- ・外来生物の定着に関する情報収集に努めるとともに、外来生物の防除に関する啓発を行います。
- ・ナラ枯れ被害の早期発見に努め、被害木の確実な処理及び拡大防止に取り組みます。
- ・ウェブサイトや各種広報、小冊子などにより、外来生物に関する正しい知識を普及啓発します。

エ 自然災害・沿岸域

- ・自主防災組織の設立促進と防災訓練の実施に取り組みます。

- ・防災ハザードマップを適切に更新し、普及啓発を進めます。
- ・風水害からの避難者の安全確保、被害を軽減するための水防活動訓練を実施します。
- ・被害を最小限に抑え、速やかに回復できるよう防災・減災を実施するとともに、地域における防災力を強化し、充実させます。
- ・関係機関や事業者などとの協定を締結し、災害時に不足する人手や物資の確保に努めます。
- ・広報、防災ハザードマップ、講座などを通じて、災害に備えるためのわかりやすい情報提供や啓発を行います。
- ・斜面地の防災・減災を実施するため、ハード面での整備等やソフト面での防災ハザードマップ等による周知等を組み合わせて総合的に実施します。
- ・自主防災組織の育成やボランティアとの連携など、住民主体の防災活動を支援し、地域の防災力の向上を図ります。
- ・グリーンインフラを構築する手法の一つである Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の考え方を広めます。

オ 健康

- ・熱中症対策について、ウェブサイト等で注意喚起や情報提供を行います。
- ・熱中症対策に関する「熱中症環境保健マニュアル」などに基づき、暑さを避ける、こまめな水分補給などの熱中症予防について普及啓発します。併せて、「熱中症警戒アラート」を活用した熱中症予防対策についても周知します。
- ・感染症医療提供体制の確保や感染症時発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施します。
- ・感染症等の発生と流行を未然に防止するため、防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を強化し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟します。
- ・気温の上昇と感染症の発生リスクの変化について情報収集及び提供を行います。
- ・大気環境の汚染物質の測定を継続するとともに、光化学スモッグ発生時には注意報発令するなど、被害の未然防止に努めます。

カ 産業・経済活動

- ・町内の観光資源を活用したクールスポットの設定と情報発信を推進します。
- ・気温上昇等による観光への影響について情報収集に努めるとともに、関係団体との協働により、気候の変化に適応した観光商品の開発やイベント開催方法等を検討し、地域観光振興を推進します。

キ 住民生活

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進します。
- ・停電時や災害時にも活用が期待される太陽光発電システム設置の支援を検討します。
- ・停電時や災害時にも活用が期待される定置用リチウムイオン蓄電池などの蓄電池システ

ム設置の支援を検討します。

- ・大規模開発時にはヒートアイランド現象の緩和につながるよう、緑の適切な配置について協議、指導します。
- ・節水効果や災害時等の非常用水、ヒートアイランド対策として活用できる雨水貯留槽の設置を検討します。
- ・道路整備に伴い街路樹等の設置に努めるとともに、街路樹の適正な管理を行うことで、ヒートアイランド対策を推進します。

住民の取組

- ・災害情報を収集できる環境を整えます。
- ・ハザードマップなどを活用し、災害発生時の行動を確認します。
- ・暑い日には室内・屋外を問わず、こまめに水分・塩分を補給するなど、熱中症対策を実施します。
- ・熱中症警戒アラートの活用など、熱中症について情報収集を行います。
- ・緑のカーテンなどの緑化や住宅の断熱化などを行い、室内環境の改善に努めます。
- ・感染症について情報収集を行い、予防に努めます。
- ・気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、自分のこととして把握します。
- ・見慣れない生物などの外来生物を発見した場合は、町に報告します。
- ・身近な生物季節や生態系などの変化について町へ情報提供を行います。
- ・ヒートアイランド対策として、打ち水等を実施します。

事業者の取組

- ・気候変動による作物等への影響の情報収集を行います。
- ・高温耐性品種の検討や作付け時期の調整などの対策を行います。
- ・自然災害発生時に建物の破壊・破損や倒木などが起こらないように点検などに努めます。
- ・事業活動中の熱中症対策を実施します。
- ・熱中症警戒アラートの活用など、熱中症について情報収集を行います。
- ・屋上や壁面などの緑化や建物の断熱化などを行い、室内環境の改善に努めます。
- ・感染症について情報収集を行い、予防に努めます。
- ・気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての適応策を検討します。
- ・見慣れない生物などの外来生物を発見した場合は、町に報告します。
- ・自社の井戸などの水質調査や水質改善・保全を実施します。
- ・身近な生物季節や生態系などの変化について町へ情報提供を行います。
- ・商業施設などで、街中のクールスポット創出に協力します。
- ・気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての「適応策」を検討します。

第7章 計画の推進体制・進行管理

1 推進体制

本計画を推進していくためには、住民・事業者・行政の各主体がそれぞれの責任と役割を認識し自主的に取組を進めるとともに、各主体が地球温暖化対策に関する情報を共有し、連携して取り組んでいく必要があります。

本計画の着実な進行を図るために、以下の推進体制を整えます。

(1) 庁内の推進体制

本町では「島本町地球温暖化対策推進委員会設置要綱」に基づき、温暖化対策を推進しており、本計画で示した5つの基本方針に基づく施策を実現していくためには、多くの部署が関係していることから、組織横断的な体制を整備し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進していきます。

(2) 国、大阪府等との連携

地球温暖化は、島本町だけで解決できる問題ではありません。広域的な視点に立って国、大阪府との関係をさらに強めるとともに、近隣市町村と連携して進めていきます。

(3) 住民・事業者・町との連携

島本町環境基本計画にあるように、本町では住民と事業者、特に住民が主体となって実践活動を行い、環境基本計画を進めるための団体として、「しまもと環境・未来ネット」が設立されており、本計画も、このしまもと環境・未来ネットと協働して推進していきます。

(4) 情報公開

住民・事業者と情報を共有するため、地球温暖化対策に関する情報や本計画の実施状況など、広報誌、町のホームページ等により情報を公開します。

2 進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルにより進行管理を実施します。Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（改善・見直し）の一連の流れを繰り返すことで、施策や事業の実施状況を継続的に改善しながら効果的な温室効果ガスの削減を目指します。

◆PDCA サイクル

